# 宮城県震災復興計画(最終案)参考資料

# 宮城県震災復興計画事業概要書

# 【留意事項】

- ・ 本事業概要書は、宮城県震災復興計画を推進していく上で、現時点で 県が実施を予定している事業をとりまとめたものです。
- ・ 各事業概要は,「宮城県震災復興計画(最終案)」の「6 分野別の復興の方向性」(P.21)に掲げている「主な事業」を体系毎に分類し,項目順に掲載しています。
- ・ 本事業概要書に記載している事業は、計画策定時点で想定した事業も 含まれており、必ずしもすべての事業で必要な財源が確保されているも のではありません。

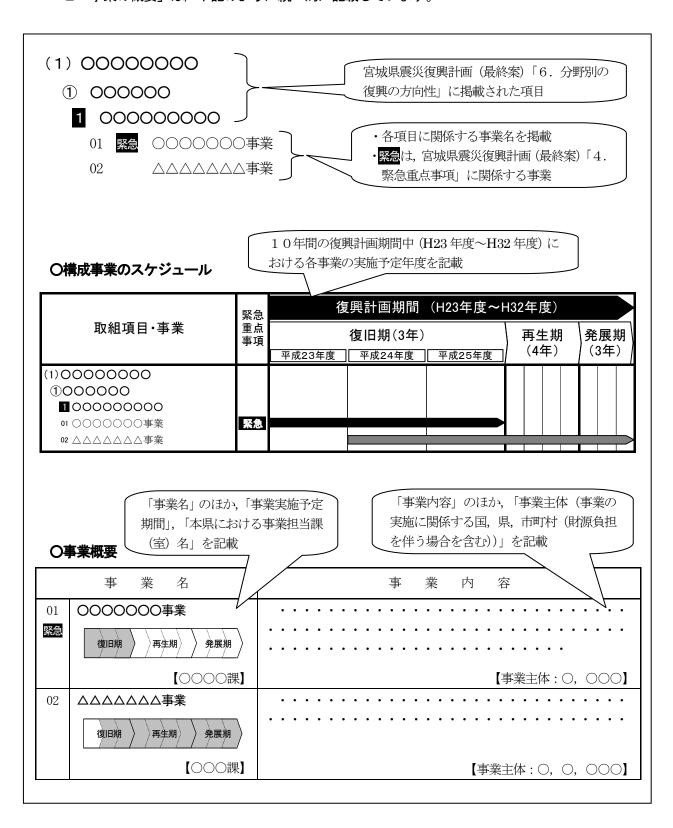
# 「宮城県震災復興計画事業概要書」掲載事業数(総括表)

<b>小野別の復開の大向性</b>		業数			
分野別の復興の方向性	【延べ		うち 再掲事		
(1)環境・生活・衛生・廃棄物					
① 被災者の生活環境の確保	25	(21)	0	(0)	
② 廃棄物の適正処理	5	(5)	0	(0)	
③ 持続可能な社会と環境保全の実現	9	(0)	0	(0)	
(2)保健・医療・福祉					
① 安心できる地域医療の確保	15	(13)	1	(1)	
② 未来を担う子どもたちへの支援	16	(7)	0	(0)	
③ だれもが住みよい地域社会の構築	18	(13)	5	(3)	
(3)経済・商工・観光・雇用					
① ものづくり産業の復興	37	(21)	5	(3)	
② 商業・観光の再生	35	(16)	13	(10)	
③ 雇用の維持・確保	21	(7)	8	(2)	
(4)農業・林業・水産業					
① 魅力ある農業・農村の再興	32	(19)	2	(2)	
② 活力ある林業の再生	15	(5)	6	(2)	
③ 新たな水産業の創造	26	(26)	8	(8)	
④ 一次産業を牽引する食産業の振興	24	(8)	6	(4)	
(5)公共土木施設					
① 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進	23	(5)	6	(3)	
② 海岸, 河川などの県土保全	16	(5)	0	(0)	
③ 上下水道などのライフラインの復旧	8	(4)	0	(0)	
④ 沿岸市町をはじめとするまちの再構築	11	(3)	5	(1)	
(6)教育					
① 安全・安心な学校教育の確保	20	(12)	2	(2)	
② 家庭・地域の教育力の再構築	9	(0)	2	(0)	
③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実	13	(4)	2	(0)	
(7)防災·安全·安心					
① 防災機能の再構築	22	(15)	7	(5)	
② 大津波等への備え	4	(2)	1	(1)	
③ 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化	2	(2)	1	(1)	
④ 安全・安心な地域社会の構築	15	(15)	0	(0)	
合計	421	(228)	80	(48)	

<sup>(</sup>注)括弧内は, 緊急重点事項に関係する事業数

## 凡 例

「2 事業の概要」は、下記のように統一的に記載しています。



# 目 次

1	争。	乗の体 糸・・・					 	 	 •
2	事為	業の概要⋯					 	 	 - 7
( 1	) <u>F</u>	環境・生活	・衛生・廃棄	€物⋯⋯			 	 	 . 7
	(1)		≦活環境の確						
	2		5正処理						
	3		社会と環境						
( 2	(1) 化	呆健・医療	• 福祉⋯⋯				 	 	 22
	1	安心できる	地域医療の	確保··			 	 	 22
	2	未来を担う	う子どもたち	への支持	爱		 	 	 28
	3	だれもが住	Eみよい地域	社会の権	構築 · ·		 	 	 34
(3	)糸		・観光・雇用						
	1	ものづくり	産業の復興				 	 	 41
	2	商業・観光	੯の再生⋯⋯				 	 	 52
	3	雇用の維持	<b>∲・</b> 確保⋯⋯				 	 	 65
( 4	. )		・水産業⋯						
	1		農業・農村の						
	2		は業の再生⋯						
	3		€業の創造⋯						
	4	一次産業を	牽引する食	産業の抗	振興 ··		 	 	 100
(5	5) 1		设						108
	1		宮, 空港など						
	2		lなどの県土						
	3	上下水道な	こどのライフ	ライン(	の復旧		 	 	 122
	4	沿岸市町を	こはじめとす	るまちの	の再構築	築	 	 	 125
(6	5 ) 孝								
	1		な学校教育						
	2		<b>め数育力の</b>						
	3	生涯学習•	文化・スポ	一ツ活動	動の充乳	実 · · · ·	 	 	 141
(7	')原		• 安心 · · · · ·						
	1		)再構築⋯⋯						
	2		への備え⋯⋯						
	3		かによる市民						
	4	安全・安心	な地域社会	の構築			 	 	 158

# 1 事業の体系

- (1)環境・生活・衛生・廃棄物
  - ① 被災者の生活環境の確保
    - 1 被災者の生活支援
    - 2 被災者の住宅確保
    - 3 安全な住環境の確保
    - 4 地域コミュニティの再構築
  - ② 廃棄物の適正処理
    - 1 災害廃棄物の適正処理
  - ③ 持続可能な社会と環境保全の実現
    - 1 再生可能エネルギーの導入促進
    - 2 自然環境・生活環境の保全
- (2)保健・医療・福祉
  - ① 安心できる地域医療の確保
    - 1 被災者の健康支援
    - 2 ハード・ソフト両面の医療提供体制の整備
    - 3 保健・医療・福祉連携の推進
  - ② 未来を担う子どもたちへの支援
    - 1 被災した子どもと親への支援
    - 2 児童福祉施設等の整備
    - 3 地域全体での子ども・子育て支援
  - ③ だれもが住みよい地域社会の構築
    - 1 県民の心のケア
    - 2 社会福祉施設等の整備
    - 3 支え合い地域社会の構築

### (3)経済・商工・観光・雇用

### ① ものづくり産業の復興

- 1 早期の事業再開に向けた工場・設備等の復旧・整備支援
- 2 経営安定等に向けた融資制度の充実
- 3 生産活動の再開・向上に向けた支援
- 4 販路開拓・取引拡大等に向けた支援
- 5 更なる企業誘致の展開と新たな産業集積の促進

#### ② 商業・観光の再生

#### 〇商業

- 1 早期の事業再開に向けた商店・商店街の復旧・整備支援
- 2 経営安定等に向けた融資制度の充実
- 3 商工会, 商工会議所等の回復・強化支援
- 4 先進的な商業の確立に向けた支援
- 5 I T企業等の支援・活用

#### 〇観光

- 6 国内外からの観光客の誘致
- 7 観光資源・観光ルートの整備,域内流動の促進
- 8 「観光王国みやぎ」実現のための態勢整備

### ③ 雇用の維持・確保

- 1 緊急的な雇用の維持・確保と生活支援
- 2 被災者等や新規学卒者の就職支援
- 3 新たな雇用の場の創出
- 4 復興に向けた産業人材育成

### (4)農業・林業・水産業

## ① 魅力ある農業・農村の再興

- 1 生産基盤の早期復旧
- 2 早期営農再開に向けた支援
- 3 農業・農村復興プランの策定及び生産体制の整備に係る支援
- 4 収益性の高い農業経営の実現
- 5 活力ある農業・農村の復興

#### ② 活力ある林業の再生

- 1 復興に向けた木材供給の確保・産業の維持
- 2 被災住宅・拠点施設復旧に向けた支援
- 3 海岸防災林等の早期復旧及び木質バイオマスの有効活用促進

### ③ 新たな水産業の創造

- 1 水産業の早期再開に向けた取組
- 2 漁業経営基盤・生産基盤の再建支援
- 3 水産業集積拠点の再構築及び沿岸漁業拠点の集約再編
- 4 新たな経営方式の導入による経営体質強化、後継者確保、漁業の総合産業化等

### ④ 一次産業を牽引する食産業の振興

- 1 食品製造関連施設の早期復旧及び事業再開支援
- 2 情報発信の強化による販路の拡大
- 3 食材王国みやぎの再構築

### (5) 公共土木施設

① 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進

#### O道路

- 1 高規格幹線道路等の整備
- 2 国道, 県道の整備及び市町村道整備の支援
- 3 橋梁等の耐震化・長寿命化対策

### 〇港湾, 空港

- 4 仙台塩釜港, 石巻港及び地方港湾の整備
- 5 仙台空港の復興

### ② 海岸, 河川などの県土保全

- 1 海岸の整備
- 2 河川の整備
- 3 土砂災害対策の推進

### ③ 上下水道などのライフラインの復旧

- 1 下水道の整備
- 2 上水道,工業用水道の整備

## ④ 沿岸市町をはじめとするまちの再構築

1 まちづくりと多様な施策との連携

## (6)教育

- ① 安全・安心な学校教育の確保
  - 1 学校施設の復旧・再建
  - 2 被災児童生徒等の就学支援
  - 3 児童生徒等の心のケア
  - 4 防災教育の充実
  - 5 「志教育」の推進
- ② 家庭・地域の教育力の再構築
  - 1 地域全体で子どもを育てる体制の整備
  - 2 地域と連携した学校安全の確保
- ③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実
  - 1 社会教育・社会体育施設の復旧と生涯学習活動の推進
  - 2 被災文化財の修理・修復と地域文化の振興

### (7) 防災・安全・安心

### ① 防災機能の再構築

- 1 被災市町村における行政機能の回復
- 2 防災体制の再整備等
- 3 原子力防災体制等の再構築
- 4 災害時の医療体制の確保
- 5 教育施設における地域防災拠点機能の強化

## ② 大津波等への備え

- 1 津波避難施設の整備等
- 2 震災記録の作成と防災意識の醸成

## ③ 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化

- 1 地域防災リーダーの養成等
- 2 木造住宅等の震災対策

#### 4) 安全・安心な地域社会の構築

- 1 警察施設等の早期機能回復及び機能強化
- 2 交通安全施設等の早期機能回復及び機能強化
- 3 防犯・防災に配慮した安全・安心な地域社会の構築

# 2 事業の概要

- (1)環境・生活・衛生・廃棄物
  - ① 被災者の生活環境の確保

## 1 被災者の生活支援

- 01 緊急 応急救助事業
- 02 緊急 被災者生活再建支援金支給事業
- 03 緊急 災害弔慰金·見舞金給付事業
- 04 緊急 生活福祉資金貸付事業
- 05 緊急 災害援護資金貸付事業
- 06 緊急 サポートセンター等整備事業
- 07 緊急 健康支援事業
- 08 緊急 災害ボランティアセンター支援事業
- 09 緊急 消費生活センター機能充実事業
- 10 緊急 被災者生活支援事業 (離島航路, 阿武隈急行, 路線バス)

	緊急			(H23年度~ŀ	132年	度)	
取組項目•事業	重点 事項		復旧期(3年)			生期	発展期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)	(3年)
(1)環境・生活・衛生・廃棄物							
①被災者の生活環境の確保							
1 被災者の生活支援							
01 応急救助事業	緊急						
02 被災者生活再建支援金支給事業	緊急						
03 災害弔慰金・見舞金給付事業	緊急						
04 生活福祉資金貸付事業	緊急						
05 災害援護資金貸付事業	緊急						1
06 サポートセンター等整備事業	緊急						
07 健康支援事業	緊急						
08 災害ボランティアセンター支援事業	緊急						
09 消費生活センター機能充実事業	緊急						
10 被災者生活支援事業(離島航路, 阿	緊急						
武隈急行,路線バス)							

	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	応急救助事業 復旧期	災害に際して, 応急的に被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため, 災害救助法に定める食品等の供与, 医療及び埋葬等に係る応急救助を行うもの。(県関係分)
	【危機対策課】	【事業主体:国,県】
02 緊急	被災者生活再建支援金支給事業復用期入事生期入発展期入	震災で居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯者に対し、生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援法に基づき、生活再建支援金を支給するもの。
	【消防課】	【事業主体:国,県,市町村】
03 緊急	災害弔慰金・見舞金給付事業	震災により家族を失った被災者や障害を負った被災者に対し、   ・  見舞金を給付するもの。
	復旧期	【事業主体:国,県,市町村】
04	生活福祉資金貸付事業	被災した低所得世帯に対し、当面の生活に必要となる経費などの貸
緊急	復旧期	付を行うもの。 【事業主体:国,県】
OF		
05 <b>緊急</b>	災害援護資金貸付事業 復旧期 角生期 発展期	震災で家屋を失った被災者や世帯主が負傷した被災者に対し、生活再建を支援するため、当面の生活資金を融資するもの。
	【保健福祉総務課】	【事業主体:国,県,市町村】
06 緊急	サポートセンター等整備事業 (P. 40 に再掲) (P. 40 に再掲) 発展期 発展期	被災した高齢者等が応急仮設住宅や在宅で安心して生活できるよう, 応急仮設住宅内等へのサポートセンターの設置・運営, 避難所等 における福祉的ケアの実施・相談・生活支援等を行うもの。
	【長寿社会政策課】	【事業主体:国,県,市町村】
07	健康支援事業	避難所、応急仮設住宅、在宅等の被災住民に対して、健康状態の悪
緊急	(P. 23 に再掲)	化を防止するとともに健康不安の解消を図るため, 看護職員による健
	復旧期	康相談、訪問指導等を行うもの。
	【医療整備課】	【事業主体:国,県】

	事 業 名	事 業 内 容
08 緊急	災害ボランティアセンター支援 事業	被災者支援の充実・強化を図るため、災害ボランティアセンターを 設置・運営する市町村社会福祉協議会に対し、被災者支援業務を委託 するもの。
	復旧期 角生期 発展期	
	【社会福祉課】	【事業主体:県】
09 緊急	消費生活センター機能充実事業 復旧期 角生期 発展期	災害に便乗した悪質商法(点検商法やかたり商法)から消費者を守り、被害の未然防止・拡大防止を図るため、悪質商法等に関する情報提供・消費生活相談業務に取り組むとともに、消費生活相談機能が喪失・低下した市町村の相談対応機能の向上を支援するもの。
	【消費生活・文化課】	【事業主体:県,市町村】
10	被災者生活支援事業(離島航路,	震災により甚大な被害を受けた離島航路事業者,第三セクター鉄道
緊急	阿武隈急行,路線バス) 復旧期 入 再生期 入 発展期 入 発展期 入 発展期 入 発展期 入 発展期 入 発展期 入 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	である阿武隈急行㈱,バス事業者に対し,旅客ターミナルの応急復旧などの災害復旧事業に対する補助や運行支援を行うもの。また、被災地や仮設住宅建設地における地域住民等によるバスの運行のほか、鉄道運休による新規路線や災害時の臨時バス等の運行に対する支援を
	【総合交通対策課】	行うもの。 【事業主体:国,県,市町村】

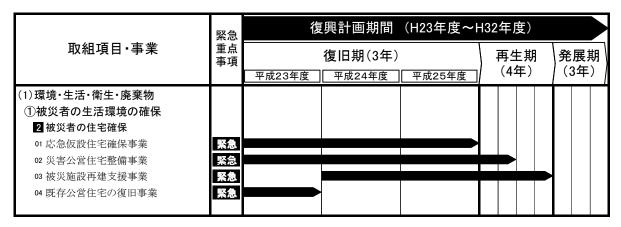
## 2 被災者の住宅確保

01 緊急 応急仮設住宅確保事業

02 緊急 災害公営住宅整備事業

03 緊急 被災施設再建支援事業

04 緊急 既存公営住宅の復旧事業



	事業名	事 業 内 容
01 緊急	応急仮設住宅確保事業	被災した県民が新しい住宅を確保するまでの間,被災者の生活拠点 となる応急仮設住宅等を確保するもの。
	復旧期	
	【保健福祉総務課】	【事業主体:国,県】
02	災害公営住宅整備事業	震災により甚大な被害を受けた被災者及び入居期間が限られてい
緊急		る応急仮設住宅の入居者の生活拠点を確保するため、災害公営住宅を
	復旧期	整備するもの。
	【住宅課】	【事業主体:国,県,市町村】
03	被災施設再建支援事業	甚大な被害を受けた被災者及び被害地域の復興と活性化を図るた
緊急	(P. 86 に再掲)	め、県産材の円滑な供給システムを構築するとともに、被災住宅等の
	復旧期	復旧促進や、被災地の復旧における拠点施設建築、公共施設等の復旧 及び改修等に対して補助するもの。
	【林業振興課】	【事業主体:国,県,市町村】
04	既存公営住宅の復旧事業	震災で被害を受けた県営住宅について,再入居できる環境を整える
緊急		ため、被災箇所の復旧整備を図るもの。
	復旧期	
	【住宅課】	【事業主体:国,県】

## 3 安全な住環境の確保

01 緊急 宅地耐震化推進事業

02 緊急 がけ地近接等危険住宅移転事業

03 緊急 特定鉱害復旧事業

04 緊急 応急仮設住宅維持管理事業

05 緊急 建築関係震災対策事業

06 緊急 木造住宅等震災対策事業

	緊急		興計画期間	(H23年度~H	132年月	变)		
取組項目·事業	重点 事項		復旧期(3年)		再组		発展期	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4年)		(3年)	
(1)環境・生活・衛生・廃棄物								
①被災者の生活環境の確保								
3 安全な住環境の確保								
01 宅地耐震化推進事業	緊急							
02 がけ地近接等危険住宅移転事業	緊急							
03 特定鉱害復旧事業	緊急							
04 応急仮設住宅維持管理事業	緊急							
05 建築関係震災対策事業	緊急							
06 木造住宅等震災対策事業	緊急							

	事業名	事 業 内 容
01 緊急	宅地耐震化推進事業	被災宅地の復旧を促進するため、宅地の復旧工事経費の一部を補助するもの。
	復旧期 角生期 発展期	
	【建築宅地課】	【事業主体:国,県,市町村】
02 <b>緊急</b>	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊により、生命に危険を及ぼすおそれのある危険な住宅 から安全な場所に移転を行う者に対して補助する事業主体(市町村) に対し、その補助事業に要する経費を補助するもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【建築宅地課】	【事業主体:国,県,市町村】
03 <b>緊急</b>	特定鉱害復旧事業	震災により誘発された亜炭鉱陥没の被害を受けた住宅・敷地及び農地等の復旧を実施する団体に対し、必要な経費を補助するもの。
	復旧期 再生期 発展期	
0.4	【産業立地推進課】 	事業主体:国,県
04 緊急	応急仮設住宅維持管理事業	応急仮設住宅を適切に管理するため、関係市町村等で組織する応急 仮設住宅管理推進協議会等に対して、共同利用施設の維持管理を支援 するもの。
	復旧期   再生期   発展期	9 25 6000
	【保健福祉総務課】	【事業主体:国,県,市町村】
05	建築関係震災対策事業	地震災害から建築物を守るため、「宮城県耐震改修促進計画」に基
緊急	復旧期 〉 再生期〉 発展期	づき, 建築物の耐震診断・耐震改修の促進に係る普及啓発を行うとと もに, 建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定士を養成するも の。
	【建築宅地課】	【事業主体:国,県】
06 緊急	木造住宅等震災対策事業 (P. 154, 157 に再掲)	県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、旧耐震基準で建築された た木造住宅等の耐震診断・耐震改修に対し、助成等を行うもの。
	復旧期	
	【建築安全推進室】	【事業主体:国,県,市町村】

## 4 地域コミュニティの再構築

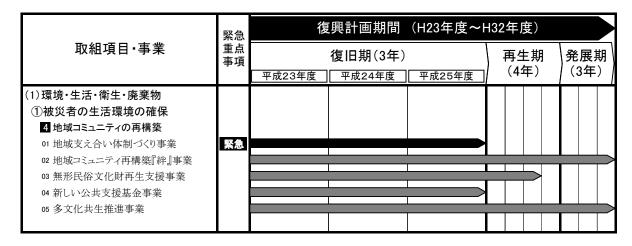
01 緊急 地域支え合い体制づくり事業

02 地域コミュニティ再構築『絆』事業

03 無形民俗文化財再生支援事業

04 新しい公共支援基金事業

05 多文化共生推進事業



	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	地域支え合い体制づくり事業 (P. 40 に再掲) <sub>復旧期</sub> <sub>再生期</sub> <sub>発展期</sub>	被災地域で高齢者等が安心して生活できるよう、地域の支え合い活動の立ち上げ支援や復興支援、地域活動の拠点整備等を行うもの。
	【長寿社会政策課】	【事業主体:国,県,市町村】
02	地域コミュニティ再構築『絆』 事業 (P. 40 に再掲) 復旧期 角生期 発展期	地域コミュニティや県民同士の絆を深め、安心して暮らせる環境を確保するため、様々な主体が協調・連携し、被災地域のコミュニティのあり方を見直すとともに、復旧期・再生期・発展期に応じた支援事業を実施するもの。
	【地域復興支援課】	【事業主体:国,県,市町村】
03	無形民俗文化財再生支援事業 (P. 145 に再掲) 復旧期 再生期 発展期	震災で活動母体のコミュニティが失われたり,用具が流出・損傷し,活動の継続が困難になった地域の祭礼行事や民俗芸能等の無形民俗文化財保護団体に対して,行事や芸能の再開を促すとともに,伝統文化の実施を通したコミュニティ再生の一助とするために,用具等の備品の整備を支援するもの。
	【文化財保護課】	【事業主体:国,県,市町村】
04	新しい公共支援基金事業 復旧期 角生期 発展期	被災地域における災害復興等のための活動を後押しするため、「新しい公共」の担い手となるNPO等(特定非営利法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、任意団体及び地縁組織等の非営利団体)の自立的活動の支援を行うもの。
	【共同参画社会推進課】	【事業主体:県】
05	多文化共生推進事業 (P. 40 に再掲) 復旧期	外国人被災者等の不安解消を図るため、多言語による相談窓口を設置するほか、多言語情報の充実や多様な主体が参画する地域づくりの推進を図るもの。
	【国際経済・交流課】	【事業主体: 国,県】

## ② 廃棄物の適正処理

### 1 災害廃棄物の適正処理

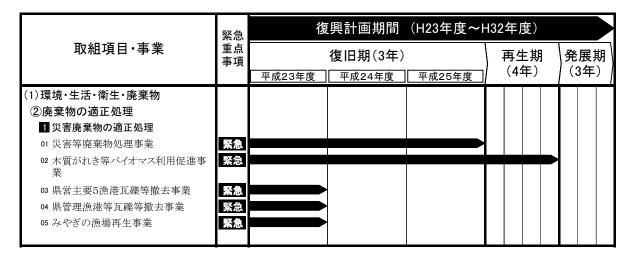
01 緊急 災害等廃棄物処理事業

02 緊急 木質がれき等バイオマス利用促進事業

03 緊急 県営主要5漁港瓦礫等撤去事業

04 緊急 県管理漁港等瓦礫等撤去事業

05 緊急 みやぎの漁場再生事業



	事業名	事 業 内 容
01 <b>緊急</b>	災害等廃棄物処理事業	震災で発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、県が処理主体となって災害廃棄物を処理するもの。
	復旧期 角生期 発展期	
	【廃棄物対策課】	【事業主体:国,県,市町村】
02	木質がれき等バイオマス利用促	津波により発生した膨大な倒木、流木等の木質ガレキの早期処理
緊急	進事業	や、木質バイオマスの有効活用を図るため、木材チップ集積・製造拠
	(P. 89 に再掲)	点の整備及び木質燃料製造施設・利用施設の導入に対して支援するも
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	$\mathcal{O}_{\circ}$
	【林業振興課】	【事業主体:国,県】
03	県営主要5漁港瓦礫等撤去事業	震災により甚大な被害を受けた県営主要5漁港(気仙沼・志津川・
緊急	(P. 91 に再掲)	女川・石巻・塩釜)の緊急物資輸送航路を確保するため、がれき等を
	復旧期	撤去し、航路を確保するもの。(激甚災害復旧)
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:国,県】
04	県管理漁港等瓦礫等撤去事業	震災により甚大な被害を受けた県営主要5漁港(気仙沼・志津川・
緊急	(P. 91 に再掲)	女川・石巻・塩釜)の他の県営漁港22港について、がれき等の撤去
	復旧期	工事を実施するもの。(激甚災害復旧)
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:国,県】
05	みやぎの漁場再生事業	県内の漁場を5ブロックに分け、起重機船を用い、津波により漁場
緊急	(P. 91 に再掲)	に堆積した漁具や家具などのがれき類を撤去するもの。
	復旧期	
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:国,県】

### ③ 持続可能な社会と環境保全の実現

# 1 再生可能エネルギーの導入促進

- 01 省エネルギー・コスト削減実践支援事業
- 02 新エネルギー設備導入支援事業
- 03 ソーラーハウス促進事業
- 04 分散型エネルギー設備導入促進事業
- 05 ガスコージェネ・バイオマス利活用推進事業

	緊急		興計画期間	(H23年度~ŀ	H32年度)	
取組項目・事業	重点 事項		復旧期(3年)		再生期	発展期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4年)	(3年)
(1)環境・生活・衛生・廃棄物						
③持続可能な社会と環境保全の実現						
1 再生可能エネルギーの導入促進						
01 省エネルギー・コスト削減実践支援事 業						
02 新エネルギー設備導入支援事業						
03 ソーラーハウス促進事業						
04 分散型エネルギー設備導入促進事業						
05 ガスコージェネ・バイオマス利活用推 進事業						

	事 業 名	事 業 内 容
01	省エネルギー・コスト削減実践 支援事業	ひっ迫するエネルギー供給の中で、企業活動を継続し、かつ事業コストを削減させるため、県内事業所における省エネルギー設備の導入を支援するもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【環境政策課】	【事業主体:県】
02	新エネルギー設備導入支援事業	ひっ迫するエネルギー供給の中で、再生可能エネルギーの導入を促
		進するため、県内事業所における新エネルギー設備の導入を支援する もの。
	復旧期	
	【環境政策課】	【事業主体: 県】
03	ソーラーハウス促進事業	太陽光発電システムを住宅に導入する場合に、規模に応じて設置費
		用の一部を補助するとともに、初期負担を軽減する本県独自のスキー
	復旧期	ムを創設し、県内の既存住宅に太陽光パネルの設置を促進するもの。
	【環境政策課】	【事業主体: 国,県】
04	分散型エネルギー設備導入促進	災害に強く, 省エネ型の住宅 (スマートエネルギーハウス) の普及
	事業	促進を図るため、新築時等に分散型エネルギー設備(燃料電池、蓄電 池)導入を支援するもの。
	復旧期	
	【環境政策課】	【事業主体:国,県】
05	ガスコージェネ・バイオマス利	被災地等の新たな造成街区において,ガスコージェネやバイオマス
	活用推進事業	エネルギーの利活用による,熱と電力の有効利用を促進するため,設備導入を支援するもの。
	復旧期 角生期 発展期	
	【環境政策課】	【事業主体:国,県】

## 2 自然環境・生活環境の保全

- 01 環境教育施設等復旧整備事業
- 02 森林育成事業
- 03 温暖化防止間伐推進事業
- 04 環境林型県有林造成事業

取組項目·事業		復興計画期間(H23年度~H32年度)							
		復旧期(3年) 平成23年度 平成24年度 平成25年度				上期 年)	発展期 (3年)		
(1)環境・生活・衛生・廃棄物 ③持続可能な社会と環境保全の実現 ②自然環境・生活環境の保全 の1環境教育施設等復旧整備事業 の2森林育成事業									
03 温暖化防止間伐推進事業 04 環境林型県有林造成事業									

	事業名	事 業 内 容
01	環境教育施設等復旧整備事業	震災で被害を受けた環境教育施設等について、復旧整備を図るも
	復旧期 <b>角生期</b> 発展期 <b>発展期</b> 【自然保護課】	の。
02	森林育成事業	県産材の供給を確保するため、平成23年度から展開される国の補
02	森(P. 85 に再掲)	助事業 (搬出間伐を主体とした森林整備に対する支援)を活用し、木
	復旧期	材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。 あわせて、地球温暖化防止や水源のかん養、県土の保全など森林の多面的機能の発揮を図るもの。
	【森林整備課】	【事業主体:国,県】
03	温暖化防止間伐推進事業	震災により木材の主要な需要先が被災したことにより、林業事業体
	(P. 85 に再掲)	における事業確保や雇用の維持が難しくなっていることから、森林整
	復旧期 再生期 発展期	備事業による雇用確保と産業の維持・振興を図るため、若齢林を中心 とした間伐を実施するもの。
	【森林整備課】	【事業主体:県】
04	環境林型県有林造成事業	震災により甚大な被害を受けた地域などの県民生活の保全と,木材
	(P. 85, 88 に再掲)	の計画的な供給を確保するため、県行造林地の計画的な伐採による木
	復旧期	材生産を進めるとともに、上流部にある森林の持つ多面的機能の発揮により、下流域における災害発生の未然防止を図るため、契約更新に伴う再植林と保育を実施するもの。
	【森林整備課】	【事業主体:国,県】

## (2)保健・医療・福祉

① 安心できる地域医療の確保

## 1 被災者の健康支援

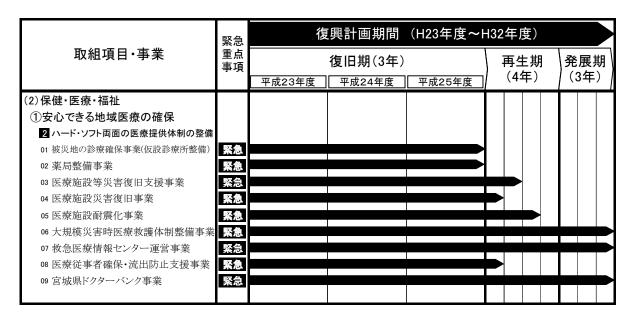
- 01 緊急 健康支援事業 [再掲]
- 02 緊急 食生活支援事業
- 03 緊急 歯科保健支援事業
- 04 緊急 リハビリテーション支援事業

取組項目·事業	緊急	復興計画期間(H23年度~H32年度)							
	重点 事項	平成23年度	復旧期(3年) 平成24年度	平成25年度	再生期 (4年)		発展期 (3年)		
(2)保健・医療・福祉 ①安心できる地域医療の確保 ① 被災者の健康支援 ① 健康支援事業 [再掲] ② 食生活支援事業 ② 歯科保健支援事業 04 リハビリテーション支援事業	緊急 緊急 緊急								

	事業名	事 業 内 容
01 緊急	健康支援事業 [再掲] P. 8	避難所, 応急仮設住宅, 在宅等の被災住民に対して, 健康状態の悪化を予防するとともに健康不安の解消を図るため, 看護職員による健康相談, 訪問指導等を行うもの。
	【医療整備課】	【事業主体:国,県】
02 <b>緊急</b>	食生活支援事業	慣れない避難所等での生活から、ストレスにより食に対する関心が 薄れたり、限られた調理設備の中で調理意欲がわかないなど、被災者 の食生活の悪化が懸念されるため、栄養改善等の支援を行うもの。
	<b>復旧期                                    </b>	【事業主体:国,県】
03 <b>緊急</b>	歯科保健支援事業	避難生活が長期化している仮設住宅等の入居者(主に高齢者)に対して、口腔の健康状態を改善し、誤嚥性肺炎等を予防するため、歯科医師、歯科衛生士等による歯科保健指導等の支援を行うもの。
	【健康推進課】	【事業主体:国,県】
04 緊急	リハビリテーション支援事業 復旧期 入事生期 発展期 入	生活不活発病や障害の予防, 住環境の改善, 福祉用具の調整等を行うため, リハビリテーション専門職等による相談・指導の支援を行うもの。
	【健康推進課】	【事業主体:国,県】

## 2 ハード・ソフト両面の医療提供体制の整備

- 01 緊急 被災地の診療確保事業(仮設診療所整備)
- 02 緊急 薬局整備事業
- 03 緊急 医療施設等災害復旧支援事業
- 04 緊急 医療施設災害復旧事業
- 05 緊急 医療施設耐震化事業
- 06 緊急 大規模災害時医療救護体制整備事業
- 07 緊急 救急医療情報センター運営事業
- 08 **緊急** 医療従事者確保·流出防止支援事業
- 09 緊急 宮城県ドクターバンク事業



事業名	事 業 内 容
01 被災地の診療確保事業(仮設診 際急 療所整備)	医科・歯科の病院及び診療所が失われた地域において, 仮設診療所 を設置するもの。
復旧期	
【医療整備課】	【事業主体:国,県】
02 薬局整備事業 ※急 復旧期 角生期 発展期	震災により甚大な被害を受けた被災地における地域医療の復興のため、仮設住宅近辺における医療機関の整備に合わせて薬局の整備を支援するもの。また、地域の復興計画に沿って、各地域に拠点薬局の整備を支援し、適切な医薬品の供給体制を図るもの。
【薬務課】	【事業主体:国,県】
03 医療施設等災害復旧支援事業	被災した医療提供機能の早期回復と施設等の復旧を図るため,施設 開設者に対して復旧等費用を補助するもの。
復旧期	
□ 【医療整備課】 ○4 <b>医療施設災害復旧事業</b>	【事業主体:国,県】 被災した医療機関等の復旧費用を補助するもの。
復旧期	
【医療整備課】	【事業主体:国,県,市町村】
05   医療施設耐震化事業   <b>緊急</b>   (P. 152 に再掲)	災害時の医療体制を確保するため、災害拠点病院等の耐震化 (耐震 診断及び耐震性を欠く既存施設の建て替え・補強) の費用を補助する
復旧期 入 再生期 入 発展期	もの。
【医療整備課】	【事業主体:県】
06 大規模災害時医療救護体制整備	大規模災害に備えるため、救命救急センター等における自家発電設
<mark>緊急</mark>   事業   (P. 152 に再掲)	備の強化、DMATの養成と政府総合防災訓練への参加支援等を行う もの。
復旧期 入再生期 発展期	
【医療整備課】	【事業主体:国,県,市町村】
07 救急医療情報センター運営事業	大規模災害時に各医療機関が診療の継続に必要とする物資や人的
緊急 (P. 152 に再掲)	支援について速やかに把握し、その支援体制を確保するため、情報シ
復旧期 〉	ステムを整備するもの。
【医療整備課】	【事業主体: 国,県】

	事 業 名	事 業 内 容
08 <b>緊急</b>	医療従事者確保・流出防止支援 事業 復旧期	被災地における地域医療の円滑な復興を図るため、被災地医療機関の再建・復旧までの間、当該医療機関に勤務していた医療従事者を雇用する医療機関等に対し財政的支援を行うことにより、地域の医療従事者の流出を防止するもの。
	【医療整備課】	【事業主体:国,県】
09 緊急	宮城県ドクターバンク事業 復旧期 角生期 発展期	医師不足及び地域・診療科による偏在に対応し、地域医療を担う市町村立及び一部事務組合の自治体の自治体病院・診療所に勤務する医師を確保するもの。
	【医療整備課】	【事業主体:県】

## 3 保健・医療・福祉連携の推進

- 01 周産期医療ネットワーク事業(南三陸のネット・ゆりかご)
- 02 ICT (情報通信技術) を活用した医療連携構築事業

## ○構成事業のスケジュール

	緊急	復興計画期間(H23年度~H32年度)							
取組項目•事業		復旧期(3年)				再生期			展期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	(4年)		(3年)	
(2)保健・医療・福祉									
①安心できる地域医療の確保								i l	
3 保健・医療・福祉連携の推進								i l	
01 周産期医療ネットワーク事業(南三陸 のネット・ゆりかご)									
02 ICT (情報通信技術) を活用した医療 連携構築事業									$\rightarrow$

	事 業 名	事 業 内 容
01	周産期医療ネットワーク事業 (南三陸のネット・ゆりかご)	県沿岸部における周産期医療体制に対応するため、南三陸町に助産 師外来を設置するとともに、インターネット等を用いて健診データを
	(円二座のパップ) (アッパン)	協力医療機関と共有し、医師の指導が受けられる体制(「南三陸のネ
	復旧期 ) 再生期 〉 発展期	ット・ゆりかご」)を確立するもの。
	【医療整備課】	【事業主体:国,県】
02	ICT(情報通信技術)を活用	医療従事者の不足が懸念される中、切れ目のない医療の提供体制を
	した医療連携構築事業	推進するため、ICT を活用した地域医療連携システムを構築すること
		により、病院、診療所、福祉施設、在宅介護事業者等の連携強化・情
		報共有を図り、子どもから高齢者までだれもが、県内どこでも安心し
	復旧期 〉 海生期〉 発展期	て医療が受けられる体制を構築するもの。
	【医療整備課】	【事業主体:国,県】

## ② 未来を担う子どもたちへの支援

# 1 被災した子どもと親への支援

- 01 緊急 要保護児童支援事業
- 02 緊急 子どものこころのケア推進事業
- 03 母子自立支援員設置事業
- 04 母子寡婦福祉資金貸付及び利子補給事業

	緊急 重点	復興計画期間(H23年度~H32年度)							
取組項目·事業		<b>復旧期(3年)</b> 平成23年度				 生期 年)	発展期 (3年)		
(2)保健・医療・福祉 ②未来を担う子どもたちへの支援 ■ 被災した子どもと親への支援 01 要保護児童支援事業 02 子どものこころのケア推進事業 03 母子自立支援員設置事業 04 母子寡婦福祉資金貸付及び利子補給事業	緊急								

	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	要保護児童支援事業	震災に伴い要保護状態になった児童を養育するため、里親への委託 や児童養護施設等への入所措置を行うもの。
	復旧期	
	【子育て支援課】	【事業主体:国,県】
02	子どものこころのケア推進事業	震災の影響により、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等の症状を呈
緊急	(P. 35 に再掲)	する児童等に対し、児童精神科医師及び臨床心理士等による「子ども
	復旧期	のこころのケアチーム」が巡回指導等を行うもの。
	【子育て支援課】	【事業主体:県】
03	母子自立支援員設置事業	震災の被害を受けた沿岸市町において、母子世帯等からの生活・就
		労相談の増加が見込まれるため、関係保健福祉事務所に母子自立支援
	復旧期 月生期 発展期	員を増員するもの。
	【子育て支援課】	【事業主体:県】
04	母子寡婦福祉資金貸付及び利子	ひとり親家庭の母子及び寡婦等に対し,修学・住宅・生活等に必要
	補給事業	な各種の資金の貸し付けを行い自立更正を図るとともに、被災した借
		受人の負担を軽減するため、利子補給を行うもの。
	復旧期	
	【子育て支援課】	【事業主体:国,県】

## 2 児童福祉施設等の整備

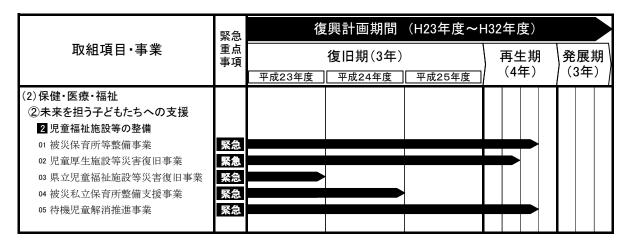
01 緊急 被災保育所等整備事業

02 緊急 児童厚生施設等災害復旧事業

03 緊急 県立児童福祉施設等災害復旧事業

04 緊急 被災私立保育所整備支援事業

05 緊急 待機児童解消推進事業



	事業名	事 業 内 容
01 緊急	被災保育所等整備事業	被災した保育所(へき地保育所含む。)の整備支援を行うほか、津 波被害の甚大な地域において本格復旧が行われるまでの間、市町村が 行う応急措置的な保育所整備(仮設保育所の設置や代替保育)につい て支援するもの。
00	【子育て支援課】	【事業主体:国、県、市町村】
02 緊急	児童厚生施設等災害復旧事業	被災地域の子育て支援機能の回復を図るため,児童館等の子育て支援施設の復旧を支援するもの。
	復旧期 角生期 発展期	
	【子育て支援課】	【事業主体:国,県,市町村】
03	県立児童福祉施設等災害復旧事	被災した県立児童福祉施設等の施設・備品等の復旧を図るもの。
緊急	業	
	復旧期	【事業主体:国、県】
04	被災私立保育所整備支援事業	社会福祉法人等が行う災害復旧事業に対し、設置者負担費用の軽減
緊急		を図るため、整備費用を補助するもの。
	復旧期	
	【子育て支援課】	【事業主体:国,県】
05 <b>緊急</b>	待機児童解消推進事業	待機児童の解消を図るため、待機児童の多い3歳未満児の受け入れ 拡大に向けた保育所整備や家庭的保育者の育成支援等を行うもの。
	復旧期	
	【子育て支援課】	【事業主体:国,県,市町村】

## 3 地域全体での子ども・子育て支援

- 01 妊婦健康診査支援事業
- 02 子育て支援を進める県民運動推進事業
- 03 次世代育成支援対策事業
- 04 子ども虐待対策事業
- 05 DV被害者支援対策事業
- 06 児童クラブ等促進事業
- 07 保育対策等促進事業

取組項目·事業	重点 事項		復旧期(3年)	期(3年)		再生期		1	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4年	-)	(3年)		
(2)保健・医療・福祉									
②未来を担う子どもたちへの支援									
3 地域全体での子ども・子育て支援									
01 妊婦健康診査支援事業									
02 子育て支援を進める県民運動推進事業									
03 次世代育成支援対策事業								$\triangleright$	
04 子ども虐待対策事業									
05 DV被害者支援対策事業								$\triangleright$	
06 児童クラブ等促進事業									
07 保育対策等促進事業								$\triangleright$	

	事業名	事 業 内 容
01	妊婦健康診査支援事業	妊婦健康診査の記録が震災により消失したことから, 妊婦が避難先 の病院を受診し, 再度, 感染症等の検査を受けた場合に補助するもの。
	復旧期	
	【子育て支援課】	【事業主体:県,市町村】
02	子育て支援を進める県民運動推   進事業	震災により、多くの県民が甚大な被害を受け、長期の避難生活を余 儀なくされ、地域における子育て支援機能の低下が懸念されるため、 宮城の将来を担う子どもの育ちを地域社会全体で支援していく取組 を行うもの。
	復旧期 ) 再生期 ) 発展期	
00	【子育て支援課】	【事業主体:県,市町村】
03	次世代育成支援対策事業 復旧期 角生期 発展期	震災により多くの子どもや家庭が様々な被害を受け、大きな不安を 抱えるなど、子育てを取り巻く環境が変化しているため、震災復興に おける子育て支援施策の推進に当たり、次世代育成支援対策地域協議 会の提言等を踏まえ、総合的かつ計画的な事業進捗を図るもの。
	【子育て支援課】	【事業主体:国,県,市町村】
04	子ども虐待対策事業	震災による不安感や孤立感の増大から発生するネグレクト等の児 童虐待の解消を図るため、児童相談所及び保健福祉事務所等の家庭相 談室において、専門的な立場からの支援を行うもの。
	【子育で支援課】	【事業主体:国,県】
05	DV被害者支援対策事業 <sub>復旧期</sub> <sub>再生期</sub> <sub>発展期</sub>	震災に伴う生活環境の激変による不安感、ストレス等から増加が予想される配偶者からの暴力の防止やDV被害者の保護及び自立の支援を行うため、アドバイザー派遣やリーフレット等による広報啓発等を実施するもの。
	【子育て支援課】	【事業主体:国,県】
06	児童クラブ等促進事業 復旧期	震災により、共働き家庭やひとり親家庭等の増加が見込まれることから、放課後児童クラブに対する手厚い指導や長時間開所等のニーズに対応するため、健全育成を図る事業に対して補助するもの。
	【子育て支援課】	【事業主体:国,県,市町村】
07	保育対策等促進事業	震災によるパートタイム・休日勤務等の増大が見込まれることか
	復旧期	ら、多様なニーズに対応した保育サービスの促進を図るため、市町村が実施又は助成する各種保育サービス事業に要する経費の一部を補助するもの。
	【子育て支援課】	【事業主体:国,県,市町村】

#### ③ だれもが住みよい地域社会の構築

# 1 県民の心のケア

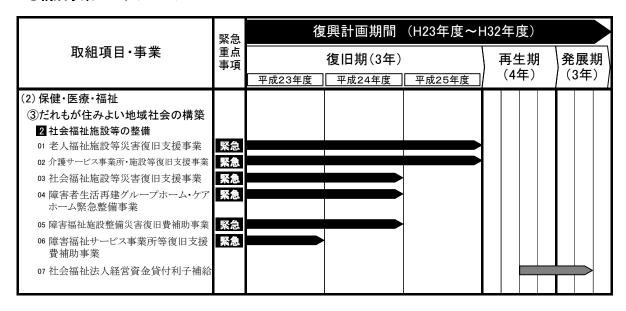
- 01 緊急 心のケアセンター事業
- 02 緊急 教育相談充実事業
- 03 緊急 高等学校スクールカウンセラー活用事業
- 04 緊急 精神障害者地域定着支援事業 (アウトリーチ事業)
- 05 自殺対策緊急強化事業
- 06 **緊急** 子どものこころのケア推進事業 [再掲]

	緊急		興計画期間	(H23年度~ト	132年	度)	
取組項目·事業	重点 事項		復旧期(3年)			主期	発展期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)	(3年)
(2)保健・医療・福祉							
③だれもが住みよい地域社会の構築							
1 県民の心のケア							
01 心のケアセンター事業	緊急						
02 教育相談充実事業	緊急						
03 高等学校スクールカウンセラー活用事 業	緊急						
04 精神障害者地域定着支援事業 (アウトリーチ事業)	緊急						
05 自殺対策緊急強化事業							
06 子どものこころのケア推進事業 [再掲]	緊急						

	事業名	事 業 内 容
01 緊急	心のケアセンター事業  (復旧期 ) 再生期 ) 発展期   「障害福祉課】	被災者の震災による心的外傷後ストレス障害 (PTSD), うつ病, アルコール依存, 自殺等の心の問題に長期的に対応するとともに, 被災精神障害者の医療と地域生活を支援するため, 心のケアの拠点となるセンターの運営を支援するもの。  【事業主体: 国, 県】
02 緊急	教育相談充実事業 (P. 133   二再掲) 復旧期	震災により精神的苦痛を受けた児童生徒が、一刻も早く正常な学習活動に戻れるようにするため、スクールカウンセラーの配置・派遣などを通して、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに学校生活の中で心の安定がはかられるよう、相談・支援体制の一層の整備を図るもの。  【事業主体:国、県】
03 緊急	高等学校スクールカウンセラー 活用事業 (P. 133 に再掲)	生徒が精神的に安定した学校生活を送れるよう支援するため、臨床 心理に関して高度に専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを配置・派遣するもの。 【事業主体:国、県】
04 緊急	精神障害者地域定着支援事業 (アウトリーチ事業) (東田期 ) 再生期 ) 発展期	被災した精神障害者(未治療者や治療中断している者等)や医療的支援が必要な被災者を支援するため、継続した在宅生活に必要な医療及び福祉サービス等を提供するもの。
05	[障害福祉課] 自殺対策緊急強化事業	【事業主体:国,県】 震災で複数の問題を抱え,自殺に追い込まれる被災者が増加することが懸念されることから,自殺を防ぐための人材を養成するとともに、県民への広報啓発や市町村・民間団体が実施する自殺対策事業等に助成を行うもの。
06 <b>緊急</b>	【障害福祉課】 子どものこころのケア推進事業 [再掲] P. 29	【事業主体:県,市町村】 震災の影響により、心的外傷後ストレス障害(PTSD)等の症状を呈する児童等に対し、児童精神科医師及び臨床心理士等による「子どものこころのケアチーム」が巡回指導等を行うもの。
	【子育て支援課】	【事業主体:県】

### 2 社会福祉施設等の整備

- 01 緊急 老人福祉施設等災害復旧支援事業
- 02 緊急 介護サービス事業所・施設等復旧支援事業
- 03 緊急 社会福祉施設等災害復旧支援事業
- 04 緊急 障害者生活再建グループホーム・ケアホーム緊急整備事業
- 05 緊急 障害福祉施設整備災害復旧費補助事業
- 06 緊急 障害福祉サービス事業所等復旧支援費補助事業
- 07 社会福祉法人経営資金貸付利子補給



	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	老人福祉施設等災害復旧支援事 業	被災した特別養護老人ホーム等の老人福祉施設等の復旧費用を補助するもの。
	復旧期	
00	【長寿社会政策課】	【事業主体:国、県、市町村】
02 緊急	介護サービス事業所・施設等復 旧支援事業	震災により被災した介護サービス事業者に対し、被災地で介護サービスを提供するに当たっての復旧を支援するため、事業再開に要する
JIGIE.		経費を補助し、被災地で生活する要介護高齢者の介護サービス等を確
	復旧期 角生期 発展期	保するもの。
	【長寿社会政策課】	【実施主体:国,県】
03	社会福祉施設等災害復旧支援事	福祉施設サービスの回復を図るため、障害者支援施設等の復旧にあ
緊急	業	たり、国庫補助の災害復旧事業の自己負担金の一部を補助するもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【障害福祉課】	【事業主体:国,県】
04	障害者生活再建グループホー	被災した在宅障害者の居住の場を確保するため、新たにグループホ
緊急	ム・ケアホーム緊急整備事業	ーム・ケアホームを整備する事業者に対し助成するもの。
	復旧期	
	【障害福祉課】	【事業主体:国,県】
05 <b>緊急</b>	障害福祉施設整備災害復旧費補 助事業	福祉施設サービスの回復を図るため、障害者支援施設など社会福祉 施設の復旧にあたり、国庫補助の災害復旧事業の自己負担金の一部を
3475	ツェナベ	補助するもの。
	復旧期	
	【障害福祉課】	【事業主体:国,県】
06	障害福祉サービス事業所等復旧	被災した障害福祉サービス事業所等の事業展開に要する経費(備
緊急	支援費補助事業	品・設備等)を補助するもの。
	復旧期	
	【障害福祉課】	【事業主体:国,県】

#### 2 事業の概要 (2)保健・医療・福祉 ③だれもが住みよい地域社会の構築

	事 業 名	事 業 内 容
07	社会福祉法人経営資金貸付利子 補給	震災で被災した県内の社会福祉法人のうち独立行政法人福祉医療 機構の経営資金の融資を受けた法人に対して、利子補給を行うもの。
	復旧期	
	【社会福祉課】	【事業主体:県】

# 3 支え合い地域社会の構築

01 緊急 地域支え合い体制づくり事業 [再掲]

02 緊急 サポートセンター等整備事業 [再掲]

03 相談事業充実·強化事業

04 地域コミュニティ再構築『絆』事業 [再掲]

05 多文化共生推進事業 [再掲]

	緊急 重点		[興計画期間	(H23年度~H	-132年	度)		
			復旧期(3年)			生期	\	発展期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)	$\perp$	(3年)
(2)保健・医療・福祉								
③だれもが住みよい地域社会の構築								
3 支え合い地域社会の構築								
01 地域支え合い体制づくり事業 [再掲]	緊急							
02 サポートセンター等整備事業 [再掲]	聚急							
03 相談事業充実・強化事業								
04 地域コミュニティ再構築『絆』事業								
[再掲]								
05 多文化共生推進事業 [再掲]						+		

	事 業 名	事 業 概 要
01 緊急	地域支え合い体制づくり事業 [再掲] P.15	被災地域で高齢者等が安心して生活できるよう,地域の支え合い活動の立ち上げ支援や復興支援,地域活動の拠点整備等を行うもの。
	復旧期   再生期   発展期	
	【長寿社会政策課】	【事業主体:国,県,市町村】
02 <b>緊急</b>	サポートセンター等整備事業 [再掲] P. 8 <b></b>	被災した高齢者等が応急仮設住宅や在宅で安心して生活できるよう,応急仮設住宅内等へのサポートセンターの設置・運営,避難所等における福祉的ケアの実施・相談・生活支援等を行うもの。
	【長寿社会政策課】	【事業主体:国,県,市町村】
03	相談事業充実・強化事業	震災で被災した障害者(児)に対して、避難所訪問等による状況把握を行い、地域における障害福祉サービスの状況や地域生活に必要な
	復旧期	情報をきめ細かく周知し、サービス利用の調整等、支援を行うもの。
	【障害福祉課】	【事業主体:県】
04	地域コミュニティ再構築『絆』 事業 [再掲] P. 15	地域コミュニティや県民同士の絆を深め、安心して暮らせる環境を確保するため、様々な主体が協調・連携し、被災地域のコミュニティのあり方を見直すとともに、復旧期・再生期・発展期に応じた支援事業を実施するもの。
	【地域復興支援課】	【事業主体:国,県,市町村】
05	多文化共生推進事業 [再掲] P. 15	外国人被災者等の不安解消を図るため、多言語による相談窓口を設置するほか、多言語情報の充実や多様な主体が参画する地域づくりの推進を図るもの。
	【国際経済・交流課】	【事業主体:国,県】

### (3)経済・商工・観光・雇用

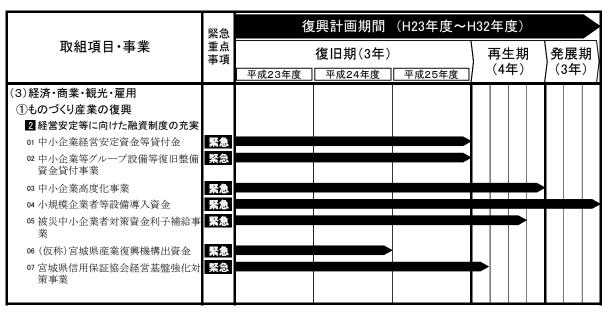
- ① ものづくり産業の復興
  - 1 早期の事業再開に向けた工場・設備等の復旧・整備支援
    - 01 緊急 復興企業相談助言事業
    - 02 緊急 中小企業経営相談支援事業
    - 03 緊急 中小企業等施設設備復旧支援事業
    - 04 **緊急** 中小企業等復旧·復興支援事業費補助金
    - 05 緊急 中小企業組合等共同設備等災害復旧費補助金
    - 06 緊急 企業立地資金貸付事業
    - 07 緊急 工業立地促進資金融資事業

	緊急		興計画期間	(H23年度~ŀ	132年	度)		
取組項目·事業	重点事項	平成23年度	復旧期(3年)	平成25年度		生期 (1年)	発展: (3年	
(3)経済・商業・観光・雇用								
①ものづくり産業の復興								
■ 早期の事業再開に向けた工場・設備 等の復旧・整備支援								
01 復興企業相談助言事業	紧急							
02 中小企業経営相談支援事業	緊急							
03 中小企業等施設設備復旧支援事業	紧急							
04 中小企業等復旧·復興支援事業費補 助金	緊急							
05 中小企業組合等共同設備等災害復 旧費補助金	緊急							
06 企業立地資金貸付事業	緊急							
07 工業立地促進資金融資事業	緊急							

	<b>事</b>	事 类 占 宏
	事業名	事業内容
01 <b>緊急</b>	復興企業相談助言事業 (P. 46 に再掲) 復旧期 角生期 発展期	被災中小企業のうち、早期復興が見込める者を複合的に支援し、先導的な企業として育成するため、中小企業の早期の事業活動の復旧に向けた助言等の支援を行うもの。
	【新産業振興課】	【事業主体:国,県】
02 <b>緊急</b>	中小企業経営相談支援事業 (P. 53 に再掲) (使用期 ) 再生期 ) 発展期	大震災により甚大な被害を受けた県内中小企業に対し、事業再建に 当たっての資金繰りや経営上の課題等を解決するため、相談や助言を 行うもの。
00	「商工経営支援課」	【事業主体:県】 ************************************
03 緊急	中小企業等施設設備復旧支援事業 (P. 66 に再掲)	被災した中小企業に対し、被災工場の復旧・復興を促進するため、 工場建屋・機械設備の導入に要する経費を補助するもの。
	【新産業振興課】	【事業主体:国,県】
04 緊急	中小企業等復旧・復興支援事業 費補助金 (P. 53, 66, 96, 101 に再掲) (P. 53, 66, 96, 101 に再掲)	被災地の製造業等の中小企業等が一体となって進める災害復旧事業について、県が認定する再建計画に基づいた施設等の復旧・整備を行う場合、国と連携して補助するもの。
	【新産業振興課】	【事業主体:国,県】
05 <b>緊急</b>	中小企業組合等共同設備等災害 復旧費補助金 (P. 57 に再掲) (P. 57 に再掲)	震災により甚大な被害を受けた中小企業組合等の共同設備等の復旧を図るため、復旧に要する経費を補助するもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:国,県】
06 緊急	企業立地資金貸付事業 (P. 50 に再掲)  ②旧期	東日本大震災により、被災した企業等(原則中小企業に限る)が新たに工場等を新・増設する場合に、工場建屋の建設費及び機械設備導入費を低利で貸し付けるもの。
07	【産業立地推進課】	【事業主体:県】 東口本土電災により、 如災した人業飲が新たりて工程等も第二時のよ
07 緊急	工業立地促進資金融資事業 (P. 50 に再掲)  (P. 50 に再掲)  (P. 50 に再掲)  (P. 50 に再掲)	東日本大震災により、被災した企業等が新たに工場等を新・増設する場合に、工場等用地購入費を低利で融資するもの。
	【産業立地推進課】	【事業主体:県】

### 2 経営安定等に向けた融資制度の充実

- 01 緊急 中小企業経営安定資金等貸付金
- 02 緊急 中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業
- 03 緊急 中小企業高度化事業
- 04 緊急 小規模企業者等設備導入資金
- 05 緊急 被災中小企業者対策資金利子補給事業
- 06 緊急 (仮称)宮城県産業復興機構出資金
- 07 緊急 宮城県信用保証協会経営基盤強化対策事業



	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	中小企業経営安定資金等貸付金 (P. 55   二再掲) 復四期 / 再生期 / 発展期	震災により直接・間接の被害を受け、事業活動に支障を来している中小企業者に対して金融支援を行うため、県中小企業融資制度に新たな資金を創設するもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:県】
02 緊急	中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業 (P. 55 に再掲) <b></b>	事業計画の認定を受けた中小企業等グループの企業や、中小企業基盤整備機構が整備する仮設工場・店舗への入居企業等に対し、復旧に必要な設備等の導入資金について貸付を行うもの。
	【新産業振興課】	【事業主体:県】
93 緊急	中小企業高度化事業 (P. 55 に再掲) 復旧期 再生期 発展期	震災により甚大な被害を受けた中小企業協同組合や商店街振興組合等を支援するため、これらの組合等が被災した共同施設を復旧又は新たに整備する場合に長期無利子の貸付を行うもの。
04	【商工経営支援課】 小規模企業者等設備導入資金	【事業主体:県】 震災により甚大な被害を受けた小規模企業者等の早期事業再開を
緊急	(P. 55 (二再掲) <b>復旧期</b>	支援するため、新たな設備導入に対して無利子貸付等を行うもの。
05 <b>緊急</b>	被災中小企業者対策資金利子補給事業 (P. 55 に再掲) (P. 55 に再掲)	被災中小企業者の金利負担を軽減するため、県中小企業経営安定資金・災害対策資金及びみやぎ中小企業復興特別資金を借り入れた中小企業者のうち一定の要件を満たした者に対し利子補給を行うもの。
06	【商工経営支援課】 (仮称)宮城県産業復興機構出	【事業主体:県】 中小企業者等の二重債務問題に関連して,既往債務の買い取りを行
緊急	資金 (P. 55 に再掲) 復日期 ) 再生期 ) 発展期 )	う「(仮称) 宮城県産業復興機構」に出資し、中小企業者等の円滑な 再生を図るもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:国,県】
07 <b>緊急</b>	宮城県信用保証協会経営基盤強 化対策事業 (P. 55 に再掲)	被災中小企業者の保証料負担を軽減するため、協会基本料率から引き下げた県制度料率を設定し、引き下げ分の一部を補助するもの。
	復旧期	
	【商工経営支援課】	【事業主体:県】

# 3 生産活動の再開・向上に向けた支援

- 01 緊急 復興企業相談助言事業 [再掲]
- 02 KCみやぎ (基盤技術高度化支援センター) 推進事業
- 03 産業技術総合センター技術支援事業
- 04 中小企業BC (事業継続) 力向上支援事業

	緊急		興計画期間	(H23年度~H	132年	度)		
取組項目·事業	重点 事項		復旧期(3年)			主期	発展:	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)	(3年	.)
(3)経済・商業・観光・雇用								
①ものづくり産業の復興								
3 生産活動の再開・向上に向けた支援								
01 復興企業相談助言事業 [再掲]	緊急							
02 KCみやぎ(基盤技術高度化支援セン ター)推進事業								
03 産業技術総合センター技術支援事業								$\rightarrow$
04 中小企業BC(事業継続)力向上支援								$\Rightarrow$
事業								

	事業名	事 業 内 容
01 緊急	復興企業相談助言事業 [再掲] P. 42	被災中小企業のうち、早期復興が見込める者を複合的に支援し、先 導的な企業として育成するため、中小企業の早期の事業活動の復旧に 向けた助言等の支援を行うもの。
	<b>復旧期</b>	【事業主体:国,県】
02	K Cみやぎ(基盤技術高度化支	被災企業等が直面する技術的課題や新規参入及び取引拡大等に対
02	援センター)推進事業	成次正来等が追阖する政制的未選や利尻多八及び取り拡入等に対応するため、大学教員等を派遣するなど、技術的支援を行うほか、産
	接ビンター/推進事業	学共同による研究会活動を通じて、地域企業の技術力・提案力の向上
		を図るもの。
	復旧期   再生期   発展期	전[설명 100]
	【新産業振興課】	【事業主体:県】
03	産業技術総合センター技術支援	産業技術総合センターの資源を活用して施設・機器開放、試験分析、
	事業	技術改善支援等を実施し、企業の技術的課題を解決するとともに、も
		のづくり産業に寄与するもの。
	復旧期	
	【新産業振興課】	【事業主体: 県】
04	中小企業BC(事業継続)力向	震災により大きな被害を受けた県内中小企業のBC(事業継続)力
	上支援事業	の強化を図るため、専門家の指導助言を得ながら、BC力向上のため
	(P. 59 に再掲)	の調査を行うとともに、普及啓発と、支援担当者の能力向上を図るも
	復旧期	$\mathcal{O}_{\circ}$
	【商工経営支援課】	【事業主体:県】

# 4 販路開拓・取引拡大等に向けた支援

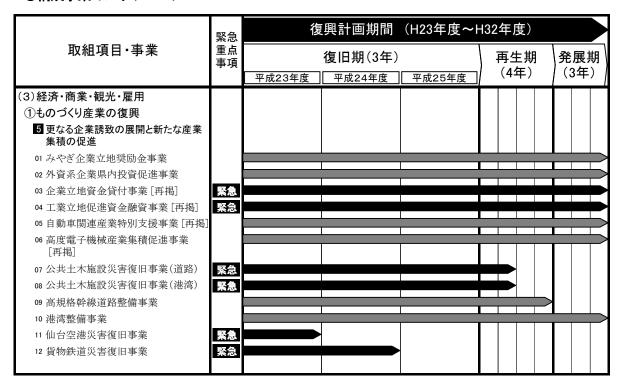
- 01 自動車関連産業特別支援事業
- 02 高度電子機械産業集積促進事業
- 03 中小企業者販路開拓・取引拡大支援事業
- 04 被災中小企業海外ビジネス支援事業
- 05 グローバルビジネス総合支援事業
- 06 みやぎ産業人材育成プラットフォーム構築事業
- 07 ものづくり人材育成確保対策事業

	緊急							
取組項目·事業	重点 事項		復旧期(3年)			生期	発展期	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)	(3年)	
(3)経済・商業・観光・雇用								
①ものづくり産業の復興								
4 販路開拓・取引拡大等に向けた支援								
01 自動車関連産業特別支援事業								
02 高度電子機械産業集積促進事業								
03 中小企業者販路開拓·取引拡大支援 事業								
04 被災中小企業海外ビジネス支援事業								
05 グローバルビジネス総合支援事業								
06 みやぎ産業人材育成プラットフォーム 育成構築事業								
07ものづくり人材育成確保対策事業								

_		
	事 業 名	事 業 内 容
01	自動車関連産業特別支援事業 (P50, 71 に再掲) 復旧期 角生期 発展期	本県の自動車関連産業の発展段階や取り巻く環境の変化に応じて 地元企業の新規参入と取引拡大を促進するため、取引機会の創出や技 術支援など総合的な支援を行うもの。
	【自動車産業振興室】	【事業主体: 県】
02	高度電子機械産業集積促進事業 (P. 50, 71 (二再掲)	高度電子機械産業の取引の創出・拡大を図るため、県内企業及び関係機関で構成する「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」を運営し、高度電子機械産業や技術に関するセミナー、企業内覧会の開催等を通じて、県内企業の取引創出・拡大を支援するもの。
	【新産業振興課】	【事業主体:県】
03	中小企業者販路開拓·取引拡大 支援事業	震災により受注先の確保が困難となった中小企業の販路開拓と取引拡大を図るため、東京等で商談会を開催するとともに、個別商品の分野・特徴に応じた個別の受注確保と販路開拓の支援を行うもの。
		【事类之 <i>体</i> ,豆 周】
0.4	【新産業振興課】 被災中小企業海外ビジネス支援	【事業主体:国,県】 震災により海外との取引が断絶・停滞するおそれのある県内企業に
04	被災中小正未海外にンネス又接   事業	展次により個外との取引が動記・停滞するおそれのかる県内企業に対し、事業の継続を支援するため、県内企業の復興に資する各種補助・措置を行うもの。
	復旧期 角生期 発展期	
05	【海外ビジネス支援室】 グローバルビジネス総合支援事	【事業主体:国,県】 海外ビジネスに積極的に挑戦しようとする県内企業に対し,ビジネ
05	プローバルビジネス総合又接手 業 復旧期 ) 再生期 ) 発展期	一次では、またりでする場合では、また。
	【海外ビジネス支援室】	【事業主体:県】
06	みやぎ産業人材育成プラットフォーム構築事業 (P. 72 に再掲) <b>* * * * * * * * * *</b>	地域産業復興の重要な要素である産業人材を育成するため,教育現場と地域産業界が一体となった産業人材育成体制の構築により,地域企業の中核として生産性向上に寄与できる人材の育成を図るもの。 【事業主体:県】
07	ものづくり人材育成確保対策事業 (P. 72 に再掲) 復旧期	被災した県内中小企業及び誘致企業が必要とする優秀な人材を確保するため、企業認知度の向上に取り組むとともに、企業の採用力と育成力の強化を支援するもの。
	【産業人材対策課】	【事業主体:県】

#### 5 更なる企業誘致の展開と新たな産業集積の促進

- 01 みやぎ企業立地奨励金事業
- 02 外資系企業県内投資促進事業
- 03 緊急 企業立地資金貸付事業 [再掲]
- 04 緊急 工業立地促進資金融資事業 [再掲]
- 05 自動車関連産業特別支援事業 [再掲]
- 06 高度電子機械産業集積促進事業 [再掲]
- 07 緊急 公共土木施設災害復旧事業(道路)
- 08 緊急 公共土木施設災害復旧事業 (港湾)
- 09 高規格幹線道路整備事業
- 10 港湾整備事業
- 11 緊急 仙台空港災害復旧事業
- 12 緊急 貨物鉄道災害復旧事業



	事業名	事 業 内 容
01	みやぎ企業立地奨励金事業 (P. 71 に再掲) ②旧期 AEM AEM AEM	県内に工場等の新設や増設等を行う企業に対して、設備投資の初期 費用負担の軽減を図ることにより、企業立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るもの。
02	【産業立地推進課】 外資系企業県内投資促進事業 (P. 71 に再掲) 復旧期 角生期 発展期	【事業主体:県】 県内企業のグローバル化による産業の活性化を図るため、これまで 構築したネットワーク等を活用した情報交換を行うとともに、国内外 での効率的なビジネスマッチングを実施するもの。
03 緊急	【国際経済・交流課】 企業立地資金貸付事業 [再掲] P. 42	【事業主体:県】 東日本大震災により、被災した企業等(原則中小企業に限る)が新たに工場等を新・増設する場合に、工場建屋の建設費及び機械設備導入費を低利で貸し付けるもの。
04 緊急	復旧期 / 再生期 / 発展期 / 【産業立地推進課】 工業立地促進資金融資事業 [再掲] P. 42	【事業主体:県】 東日本大震災により、被災した企業等が新たに工場等を新・増設する場合に、工場等用地購入費を低利で融資するもの。
05	復旧期	【事業主体:県】 本県の自動車関連産業の発展段階や取り巻く環境の変化に応じて
	[再掲] P. 48, 71	地元企業の新規参入と取引拡大を促進するため、取引機会の創出や技術支援など総合的な支援を行うもの。 【事業主体:県】
06	高度電子機械産業集積促進事業 [再掲] P. 48, 71	高度電子機械産業の取引の創出・拡大を図るため、県内企業及び関係機関で構成する「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」を運営し、高度電子機械産業や技術に関するセミナー、企業内覧会の開催等を通じて、県内企業の取引創出・拡大を支援するもの。
07 <b>緊急</b>	【新産業振興課】 公共土木施設災害復旧事業 (道路) (P. 110 に再掲)	【事業主体:県】 被災した道路、橋梁等について、施設の復旧を行うもの。
	<b>復旧期</b>	【事業主体:国,県】

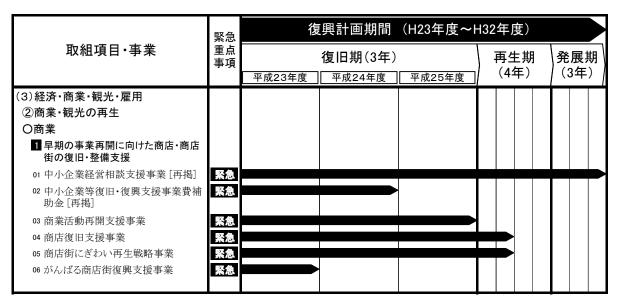
	事 業 名	事 業 内 容
08 <b>緊急</b>	公共土木施設災害復旧事業 (港湾) (P. 113 (二再掲) 復旧期 / 再生期 / 発展期 /	被災した港湾施設等について、施設の復旧を行うもの。
	【港湾課】	【事業主体:国,県】
09	高規格幹線道路整備事業 (P. 108 に再掲) 復旧期 角生期 発展期	国が事業主体となる三陸縦貫自動車道などの高規格幹線道路の整備等について、その事業費の一部を負担するもの。
	【道路課】	【事業主体:国,県】
10	港湾整備事業 (P. 113 に再掲) 復旧期	被災した港湾の機能を回復させ、物流機能を確保するため、港湾施設等の整備を行うもの。
	【港湾課】	【事業主体:国,県】
11 緊急	仙台空港災害復旧事業 (P. 115 に再掲) 復旧期 / 再生期 / 発展期 /	被災した仙台空港について、空港の運用に必要な滑走路、誘導路及 び照明施設等の災害復旧工事を実施するもの。
	【空港臨空地域課】	【事業主体:国,県】
12 緊急	貨物鉄道災害復旧事業 復旧期 〉 再生期〉 発展期 〉	被災した貨物鉄道について、施設の復旧支援を行うもの。
	【総合交通対策課】	【事業主体:国,県】

#### ② 商業・観光の再生

#### 〇商業

### 1 早期の事業再開に向けた商店・商店街の復旧・整備支援

- 01 緊急 中小企業経営相談支援事業 [再掲]
- 02 緊急 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金 [再掲]
- 03 緊急 商業活動再開支援事業
- 04 緊急 商店復旧支援事業
- 05 緊急 商店街にぎわい再生戦略事業
- 06 緊急 がんばる商店街復興支援事業



	事業名	事 業 内 容
01 緊急	中小企業経営相談支援事業 [再掲] P. 42  ②旧期 / 再生期 / 発展期	大震災により甚大な被害を受けた県内中小企業に対し,事業再建に 当たっての資金繰りや経営上の課題等を解決するため,相談や助言を 行うもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:県】
02 緊急	中小企業等復旧・復興支援事業 費補助金 [再掲] P. 42, 66, 96, 101	被災地の製造業等の中小企業等が一体となって進める災害復旧事業について、県が認定する再建計画に基づいた施設等の復旧・整備を行う場合、国と連携して補助するもの。
	【新産業振興課】	【事業主体:国,県】
93 緊急	商業活動再開支援事業	震災により甚大な被害を受け、早急に復旧することが困難な商店に対し、当面の営業再開に必要な仮店舗を確保するための経費を補助するもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:国,県】
<b>緊急</b>	商店復旧支援事業	震災により甚大な被害を受けた商店について商業者の事業継続を 支援するとともに、被災地の商業衰退を食い止めるため、店舗等の復 旧に要する費用を助成するもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:国,県】
<b>緊急</b>	商店街にぎわい再生戦略事業	にぎわいあふれる商店街づくりを促進するため、震災により被災した商店街の復興のために行うイベント等ソフト事業実施に要する経費を補助するもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:国,県】
06 緊急	がんばる商店街復興支援事業	震災により甚大な被害を受けた沿岸市町の商店街の復興を図るため、商店街の復興に必要な業務に従事する「商店街復興サポーター」を配置するもの。
	復旧期	
	【商工経営支援課】	【事業主体:県】

#### 2 経営安定等に向けた融資制度の充実

- 01 緊急 中小企業経営安定資金等貸付金 [再掲]
- 02 緊急 中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業 [再掲]
- 03 緊急 中小企業高度化事業 [再掲]
- 04 緊急 小規模企業者等設備導入資金 [再掲]
- 05 聚急 被災中小企業者対策資金利子補給事業 [再掲]
- 06 緊急 (仮称)宮城県産業復興機構出資金 [再掲]
- 07 緊急 宮城県信用保証協会経営基盤強化対策事業 [再掲]



		1
	事業名	事 業 内 容
01 <b>緊急</b>	中小企業経営安定資金等貸付金 [再掲] P. 44 復旧期 A 再生期 A 発展期	震災により直接・間接の被害を受け、事業活動に支障を来している中小企業者に対して金融支援を行うため、県中小企業融資制度に新たな資金を創設するもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:県】
02 <b>緊急</b>	中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業 [再掲] P. 44	事業計画の認定を受けた中小企業等グループの企業や、中小企業基盤整備機構が整備する仮設工場・店舗への入居企業等に対し、復旧に必要な設備等の導入資金について貸付を行うもの。
	【新産業振興課】	【事業主体:県】
03	中小企業高度化事業	震災により甚大な被害を受けた中小企業協同組合や商店街振興組
緊急	[再掲] P. 44 ② (国期 ) 再生期 ) 発展期 )	合等を支援するため、これらの組合等が被災した共同施設を復旧又は 新たに整備する場合に長期無利子の貸付を行うもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体: 県】
04 緊急	小規模企業者等設備導入資金 [再掲] P. 44	震災により甚大な被害を受けた小規模企業者等の早期事業再開を 支援するため、新たな設備導入に対して無利子貸付等を行うもの。
	<b>復旧期 再生期 発展期 発展期</b> 【新産業振興課、商工経営支援課】	【事業主体:県】
05 緊急	被災中小企業者対策資金利子補 給事業 [再掲] P. 44	被災中小企業者の金利負担を軽減するため、県中小企業経営安定資金・災害対策資金及びみやぎ中小企業復興特別資金を借り入れた中小企業者のうち一定の要件を満たした者に対し利子補給を行うもの。
	復旧期 角生期 発展期	
06	【商工経営支援課】 (仮称)宮城県産業復興機構出	【事業主体:県】 中小企業者等の二重債務問題に関連して,既往債務の買い取りを行
緊急	資金 [再掲] P. 44	う「(仮称) 宮城県産業復興機構」に出資し、中小企業者等の円滑な 再生を図るもの。
	復旧期 再生期 発展期	
	【商工経営支援課】	【事業主体:国,県】
07 緊急	宮城県信用保証協会経営基盤強 化対策事業 [再掲] P. 44	被災中小企業者の保証料負担を軽減するため、協会基本料率から引き下げた県制度料率を設定し、引き下げ分の一部を補助するもの。
	復旧期 再生期 発展期	
	【商工経営支援課】	【事業主体:県】

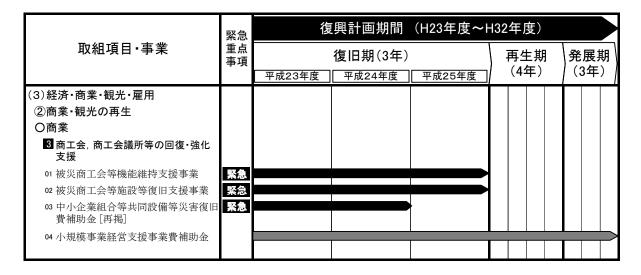
# 3 商工会、商工会議所等の回復・強化支援

01 緊急 被災商工会等機能維持支援事業

02 緊急 被災商工会等施設等復旧支援事業

03 緊急 中小企業組合等共同設備等災害復旧費補助金 [再掲]

04 小規模事業経営支援事業費補助金



	事業名	事 業 内 容
01 緊急	被災商工会等機能維持支援事業	震災により甚大な被害を受けた商工会や商工会議所の商工会館等が復旧するまでの間、商工会、商工会議所の相談・指導機能を維持するため、仮設事務所の設置等に要する経費を補助するもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:国,県】
02 緊急	被災商工会等施設等復旧支援事業	震災により甚大な被害を受けた商工会や商工会議所について、中小 企業組合等共同施設等災害復旧事業(国補助)の対象となる商工会館 等の建設・修繕に要する経費や、従来、同事業の対象とならなかった 商工会館等の附帯施設の建設・修繕に要する経費等について補助する もの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:国,県】
03 緊急	中小企業組合等共同設備等災害復旧費補助金 [再掲] P. 42	震災により甚大な被害を受けた中小企業組合等の共同設備等の復旧を図るため、復旧に要する経費を補助するもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:国,県】
04	小規模事業経営支援事業費補助金	小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的として、商工会、商工会議所、宮城県商工会連合会及び宮城県商工会議所連合会が行う、小規模事業者等の経営又は技術の改善発達ための事業及び宮城県商工会連合会が行う、商工会の運営に関する指導事業に要する経費について補助するもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:県】

# 4 先進的な商業の確立に向けた支援

- 01 新商店街活動推進事業
- 02 商店街機能強化事業
- 03 中小企業経営革新・創業支援セミナー等開催事業
- 04 中小企業BC(事業継続)力向上支援事業[再掲]

HE-75		復興計画期間(H23年度~H32年度)							
取組項目•事業	重点 事項		復旧期(3年)			生期	発展		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4:	年)	(3年)		
(3)経済・商業・観光・雇用									
②商業・観光の再生									
〇商業									
4 先進的な商業の確立に向けた支援									
01 新商店街活動推進事業									
02 商店街機能強化事業								$\Rightarrow$	
03 中小企業経営革新・創業支援セミ ナー等開催事業									
04 中小企業BC(事業継続)力向上支援 事業 [再掲]									

	事業名	事 業 内 容
01	新商店街活動推進事業	震災による被害が著しい市町村が行う,新しいまちづくりに合わせ た商店街の復興を促進するため,商業ビジョンの策定や,商店街の組
	復旧期	織づくりの活動等を支援するもの。
	【商工経営支援課】	【事業主体:県】
02	商店街機能強化事業	震災により被災した商店街の復興にあたり,商店街の地域コミュニ
		ティの核としての機能を充実するとともに, 少子高齢化など時代の動
		きに対応する先進的な商店街として強化を図るため、研修会、施設整
	復旧期 〉 〉再生期〉 〉発展期	備を支援するもの。
	【商工経営支援課】	事業主体:県】
03	中小企業経営革新・創業支援セ	震災により甚大な被害を受けた沿岸部等の地域の商工業の早期復
	ミナ一等開催事業	興を図るため、経営革新、創業等をテーマとしたセミナーの開催を委 託するもの。
	復旧期 再生期 発展期	
	【商工経営支援課】	【事業主体:県】
04	中小企業BC(事業継続)力向	震災により大きな被害を受けた県内中小企業のBC (事業継続) 力
	上支援事業	の強化を図るため、専門家の指導助言を得ながら、BC力向上のため
	[再掲] P. 46	の調査を行うとともに、普及啓発と、支援担当者の能力向上を図るも
	復旧期	$\mathcal{O}_{\circ}$
	【商工経営支援課】	【事業主体:県】

# 5 IT企業等の支援・活用

- 01 被災中小企業 I T化支援事業
- 02 被災中小 I T 関連企業等市場獲得支援事業

### ○構成事業のスケジュール

			興計画期間	(H23年度~h	132年月	隻)	
取組項目•事業	緊急 重点 事項	復旧期(3年) 平成23年度 平成24年度 平成25年度		再生期(4年)		発展期 (3年)	
(3)経済・商業・観光・雇用 ②商業・観光の再生 ○商業 5IT企業等の支援・活用 01被災中小企業IT化支援事業 02被災中小IT関連企業等市場獲得支援事業							

	事業名	事 業 内 容
01	被災中小企業IT化支援事業	被災した中小企業の業務復興を迅速・効率的に進めるため、県内 IT 関連企業を活用した IT 技術導入に要する経費を補助するもの。
	復旧期 角生期 発展期	
	【情報産業振興室】	【事業主体:国,県】
02	被災中小IT関連企業等市場獲	県内中小 I T企業及びコールセンターの首都圏等からの市場獲得
	得支援事業	を後押しするため、県内IT関連企業及びコールセンターに対し、首
		都圏等で開催される展示会の出展費用や,首都圏企業とのマッチング
	復旧期 角生期 発展期	を行うコーディネーターの支援に要する経費を補助するもの。
	【情報産業振興室】	【事業主体:国,県】

### 〇観光

# 6 国内外からの観光客の誘致

- 01 観光復興緊急対策事業
- 02 観光復興イベント開催事業
- 03 観光復興キャンペーン推進事業
- 04 外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業
- 05 海外交流基盤再構築事業
- 06 仙台空港利用促進事業

	緊急							
取組項目·事業	重点 事項		復旧期(3年)			主期	発展期	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)	(3年)	
(3)経済・商業・観光・雇用								
②商業・観光の再生								
〇観光								
6 国内外からの観光客の誘致								
01 観光復興緊急対策事業								
02 観光復興イベント開催事業							1	
03 観光復興キャンペーン推進事業								
04 外国人観光客災害復興緊急誘致促進 事業								
05 海外交流基盤再構築事業								
06 仙台空港利用促進事業								

事 業 名		事 業 内 容
01	観光復興緊急対策事業 復旧期 月生期 発展期	震災により県内観光に大きな影響が生じていることから、県内外からの誘客を早急に進めるため、正確な観光情報の提供やキャラバン等の実施するもの。
	【観光課】	【事業主体:県】
02	観光復興イベント開催事業 ②旧期 ) 再生期 発展期	震災の影響により県内への観光を手控えている県内外の観光客に対して正確な観光情報を広報するため、被災地及び首都圏、関西圏等で開催する観光復興イベント等を支援するもの。
	【観光課】	【事業主体:国,県】
03	観光復興キャンペーン推進事業 (P. 64 に再掲) 復旧期 アーチャー 発展期 発展期	県内外の一般消費者及び旅行エージェントや報道関係者などに対し、本県の観光復興の状況を正確に伝え、観光客の誘致につなげるため、観光復興キャンペーンを支援するもの。
	【観光課】	【事業主体:国,県】
04	外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業 (P. 64 に再掲) (P. 64 に再掲)	震災の発生以降,大幅に減少している外国人観光客の積極的な誘致を図るため,観光地の復興等について正確な情報を提供するとともに,安心して来県できる体制づくりを行うもの。
	【観光課】	【事業主体:県】
05	海外交流基盤再構築事業 復旧期	外国人観光客の誘客を図るため、本県がこれまで築いてきた海外自治体等との交流基盤を活用し、国際線の再開と海外政府要人の来県を働きかけるもの。
06	【国際経済・交流課】 仙台空港利用促進事業	【事業主体: 県】 仙台空港の路線の充実・拡大と利用促進を図るため、エアポートセ
	(P. 115 に再掲) (B. 115 に再掲) (B. 115 に再掲) (B. 115 に再掲)	一ルスを行い、旅客需要を喚起するもの。
	【空港臨空地域課】	【事業主体:県】

# 7 観光資源・観光ルートの整備、域内流動の促進

- 01 観光施設再生支援事業
- 02 自然公園施設災害復旧事業
- 03 みやぎ観光域内流動緊急対策事業

### ○構成事業のスケジュール

	緊急	復	興計画期間	(H23年度~h	H32年度)	
取組項目•事業	重点 事項		復旧期(3年)		再生期	発展期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4年)	(3年)
(3)経済・商業・観光・雇用						
②商業・観光の再生						
〇観光						
7 観光資源・観光ルートの整備, 域内流動の促進						
01 観光施設再生支援事業						
02 自然公園施設災害復旧事業						
03 みやぎ観光域内流動緊急対策事業						

	F-X-1/M-Q-	
	事 業 名	事 業 内 容
01	観光施設再生支援事業	震災により甚大な被害を受けた観光産業の復興に向け、観光事業者 の施設再建に係る整備資金を助成するもの。
	復旧期	
	【観光課】	【事業主体:国,県】
02	自然公園施設災害復旧事業	震災により被害を受けた県内の観光施設の復旧と施設整備を推進
		するもの。
	復旧期	
	【観光課】	【事業主体:国,県】
03	みやぎ観光域内流動緊急対策事	震災により減少している域内流動の活性化を図るため、市町村が行
	業	う着地型観光資源を用いた誘客活動の企画を支援し、温泉旅館等への
		宿泊を促進するほか,県内各地を周遊する旅行商品の企画や造成,催
	復旧期 角生期 発展期	行を支援するもの。
	【観光課】	【事業主体:県】

# 8 「観光王国みやぎ」実現のための態勢整備

- 01 みやぎの観光「安全・安心」事業
- 02 外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業 [再掲]
- 03 観光復興キャンペーン推進事業 [再掲]

### ○構成事業のスケジュール

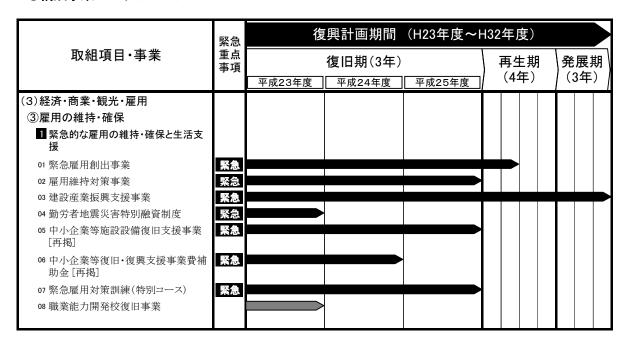
	緊急	復興計画期間(H23年度~H32年度)						
取組項目·事業	重点 事項	復旧期(3年)			再生期 (4年)		発展期	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)	(3年	-)
(3)経済・商業・観光・雇用								
②商業・観光の再生								
〇観光								
8「観光王国みやぎ」実現のための態勢 整備								
01 みやぎの観光「安全・安心」事業					$\Rightarrow$			
02 外国人観光客災害復興緊急誘致促進 事業 [再掲]								$\Rightarrow$
03 観光復興キャンペーン推進事業 [再掲]								

	事業名	事 業 内 容
01	みやぎの観光「安全・安心」事業 (復旧期 ) 再生期 ) 発展期	安全・安心な観光地であることを国内外にアピールするため、災害時における観光客への適切・迅速な対応方針の作成や、正確な情報伝達体制の整備を進めるもの。また、避難誘導表示も兼ねた案内表示や観光案内の整備や、防災情報の多言語対応を支援するもの。
	【観光課】	【事業主体:県,市町村】
02	外国人観光客災害復興緊急誘致 促進事業 [再掲] P. 62	震災の発生以降,大幅に減少している外国人観光客の積極的な誘致 を図るため、観光地の復興等について正確な情報を提供するととも に、安心して来県できる体制づくりを行うもの。
	復旧期	【事業主体:県】
03	観光復興キャンペーン推進事業	県内外の一般消費者及び旅行エージェントや報道関係者などに対
	[再掲] P. 62	し、本県の観光復興の状況を正確に伝え、観光客の誘致につなげるた
	復旧期 再生期 発展期	め、観光復興キャンペーンを支援するもの。
	【観光課】	【事業主体:国,県】

#### ③ 雇用の維持・確保

### 1 緊急的な雇用の維持・確保と生活支援

- 01 緊急 緊急雇用創出事業
- 02 緊急 雇用維持対策事業
- 03 緊急 建設産業振興支援事業
- 04 緊急 勤労者地震災害特別融資制度
- 05 緊急 中小企業等施設設備復旧支援事業 [再掲]
- 06 緊急 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金 [再掲]
- 07 緊急 緊急雇用対策訓練(特別コース)
- 08 職業能力開発校復旧事業

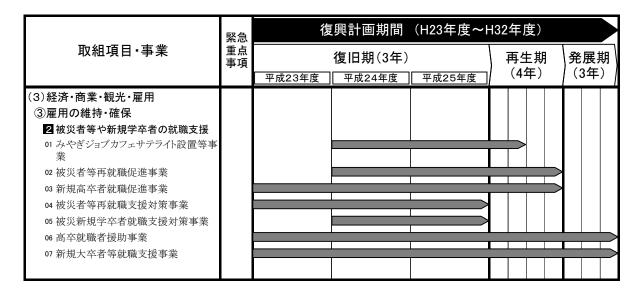


	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	緊急雇用創出事業 復旧期 入 再生期 入 発展期 入	被災失業者の生活安定を図るため、国からの追加交付による「緊急 雇用創出事業臨時特例基金」を積み増し、緊急かつ臨時的な雇用機会 を創出するもの。
	【雇用対策課】	【事業主体:県,市町村】
02 緊急	雇用維持対策事業 復旧期	震災により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、休業等の雇用の維持のために要した経費及び社会・労働保険料に要した経費を助成するもの。
03	【雇用対策課】 建設産業振興支援事業	【事業主体:国,県】 被災した建設業者の支援及び被災住民の建設業への就労を促進す
緊急	使 放 生	ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
04 緊急	勤労者地震災害特別融資制度	被災者の生活再建を支援するため、震災で被災した勤労者に対し、 東北労働金庫と提携して低利の生活資金を融資する制度を創設する もの。
05	【雇用対策課】 中小企業等施設設備復旧支援事	【事業主体:県】 被災した中小企業に対し、被災工場の復旧・復興を促進するため、
緊急	業 [再掲] P. 42  ②旧期 〉 再生期〉 発展期	工場建屋・機械設備の導入に要する経費を補助するもの。
	【新産業振興課】	【事業主体:国,県】
06 <b>緊急</b>	中小企業等復旧·復興支援事業 費補助金 [再掲] P. 42, 53, 96, 101	被災地の製造業等の中小企業等が一体となって進める災害復旧事業について、県が認定する再建計画に基づいた施設等の復旧・整備を行う場合、国と連携して補助するもの。
	復旧期 〉   再生期 〉 発展期	
	【新産業振興課】	【事業主体:国,県】
07 緊急	緊急雇用対策訓練(特別コース) 復旧期	震災により離職を余儀なくされた方々等に対し、がれき等の処理やインフラの再建等においてニーズの高い建設重機の操作に係る免許を取得するための訓練を実施するもの。
	【産業人材対策課】	【事業主体:国,県】

	事 業 名	事業内容
08	職業能力開発校復旧事業	産業人材育成を行う職業能力開発校が被災したため、同校が職業訓練を再開できるよう、建物・設備の復旧を図るもの。
	復旧期	
	【産業人材対策課】	【事業主体:国,県】

### 2 被災者等や新規学卒者の就職支援

- 01 みやぎジョブカフェサテライト設置等事業
- 02 被災者等再就職促進事業
- 03 新規高卒者就職促進事業
- 04 被災者等再就職支援対策事業
- 05 被災新規学卒者就職支援対策事業
- 06 高卒就職者援助事業
- 07 新規大卒者等就職支援事業



事業名	事 業 内 容
01 みやぎジョブカフェサテライト 設置等事業	沿岸部の被災地では公共交通機関の遮断等により,就職活動に支障を来しているため,就職に関する情報提供やカウンセリングなどを行う施設を現地に設置するとともに,同施設の運営を業務委託するもの。
復旧期〉再生期〉発展期	
【雇用対策課】	【事業主体:県】
02 被災者等再就職促進事業 復旧期 角生期 発展期	被災者,震災により離職や廃業を余儀なくされた者及び採用内定の 取消しを受けた新規学卒者の再就職を促進するため,被災者等を雇い 入れた事業主に対する支援を行うもの。
【雇用対策課】	【事業主体:国,県】
03 新規高卒者就職促進事業  (2)	震災により多くの高校生が就職が決まらずに卒業することが懸念 されることから、県内の新規高卒者の就職を促進するため、新規高卒 者の採用を内定した事業主に対する支援を行うもの。
【雇用対策課】	【事業主体:国,県】
04 被災者等再就職支援対策事業 復旧期 角生期 発展期	被災者, 震災により離職や廃業を余儀なくされた者及び採用内定の 取消しを受けた新規学卒者の再就職を支援するため, 合同就職面接会 を開催するもの。
【雇用対策課】	【事業主体:県】
05 被災新規学卒者就職支援対策事業 業 復旧期 再生期 発展期	震災により被災した新規学卒者の就職促進を支援するため、既存の 合同就職面接会を拡充して開催するもの。
【雇用対策課】	【事業主体:国,県】
06 高卒就職者援助事業 復旧期 角生期 発展期 【雇用対策課】	震災により多くの高校生が、就職が決まらずに卒業することが懸念されることから、県内の新規高卒者の就職を促進するため、新規高卒者に対し、合同就職面接会や企業説明会を開催するほか、求人開拓、企業情報の収集及び求人・企業情報の理解促進によるミスマッチ解消のための助言等の支援を総合的に実施するもの。 【事業主体:県】
07 新規大卒者等就職支援事業	震災により専門知識や高度な技術を有する人材の県外流出が懸念
復旧期 入再生期 発展期	されることから、新規大卒者等の就職と復興に向けた県内企業の優秀な人材確保を支援するため、合同就職面接会の開催や求人情報の提供を行うもの。
【雇用対策課】	【事業主体:県】

# 3 新たな雇用の場の創出

- 01 みやぎ企業立地奨励金事業 [再掲]
- 02 外資系企業県内投資促進事業 [再掲]
- 03 自動車関連産業特別支援事業 [再掲]
- 04 高度電子機械産業集積促進事業 [再掲]

	緊急		興計画期間	(H23年度~h	132年)	隻)		
取組項目·事業	重点 事項		復旧期(3年)			 上期		展期 (
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4:	年)	(3:	年)
(3)経済・商業・観光・雇用								
③雇用の維持・確保								
3 新たな雇用の場の創出								
01 みやぎ企業立地奨励金事業 [再掲]								$\Rightarrow$
02 外資系企業県内投資促進事業 [再掲]								$\Rightarrow$
03 自動車関連産業特別支援事業 [再掲]								$\Rightarrow$
04 高度電子機械産業集積促進事業 [再掲]								

	事 業 名	事 業 内 容
01	みやぎ企業立地奨励金事業	県内に工場等の新設や増設等を行う企業に対して、設備投資の初期
	[再掲] P. 50	費用負担の軽減を図ることにより、企業立地を促進し、地域産業の活
	復旧期 再生期 発展期	性化及び雇用機会の拡大を図るもの。
	【産業立地推進課】	【事業主体:県】
02	外資系企業県内投資促進事業	県内企業のグローバル化による産業活性化を図るため、これまでに
	[再掲] P. 50	構築したネットワーク等を活用した情報交換を行うとともに, 国内外
	復旧期	での効率的なビジネスマッチングを実施するもの。
	【国際経済・交流課】	【事業主体:県】
03	自動車関連産業特別支援事業	本県の自動車関連産業の発展段階や取り巻く環境の変化に応じて
	[再掲] P. 48, 50	地元企業の新規参入と取引拡大を促進するため、取引機会の創出や技
	復旧期	術支援など総合的な支援を行うもの。
	【自動車産業振興室】	【事業主体:県】
04	高度電子機械産業集積促進事業	高度電子機械産業の取引の創出・拡大を図るため、県内企業及び関
	[再掲] P. 48, 50	係機関で構成する「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」を運営し、
	復旧期	高度電子機械産業や技術に関するセミナー,企業内覧会の開催等を通じて、県内企業の取引創出・拡大を支援するもの。
	【新産業振興課】	【事業主体:県】

# 4 復興に向けた産業人材育成

- 01 みやぎ産業人材育成プラットフォーム構築事業 [再掲]
- 02 ものづくり人材育成確保対策事業 [再掲]

## ○構成事業のスケジュール

	緊急		興計画期間	(H23年度~ŀ	132年	度)		
取組項目•事業	重点 事項		復旧期(3年)			生期		展期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)	(3	年)
(3)経済・商業・観光・雇用 ③雇用の維持・確保								
4 復興に向けた産業人材育								
01 みやぎ産業人材育成プラット フォーム 構築事業 [再掲]					П		П	$\top$
02 ものづくり人材育成確保対策事業 [再掲]								

	事業名	事 業 内 容
01	みやぎ産業人材育成プラットフォーム構築事業 [再掲] P. 48	地域産業復興の重要な要素である産業人材を育成するため、教育現場と地域産業界が一体となった産業人材育成体制の構築により、地域企業の中核として生産性向上に寄与できる人材の育成を図るもの。
	復旧期	
	【產業人材対策課】	【事業主体:県】
02	ものづくり人材育成確保対策事	被災した県内中小企業及び誘致企業が必要とする優秀な人材を確
	業	保するため、企業認知度の向上に取り組むとともに、企業の採用力と
	[再掲] P. 48	育成力の強化を支援するもの。
	復旧期	
	【産業人材対策課】	【事業主体:県】

## (4)農業・林業・水産業

#### ① 魅力ある農業・農村の再興

#### 1 生産基盤の早期復旧

- 01 緊急 東日本大震災災害復旧事業
- 02 被災農地再生支援事業
- 03 緊急 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- 04 緊急 東日本大震災農業生産対策事業
- 05 **緊急** 震災家畜緊急避難輸送·管理支援
- 06 緊急 被災農家経営再開支援事業
- 07 緊急 地震被災米穀等処理事業
- 08 緊急 被災家畜円滑処理支援推進事業
- 09 緊急 給与自粛牧草処理円滑化事業
- 10 緊急 肉用牛経営緊急支援事業
- 11 緊急 肉用牛出荷円滑化推進事業

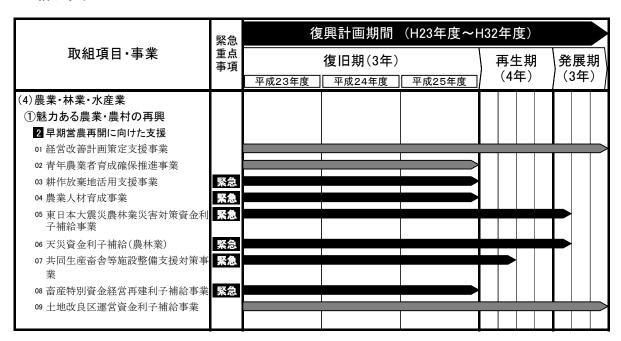


	事業名	事 業 内 容
01 <b>緊急</b>	東日本大震災災害復旧事業復旧期 角生期 発展期	震災により著しく損なわれた農業生産力の維持・向上を図るため、 農地・農業用施設等の復旧工事を実施することにより、生産基盤の早期回復を図るもの。
	【農村振興課,農村整備課】	【事業主体:国,県,市町村】
02	被災農地再生支援事業 (復旧期 ) 再生期 ) 発展期 ) 【農産園芸環境課】	除塩対策実施後の農地において、地力の低下や海成の土砂の混入による土壌の強酸性化に対応するため、農業者等のグループが共同で実施する地力回復等の取組を支援するもの。 【事業主体:国,県,市町村】
03 緊急	農林水産業共同利用施設災害復旧事業 復四期	農林水産業の経営の維持と安定を図るため、震災により被災した農業協同組合等が所有する農林水産業共同利用施設の復旧を図るもの。
04 緊急	【農林水産経営支援課】 東日本大震災農業生産対策事業 (P. 81 に再掲) 復旧期	【事業主体:国,県,市町村】 農業の経営の維持と安定を図るため,震災により被災した農業用共 同利用施設の復旧・営農用資材の購入等に要する経費を補助するも の。
05 緊急	【農産園芸環境課, 畜産課】 震災家畜緊急避難輸送・管理支援 援 (	【事業主体:国,県,市町村】 震災によるライフラインの途絶により家畜飼養が困難となった生産者や被災家畜を継続飼養することが困難となった生産者を救済し、農業生産力を維持するため、震災家畜の避難に要する輸送経費及び受け入れ先の飼養管理経費を補助するもの。
06	【畜産課】 被災農家経営再開支援事業  ②旧期 》 再生期 》 発展期	【事業主体:国,県】 被災農家の経営再開を支援するため、地域(復興組合(仮称))で行う農地復旧の取組や、園芸施設、畜舎等の復旧に係る共同作業に対し支援金を交付するもの。
	【農産園芸環境課】	【事業主体:国,県,市町村】
07 <b>緊急</b>	地震被災米穀等処理事業	震災に伴う津波により浸水等の被害を受けた保管倉庫内の米穀や 大豆について、市町村の委託を受けて廃棄物処理を行うもの。
	【農産園芸環境課】	【事業主体:県】

	事業名	事 業 内 容
08 <b>緊急</b>	被災家畜円滑処理支援推進事業	震災に起因した影響により死亡した家畜を適正かつ円滑に処理するために要する費用の一部を助成するもの。
	復旧期	
	【畜産課】	【事業主体: 県】
09	給与自粛牧草処理円滑化事業	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により放射性物質に
緊急		汚染された稲わら及び牧草の処理を円滑に進めるため, 処理経費につ     いて助成するもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【畜産課】	【事業主体:国,県,市町村】
10	肉用牛経営緊急支援事業	政府から肉用牛の出荷停止の指示に伴い,出荷適期を過ぎた肥育牛
緊急		の全頭買い上げについて国に先行して買い取り、畜産農家の緊急的支
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	援に要する経費を助成するもの。
	【畜産課】	【事業主体:国,県】
11	肉用牛出荷円滑化推進事業	県産牛肉の信頼性を確保するため、当分の間、出荷される肉用牛全
緊急		頭を対象とした放射性物質の検査経費を助成するもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【畜産課】	【事業主体:国,県】

### 2 早期営農再開に向けた支援

- 01 経営改善計画策定支援事業
- 02 青年農業者育成確保推進事業
- 03 緊急 耕作放棄地活用支援事業
- 04 緊急 農業人材育成事業
- 05 緊急 東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業
- 06 緊急 天災資金利子補給(農林業)
- 07 緊急 共同生産畜舎等施設整備支援対策事業
- 08 緊急 畜産特別資金経営再建利子補給事業
- 09 土地改良区運営資金利子補給事業



	事 業 名	事 業 内 容
01	経営改善計画策定支援事業	事業再開及び経営改善に取り組む被災農業者に対して、農業改良普及センター等の関係機関と連携し、中小企業診断士等の専門家も活用しながら、経営目標の明確化や課題の整理、資金繰り表等の作成、取組の提案など、実行性・実効性のある計画づくりを支援するもの。
00	【農林水産経営支援課】	【事業主体:県】
02	青年農業者育成確保推進事業 ②旧期	新規就農者の育成・確保を図るとともに、東日本大震災早期営農再開支援センターの業務を推進することにより、被災農業者の早期の営農再開支援や雇用のマッチングを図るもの。 【事業主体:県】
03 <b>緊急</b>	耕作放棄地活用支援事業	被災した農業者や農業法人が、県内の耕作放棄地を活用して営農を 再開する取組に対し、支援するもの。
04	【農業振興課】 農業人材育成事業	【事業主体:国,県】 農業法人や先進農家等における被災者の雇用促進を通じて被災者
緊急	復旧期	の生活再建を支援するとともに、高度な生産技術や経営手法を習得して本県で就農する人材の確保・育成を図るため、農業法人等に対して新規雇用に係る人件費等を補助するもの。
0.5	【農業振興課】	【事業主体:国,県】
05 <b>緊急</b>	東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業	災害復旧の促進及び経営の維持・回復を図るため、震災により被害を受けた農林業者に対して、災害対策資金の円滑な融通を図るもの。
	復旧期	
06	【農林水産経営支援課】 天災資金利子補給(農林業)	【事業主体:国,県】 ※実復旧の促進及び終党の維持・同復を図るため、震災により被害
緊急	次人貝並利丁相和 (長杯未)	災害復旧の促進及び経営の維持・回復を図るため、震災により被害を受けた農林業者に対して、農林業の経営等に必要な資金の融通の円滑化を図るもの。
	【農林水産経営支援課】	【事業主体:国,県,市町村】
07 緊急	共同生産畜舎等施設整備支援対 策事業 (P.81 に再掲)	震災により畜舎の流出等生産基盤に被害を受けた生産者や新たに 畜産経営を開始する生産者の農業生産力を維持するため、経営再建や 新たな生産開始に必要な家畜飼養管理用施設等の整備に必要な経費 について支援するもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【畜産課】	【事業主体:国,県】

	事 業 名	事業内容
08	畜産特別資金経営再建利子補給 事業 ② 日期	震災により、飼料供給や出荷制限等により経営に深刻な影響が生じていることから、既往の畜産特別資金借入者に対し、県で現在行われている利子補給に加え、更に上乗せを行い、3か年にわたり末端金利の軽減を図るもの。
	【畜産課】	【事業主体:国,県】
09	土地改良区運営資金利子補給事業	農業用水利施設等の維持管理を担う土地改良区の運営を支援するため、運営費や維持管理費が不足する場合や、災害復旧の資金が不足する場合等、土地改良区が金融機関から借入をする場合に、組合員(農業者)の負担軽減を図るため、利子補給を行うもの。
	【農村振興課】	【事業主体:国,県】

# 3 農業・農村復興プランの策定及び生産体制の整備に係る支援

- 01 農村地域復興支援事業
- 02 農地復旧支援調査計画事業
- 03 農地災害復旧関連一括農地管理事業

#### ○構成事業のスケジュール

	緊急		興計画期間	(H23年度~ŀ	132年	度)	
取組項目•事業	重点 事項	平成23年度	復旧期(3年) 平成24年度	平成25年度		主期 年)	発展期(3年)
(4)農業・林業・水産業							
①魅力ある農業・農村の再興							
3 農業・農村復興プランの策定及び生産 体制の整備に係る支援							
01 農村地域復興支援事業							
02 農地復旧支援調査計画事業							
03 農地災害復旧関連一括農地管理事業							

	事 業 名	事 業 内 容
01	農村地域復興支援事業	甚大な津波被害区域においては、農地を復旧するに当たり、地域ご との新たな農業を可能とする実施計画の策定が必要となることから、 県が地域ごとの実施計画を策定するもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	- ボルンビ吸 こ C V 天旭 F 回 で 水 た テ の U V 2。
	【農村振興課】	【事業主体:国,県,市町村】
02	農地復旧支援調査計画事業	震災により甚大な被害を受けた沿岸部の農業振興に向けた基盤整
		備の方向を検討するため、被災農家の意向調査を行うとともに、意向
		を反映した農業基盤復興整備構想を作成するもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【農村振興課】	【事業主体:県】
03	農地災害復旧関連一括農地管理	農地災害復旧と関連して、市町村又は土地改良区等が一括して農地
	事業	管理を行い、また、地域内外の耕作希望者に対し、効率的な農地利用
		に配慮した一時利用指定や農地配分が出来る仕組みを構築するため、
		それらの活動に対する助成支援を行うもの。
	復旧期 〉 再生期 〉 発展期	
	【農村振興課】	【事業主体:国,県】

### 4 収益性の高い農業経営の実現

01 農業参入推進事業

02 緊急 東日本大震災農業生産対策事業 [再掲]

03 緊急 共同生産畜舎等施設整備支援対策事業 [再掲]

04 緊急 経営再建家畜導入支援対策



	事 業 名	事 業 内 容
01	農業参入推進事業	震災の被害を受けた地域においては、農地や農業生産施設はもとより、農業の中核的人材も失い、地域全体の農業生産力が減退していることから、民間投資を活用した農業生産力の維持・向上、地域農業の活性化、雇用の促進に資するため、企業の農業参入を推進するもの。
	【農業振興課】	【事業主体:県】
02 <b>緊急</b>	東日本大震災農業生産対策事業 [再掲] P. 74 ②旧期 / 再生期 / 発展期	農業の経営の維持と安定を図るため、震災により被災した農業用共 同利用施設の復旧・営農用資材の購入等に要する経費を補助するも の。
	【農産園芸環境課,畜産課】	【事業主体:国,県,市町村】
03 緊急	共同生産畜舎等施設整備支援対策事業 [再掲] P. 77	震災により畜舎の流出等生産基盤に被害を受けた生産者や新たに 畜産経営を開始する生産者の農業生産力を維持するため、経営再建や 新たな生産開始に必要な家畜飼養管理用施設等の整備に必要な経費 について支援するもの。
	【畜産課】	【事業主体:国,県】
04 緊急	経営再建家畜導入支援対策	震災により畜舎の流出等生産基盤に被害を受けた生産者が、経営再建、生産回復を図るために必要な新たな代替家畜(一般、共同利用)の導入経費の負担軽減を図るとともに、復興に向けての生産基盤の拡大を図るために補助を行うもの。
	【畜産課】	【事業主体:国,県】

# 5 活力ある農業・農村の復興

- 01 農産物等直売所経営支援事業
- 02 食育・地産地消推進事業
- 03 農山漁村絆づくり事業
- 04 農地·水保全管理事業
- 05 中山間地域等直接支払交付金事業

	緊急	復	興計画期間	(H23年度~h		)	
取組項目·事業	重点 事項		復旧期(3年)		再生!		発展期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4年	)	(3年)
(4)農業・林業・水産業							
①魅力ある農業・農村の再興							
5 活力ある農業・農村の復興							
01 農産物等直売所経営支援事業							
02 食育·地産地消推進事業							
03 農山漁村絆づくり事業							
04 農地•水保全管理事業							
05 中山間地域等直接支払交付金事業							

	事 業 名	事 業 内 容
01	農産物等直売所経営支援事業	生産者の生活再建と地域社会の復興を図るため、震災により売上げ が減少した農産物等直売所の経営改善を支援するもの。
	【農林水産経営支援課】	【事業主体: 県】
02	食育・地産地消推進事業 (夏旧期 ) 再生期 ) 発展期 ) 【食産業振興課】	震災による需要の落ち込みへの対処や県産農林水産物等のイメージアップのため、地産地消の取組を全県的に進め、県産食材の一層の理解や消費・活用の促進を図るもの。また、地域の特産物に関する知識の普及や伝統的な食文化の伝承などを通して、各地域の特性を生かした「食育」を進めるため、地域に密着した食育活動を実践する食育推進ボランティアを育成するもの。
	<b>1</b>	【事業主体:県】
03	農山漁村絆づくり事業 <sub>復旧期</sub>	体験した中高生に「県土を創る意識」が育まれるよう、震災復興に 取り組む宮城県の農山漁村への教育旅行(県内中高生対象)を誘致し、 宮城県でしか体験できない「農林漁業体験+復興の手伝い」という宿 泊体験活動メニューなどを実施するもの。あわせて、県外中高生につ いても誘致し、宮城への絆の創出と将来の本県の農山漁村サポーター の育成を図るもの。
		【事業主体:国,県】
04	農地・水保全管理事業	集落コミュニティの回復・向上を図るとともに、集落ぐるみで行う 集落営農等を促進するため、非農家も含めた集落全体の共同活動により行う農業用用排水施設の江払い・草刈り、農道の敷き砂利補修の他、環境美化活動、都市との交流活動等を支援するもの。
05	【農村振興課】 中山間地域等直接支払交付金事	【事業主体:国,県,市町村】 震災により甚大な被害を受けた中山間地域等の条件不利地域にお
00	業 復旧期	いて、農地の荒廃を防ぎ、継続して農業生産活動を行うため、サポート体制の構築と併せて、農業用排水路の江払い・草刈り、農道の敷き砂利補修等の集落共同活動を支援するもの。
	【農村振興課】	【事業主体:国,県,市町村】

#### ② 活力ある林業の再生

### 1 復興に向けた木材供給の確保・産業の維持

01 緊急 林業・木材産業施設早期再開支援事業

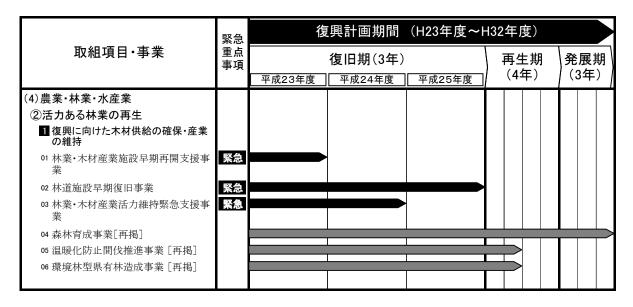
02 緊急 林道施設早期復旧事業

03 緊急 林業・木材産業活力維持緊急支援事業

04 森林育成事業 [再掲]

05 温暖化防止間伐推進事業 [再掲]

06 環境林型県有林造成事業 [再掲]



	事業名	事 業 内 容
01 緊急	林業・木材産業施設早期再開支 援事業	津波や地震で甚大な被害を受けた合板製造業や製材所などの木材 産業の早急な操業再開を図るため、建屋や製造機械等の施設復旧経費 (再整備・修理・修繕、撤去等の経費) に対し補助するもの。
	復旧期	
	【林業振興課】	【事業主体:国,県】
02	林道施設早期復旧事業	震災により被害が発生している林道施設について、県民生活の保全
緊急		と木材の安定供給を確保するため、早期復旧を図るもの。
	復旧期	
	【林業振興課】	【事業主体:国,県】
03	林業・木材産業活力維持緊急支	県内木材需要先の多くが甚大な被害を受け、木材生産が停滞してい
緊急	援事業	ることから, 当面の需要確保策として県外輸送などの搬送経費に対し
		補助するもの。また、津波により流出した丸太を回収・処理する経費
	復旧期	に対し補助するもの。
	【林業振興課】	【事業主体:国,県】
04	森林育成事業	県産材の供給を確保するため、平成23年度から展開される国の補
	[再掲] P. 21	日本坐(原印用1八字之片))。 大耳本(世) - 1 [2] - 1 [2] - 1 [2]
	[ <del> ']</del> ]'t]]   .	助事業 (搬出間伐を主体とした森林整備に対する支援) を活用し、木
	[ <del>11]</del> ]EJ] 1.21	助事業(搬出間伐を主体とした森林整備に対する支援)を活用し、木 材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。
	復旧期	
		材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。
	<b>復旧期 再生期 発展期</b> 【森林整備課】	材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。 あわせて、地球温暖化防止や水源のかん養、県土の保全など森林の多 面的機能の発揮を図るもの。 【事業主体:国、県】
05	復旧期 入 再生期 入 発展期 入 発展期 入 工 森林整備課 】 温暖化防止間伐推進事業	材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。 あわせて、地球温暖化防止や水源のかん養、県土の保全など森林の多面的機能の発揮を図るもの。 【事業主体:国、県】 震災により木材の主要な需要先が被災したことにより、林業事業体
05	<b>復旧期 再生期 発展期</b> 【森林整備課】	材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。 あわせて、地球温暖化防止や水源のかん養、県土の保全など森林の多面的機能の発揮を図るもの。 【事業主体:国,県】 震災により木材の主要な需要先が被災したことにより、林業事業体における事業確保や雇用の維持が難しくなっていることから、森林整
05	復旧期 入 再生期 入 発展期 入 発展期 入 工 森林整備課 】 温暖化防止間伐推進事業	材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。 あわせて、地球温暖化防止や水源のかん養、県土の保全など森林の多面的機能の発揮を図るもの。 【事業主体:国、県】 震災により木材の主要な需要先が被災したことにより、林業事業体
05	(東田期 ) 再生期 ) 発展期   「森林整備課 ]   温暖化防止間伐推進事業 [再掲] P. 21   「東上期   発展期   発展期   発展期	材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。 あわせて、地球温暖化防止や水源のかん養、県土の保全など森林の多面的機能の発揮を図るもの。 【事業主体:国,県】 震災により木材の主要な需要先が被災したことにより、林業事業体における事業確保や雇用の維持が難しくなっていることから、森林整備事業による雇用確保と産業の維持・振興を図るため、若齢林を中心とした間伐を実施するもの。
	(集)	材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。 あわせて、地球温暖化防止や水源のかん養、県土の保全など森林の多面的機能の発揮を図るもの。 【事業主体:国、県】 震災により木材の主要な需要先が被災したことにより、林業事業体における事業確保や雇用の維持が難しくなっていることから、森林整備事業による雇用確保と産業の維持・振興を図るため、若齢林を中心とした間伐を実施するもの。
05	復旧期 角生期 発展期 【森林整備課】 温暖化防止間伐推進事業 [再掲] P. 21 復旧期 角生期 発展期 【森林整備課】 環境林型県有林造成事業	材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。 あわせて、地球温暖化防止や水源のかん養、県土の保全など森林の多面的機能の発揮を図るもの。 【事業主体:国、県】 震災により木材の主要な需要先が被災したことにより、林業事業体における事業確保や雇用の維持が難しくなっていることから、森林整備事業による雇用確保と産業の維持・振興を図るため、若齢林を中心とした間伐を実施するもの。 【事業主体:県】
	(集)	材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。 あわせて、地球温暖化防止や水源のかん養、県土の保全など森林の多面的機能の発揮を図るもの。 【事業主体:国,県】 震災により木材の主要な需要先が被災したことにより、林業事業体における事業確保や雇用の維持が難しくなっていることから、森林整備事業による雇用確保と産業の維持・振興を図るため、若齢林を中心とした間伐を実施するもの。 【事業主体:県】 震災により甚大な被害を受けた地域などの県民生活の保全と、木材の計画的な供給を確保するため、県行造林地の計画的な伐採による木
	復旧期 角生期 発展期 【森林整備課】 温暖化防止間伐推進事業 [再掲] P. 21 復旧期 角生期 発展期 【森林整備課】 環境林型県有林造成事業	材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。 あわせて、地球温暖化防止や水源のかん養、県土の保全など森林の多面的機能の発揮を図るもの。 【事業主体:国、県】 震災により木材の主要な需要先が被災したことにより、林業事業体における事業確保や雇用の維持が難しくなっていることから、森林整備事業による雇用確保と産業の維持・振興を図るため、若齢林を中心とした間伐を実施するもの。 【事業主体:県】
	(森林整備課) 温暖化防止間伐推進事業 [再掲] P. 21 (東州) 東生期 (森林整備課) 環境林型県有林造成事業 [再掲] P. 21, 88	材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。 あわせて、地球温暖化防止や水源のかん養、県土の保全など森林の多面的機能の発揮を図るもの。 【事業主体:国,県】 震災により木材の主要な需要先が被災したことにより、林業事業体における事業確保や雇用の維持が難しくなっていることから、森林整備事業による雇用確保と産業の維持・振興を図るため、若齢林を中心とした間伐を実施するもの。 【事業主体:県】 震災により甚大な被害を受けた地域などの県民生活の保全と、木材の計画的な供給を確保するため、県行造林地の計画的な伐採による木材生産を進めるとともに、上流部にある森林の持つ多面的機能の発揮

# 2 被災住宅・拠点施設復旧に向けた支援

01 緊急 被災施設再建支援事業 [再掲]

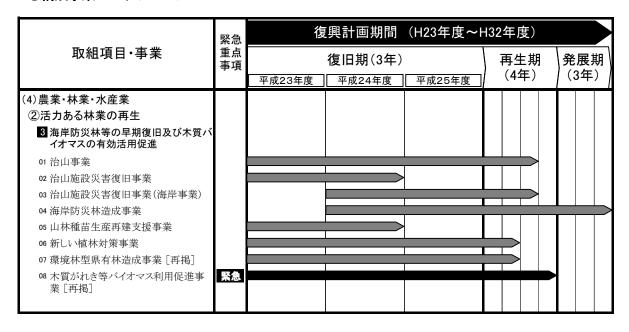
# ○構成事業のスケジュール

	緊急	復興計画期間 (H23年度~H32年度)						
取組項目•事業	重点 事項			再生期		1	発展期	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4:	年)		(3年)
(4)農業・林業・水産業 ②活力ある林業の再生 2 被災住宅・拠点施設復旧に向けた支援								
01 被災施設再建支援事業 [再掲]	緊急							

	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	被災施設再建支援事業 [再掲] P. 11  ②旧期 》 再生期》 発展期	甚大な被害を受けた被災者及び被害地域の復興と活性化を図るため、県産材の円滑な供給システムを構築するとともに、被災住宅等の復旧促進や、被災地の復旧における拠点施設建築、公共施設等の復旧及び改修等に対して補助するもの。
	【林業振興課】	【事業主体:国,県,市町村】

### 3 海岸防災林等の早期復旧及び木質バイオマスの有効活用促進

- 01 治山事業
- 02 治山施設災害復旧事業
- 03 治山施設災害復旧事業(海岸事業)
- 04 海岸防災林造成事業
- 05 山林種苗生産再建支援事業
- 06 新しい植林対策事業
- 07 環境林型県有林造成事業 [再掲]
- 08 緊急 木質がれき等バイオマス利用促進事業 [再掲]



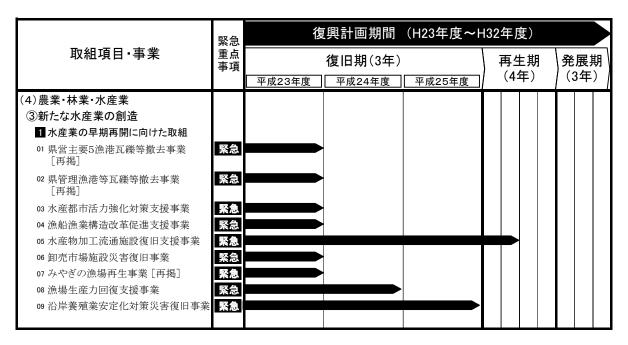
	事 業 名	事 業 内 容
01	治山事業 復旧期 入 再生期 入 発展期 入	震災により新たに発生した林地崩壊について,次期降雨等による崩壊の拡大や土石の流出等を防止するため,治山ダムや山腹施設を設置し,県土及び県民生活の保全を図るもの。
	【森林整備課】	【事業主体:国,県,市町村】
02	治山施設災害復旧事業	震災により、被害が発生している治山施設(治山ダム等)について、 県土及び県民生活を保全するため早期に復旧を図るもの。
	復旧期	
	【森林整備課】	【事業主体:国,県】
03	治山施設災害復旧事業(海岸事業)	津波により甚大な被害が発生している治山施設(海岸防潮堤等)について、県土及び県民生活を保全するため早期に復旧を図るもの。
	復旧期	
	【森林整備課】	【事業主体:国,県】
04	海岸防災林造成事業  復旧期	県土及び県民生活を保全するため、津波により流出・倒伏・幹折等 の甚大な被害が発生している海岸防災林(潮害・飛砂防備保安林)等 について早期復旧を図るもの。
	【森林整備課】	【事業主体:国,県】
05	山林種苗生産再建支援事業	震災により甚大な被害を受けた山林種苗生産者の再建を図るため、 種苗生産に必要な生産機械、機具等の整備に要する経費及び災害復旧 事業の自己負担分に対し補助するもの。
	【森林整備課】	【事業主体:国,県】
06	新しい植林対策事業 (復旧期 ) 再生期 ) 発展期 )	震災により被害を受けた地域の県民生活保全や2次災害の未然防止を図るため、被災森林や上流域の造林未済地等に花粉の少ないスギ等の植栽を進め、森林の公益的機能の向上を図るもの。あわせて、花粉の少ないスギの増産のための施設を設置するもの。
	【森林整備課】	【事業主体:県】
07	環境林型県有林造成事業	震災により甚大な被害を受けた地域などの県民生活の保全と、木材
	[再掲] P. 21, 85	の計画的な供給を確保するため,県行造林地の計画的な伐採による木
	復旧期	材生産を進めるとともに、上流部にある森林の持つ多面的機能の発揮 により、下流域における災害発生の未然防止を図るため、契約更新に 伴う再植林と保育を実施するもの。
	【森林整備課】	【事業主体:国,県】

	事 業 名	事 業 内 容
08 <b>緊急</b>	木質がれき等バイオマス利用促進事業 [再掲] P. 17	津波により発生した膨大な倒木、流木等の木質ガレキの早期処理 や、木質バイオマスの有効活用を図るため、木材チップ集積・製造拠 点の整備及び木質燃料製造施設・利用施設の導入に対して支援するも の。
	【林業振興課】	【事業主体:国,県】

#### ③ 新たな水産業の創造

### 1 水産業の早期再開に向けた取組

- 01 緊急 県営主要5漁港瓦礫等撤去事業 [再掲]
- 02 緊急 県管理漁港等瓦礫等撤去事業 [再掲]
- 03 緊急 水産都市活力強化対策支援事業
- 04 緊急 漁船漁業構造改革促進支援事業
- 05 聚紀 水産物加工流通施設復旧支援事業
- 06 緊急 卸売市場施設災害復旧事業
- 07 緊急 みやぎの漁場再生事業 [再掲]
- 08 緊急 漁場生産力回復支援事業
- 09 緊急 沿岸養殖業安定化対策災害復旧事業

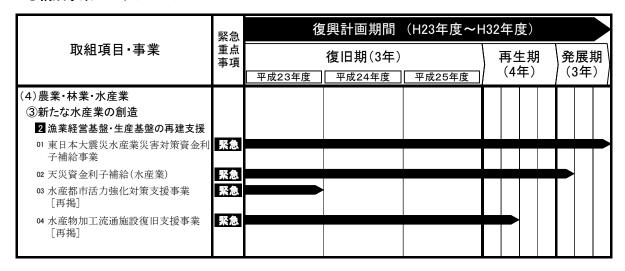


	市 光 5	市 类 占 宏
	事 業 名 	事業内容
01 <b>緊急</b>	県営主要5漁港瓦礫等撤去事業 [再掲] P. 17	震災により甚大な被害を受けた県営主要5漁港(気仙沼・志津川・ 女川・石巻・塩釜)の緊急物資輸送航路を確保するため、がれき等を 撤去し、航路を確保するもの。(激甚災害復旧)
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:国,県】
02 緊急	県管理漁港等瓦礫等撤去事業 [再掲] P. 17	震災により甚大な被害を受けた県営主要5漁港(気仙沼・志津川・ 女川・石巻・塩釜)の他の県営漁港22港について、がれき等の撤去 工事を実施するもの。(激甚災害復旧)
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:国,県】
03 緊急	水産都市活力強化対策支援事業 (P. 94 に再掲) 復旧期 角生期 発展期	震災により被災した気仙沼,石巻,女川の冷凍冷蔵庫内に保管されている水産物6.8万トンの海洋投入と,最終廃棄物処分場への埋め立て処分を行うもの。また,被災した魚市場の早期復興を支援するため,施設等の改修や設備・機械・器具等の修理・購入などの経費を補助するもの。
0.4	【水産業振興課】	【事業主体:国,県】
緊急	漁船漁業構造改革促進支援事業	津波により陸上に打ち上げられた船舶を災害廃棄物として処理するため、解体するもの。 【事業主体:国,県】
05 緊急	水産物加工流通施設復旧支援事業 (P. 94 に再掲)	被災した漁協、水産加工組合等の共同利用施設及び機器等の整備費 を補助するもの。
06	【水産業振興課】 卸売市場施設災害復旧事業 (P. 101 (二再掲) 復旧期 》 再生期》 発展期 【食産業振興課】	【事業主体:国,県,市町】 生鮮食品の円滑な流通体系を確保するため,震災による被害を受けた卸売市場施設に災害復旧費を補助するもの。 【事業主体:国,県,市町】
07 <b>緊急</b>	よりである。 みやぎの漁場再生事業 [再掲] P. 17 ②旧期 ) 再生期 ) 発展期	場案主体: 国、県、市町 別 県内の漁場を5ブロックに分け、起重機船を用い、津波により漁場に堆積した漁具や家具などのがれき類を撤去するもの。
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:国,県】

	事 業 名	事 業 内 容
08 <b>緊急</b>	漁場生産力回復支援事業	漁業生産力の回復を図るため、磯場に漂着した漂流物の回収などを実施する漁業者や漁業従事者及び地域住民に対し労賃を支給するも
	復旧期 角生期 発展期	$\mathcal{O}_{\circ}$
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:国,県】
09	沿岸養殖業安定化対策災害復旧	津波により養殖施設などが滅失した養殖対象種(カキ、ワカメ、ホ
緊急	事業	ヤ)の幼生分布、生育状況等を把握するため、調査海域を従来より拡大して調査し、漁業者への情報提供や養殖指導を実施するもの。
	復旧期	
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:県】

## 2 漁業経営基盤・生産基盤の再建支援

- 01 緊急 東日本大震災水産業災害対策資金利子補給事業
- 02 緊急 天災資金利子補給(水産業)
- 03 緊急 水産都市活力強化対策事業 [再掲]
- 04 緊急 水産物加工流通施設復旧支援事業 [再掲]



	事業名	事 業 内 容
01	東日本大震災水産業災害対策資	災害復旧の促進及び経営の維持・回復を図るため、被災した漁業者
緊急	金利子補給事業	の施設資金,運転資金を融通するもの。
	(P. 101 に再掲)	
	復旧期	
	【農林水産経営支援課】	【事業主体:国,県,市町】
02	天災資金利子補給(水産業)	災害復旧の促進及び経営の維持・回復を図るため、被災した農林漁
緊急		業者の経営等に必要な資金を融通するもの。
	復旧期	
	【農林水産経営支援課】	【事業主体:国,県】
03	水産都市活力強化対策支援事業	震災により被災した気仙沼、石巻、女川の冷凍冷蔵庫内に保管され
緊急	[再掲] P.91	ている水産物6.8万トンの海洋投入と、最終廃棄物処分場への埋め
		立て処分を行うもの。また、被災した魚市場の早期復興を支援するた
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	め、施設等の改修や設備・機械・器具等の修理・購入などの経費を補
		助するもの。
	【水産業振興課】	【事業主体:国,県】
04	水産物加工流通施設復旧支援事	被災した漁協、水産加工組合等の共同利用施設及び機器等の整備費
緊急	業	を補助するもの。
	[再掲] P. 91	
	復旧期 角生期 発展期	
	【水産業振興課】	【事業主体:国,県,市町】

# 3 水産業集積拠点の再構築及び沿岸漁業拠点の集約再編

- 01 緊急 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金 [再掲]
- 02 緊急 水産物安全確保対策事業
- 03 緊急 漁業集落復旧復興計画策定事業
- 04 緊急 漁業権変更及び一斉切り替え事業
- 05 緊急 漁場標識設置支援事業
- 06 緊急 さけ・ます生産地震災復旧支援緊急事業
- 07 緊急 種苗生産施設整備事業
- 08 緊急 栽培漁業関連施設復興支援事業



	事業名	事 業 内 容
01 緊急	中小企業等復旧・復興支援事業 費補助金 [再掲] P. 42, 53, 66, 101	被災地の製造業等の中小企業等が一体となって進める災害復旧事業について、県が認定する再建計画に基づいた施設等の復旧・整備を行う場合、国と連携して補助するもの。
	【新産業振興課】	【事業主体:国,県】
02 <b>緊急</b>	水産物安全確保対策事業 (P. 102 に再掲) 復旧期 角生期 発展期	国の「水産物の放射性物質検査に関する基本方針」において本県海域が検査対象になったことから、県水産物の安全流通に資するため、放射能検査機器を導入し、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施するもの。
	【水産業振興課】	【事業主体:国,県】
<b>緊急</b>	漁業集落復旧復興計画策定事業 (P. 126 に再掲) <sub>復旧期</sub> <sub>再生期</sub> 発展期	甚大な津波被害を受けた漁業集落において、復興の方向性に関する地域住民への意向調査及び地盤嵩上げや避難路・避難広場など防災機能を備えた漁業集落についての計画策定調査を実施するもの。
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:国,県,市町】
04 <b>緊急</b>	漁業権変更及び一斉切り替え事業 (P. 99 に再掲) <sub>復旧期</sub> <sub>再生期</sub> <sub>発展期</sub>	震災による漁業者数の減少、漁場の地理的変化、漁業会社の設立により、漁場計画に大幅な変更が見込まれることから、新たな漁業権制度について検討するもの。
	【水産業振興課】	【事業主体:県】
05 緊急	漁場標識設置支援事業 復旧期 角生期 発展期	漁業権の適正行使及び船舶の安全航行の観点から早急に流出した標識を整備する必要があることから,漁業権漁場への浮標灯の設置を支援するもの。
	【水産業振興課】	【事業主体:国,県】
06 緊急	さけ・ます生産地震災復旧支援 緊急事業 <b> </b>	秋さけふ化場 20 施設のうち 8 施設が壊滅し、県全体の稚魚生産能力が大きく低下したことから、さけ増殖事業体制を再構築し、県全体のさけ稚魚放流数を確保するため、被害調査及び計画策定、さけ増殖施設の応急的整備、さけ稚魚生産経費を補助するもの。
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:国,県,市町】
07 緊急	種苗生産施設整備事業 (P. 99 に再掲) (P. 99 に再掲) (P. 99 に再掲)	三陸ブランドとして需要が大きく、短期間で生産ができるワカメ養殖を広く行うため、本県産の天然ワカメ母藻分布調査、母藻や保存していたフリー配偶体を利用した種苗供給と漁業者への技術指導を実施するもの。
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:県】

	事 業 名	事 業 内 容
08 <b>緊急</b>	栽培漁業関連施設復興支援事業	沿岸漁業の復興には、積極的に水産資源を増大する種苗放流が不可 欠であることから、被災した各地域における栽培漁業の拠点となる市
	復旧期   再生期   発展期	町,漁業協同組合が行う種苗生産,中間育成施設の復興に向けた取組を支援するもの。
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:国,県】

# 4 新たな経営方式の導入による経営体質強化、後継者確保、漁業の総合産業化等

01 緊急 漁業経営改善支援強化事業

02 緊急 小型漁船及び定置網共同化支援事業

03 緊急 種苗生産施設整備事業 [再掲]

04 緊急 養殖業再生事業

05 緊急 漁業権変更及び一斉切り替え事業 [再掲]

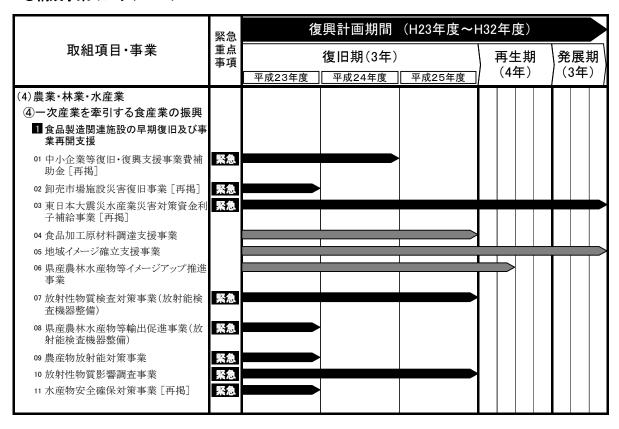
	緊急								
取組項目∙事業	重点 事項	復旧期(3年)			再生期			発展期	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	(4年)		(3年)	
(4)農業・林業・水産業									
③新たな水産業の創造									
<ul><li>4 新たな経営方式の導入による経営体質強化,後継者確保,漁業の総合産業化等</li></ul>									
01 漁業経営改善支援強化事業	緊急								
02 小型漁船及び定置網共同化支援事業	緊急								
03 種苗生産施設整備事業 [再掲]	緊急								
04 養殖業再生事業	緊急								
05 漁業権変更及び一斉切り替え事業 [再掲]	緊急								

	事業名	事 業 内 容
01 緊急	漁業経営改善支援強化事業	関係機関と連携し、被災により個別での再起が難しい漁業者に対して、共同化や協業化等による経営再開や経営安定に向けた取組みを支援するもの。
	【農林水産経営支援課】	【事業主体:県】
02 <b>緊急</b>	小型漁船及び定置網共同化支援 事業	共同利用する小型漁船の建造費及び定置網の修繕費を補助するも の。
	復旧期	
	【水産業振興課】	【事業主体:国,県】
93 緊急	種苗生産施設整備事業 [再掲] P. 96	三陸ブランドとして需要が大きく、短期間で生産ができるワカメ養殖を広く行うため、本県産の天然ワカメ母藻分布調査、母藻や保存していたフリー配偶体を利用した種苗供給と漁業者への技術指導を実施するもの。
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:県】
04 緊急	養殖業再生事業 復旧期 〉 再生期〉 発展期 〉	養殖業の再開のために必要な施設等の整備費や種苗の購入費を補助するもの。
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:国,県】
05 <b>緊急</b>	漁業権変更及び一斉切り替え事業 [再掲] P. 96	震災による漁業者数の減少、漁場の地理的変化、漁業会社の設立により、漁場計画に大幅な変更が見込まれることから、新たな漁業権制度について検討するもの。
	【水産業振興課】	【事業主体:県】

#### 4) 一次産業を牽引する食産業の振興

#### 1 食品製造関連施設の早期復旧及び事業再開支援

- 01 緊急 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金 [再掲]
- 02 緊急 卸売市場施設災害復旧事業 [再掲]
- 03 緊急 東日本大震災水産業災害対策資金利子補給事業 [再掲]
- 04 食品加工原材料調達支援事業
- 05 地域イメージ確立支援事業
- 06 県産農林水産物等イメージアップ推進事業
- 07 緊急 放射性物質検査対策事業(放射能検査機器整備)
- 08 緊急 県産農林水産物等輸出促進事業 (放射能検査機器整備)
- 09 緊急 農産物放射能対策事業
- 10 緊急 放射性物質影響調査事業
- 11 緊急 水産物安全確保対策事業 [再掲]



	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	中小企業等復旧・復興支援事業 費補助金 [再掲] P. 42, 53, 66, 96	被災地の製造業等の中小企業等が一体となって進める災害復旧事業について、県が認定する再建計画に基づいた施設等の復旧・整備を行う場合、国と連携して補助するもの。
	復旧期	
	【新産業振興課】	【事業主体:国,県】
02	卸壳市場施設災害復旧事業	生鮮食品の円滑な流通体系を確保するため、震災による被害を受け
緊急	[再掲] P.91	た卸売市場施設に災害復旧費を補助するもの。
	復旧期 〉	
	【食産業振興課】	【事業主体:国,県,市町】
03	東日本大震災水産業災害対策資	災害復旧の促進及び経営の維持・回復を図るため、被災した漁業者
緊急	金利子補給事業	の施設資金、運転資金を融通するもの。
	[再掲] P. 94	
	復旧期	
	【農林水産経営支援課】	【事業主体:国,県,市町】
04	食品加工原材料調達支援事業	農林水産物原材料調達先の被災により、県内の食品製造事業者にお
		いて原料供給の不能または減少し、その代替原材料を他産地から調達
	復旧期	する場合、新たに発生する流通コスト(運賃相当)を助成するもの。
	【食産業振興課】	【事業主体:国,県】
05	地域イメージ確立支援事業	食産業及びこれによる一次産業の復旧・復興を牽引するため、これ
	(P. 104, 107 に再掲)	まで築いてきた「食材王国みやぎ」という宮城県の「食」に関する地
	復旧期 〉 再生期 〉 発展期	域イメージ基盤を活用し、復旧・復興に関する情報発信を強力に行う
	復旧期	$\mathcal{E}\mathcal{O}_{\circ}$
	【食産業振興課】	【事業主体:県】
06	県産農林水産物等イメージアッ	震災で県産農林水産物等が大規模な被害を受けたことから、復興状
	プ推進事業	況に合わせた県産品のイメージアップを図るため、被災前の状況に回
		復するまでの間、メディアの活用、海外バイヤー対応などの事業を実
	復旧期	施するもの。
	【食産業振興課】	【事業主体:国,県】
07	放射性物質検査対策事業(放射	県内産牛肉の食の安全・安心を確保するため、放射性物質の検査機
緊急	能検査機器整備)	器を整備するとともに、継続した検査体制を構築し、食肉処理施設に
	(P. 151 に再掲)	保管された市場出荷前の牛肉に含まれる放射性物質の検査を実施す
	復旧期 月生期 発展期	るもの。
	【食と暮らしの安全推進課】	【事業主体:国,県】
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	= · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	事 業 名	事 業 内 容
08 <b>緊急</b>	県産農林水産物等輸出促進事業 (放射能検査機器整備) (P. 151 に再掲)	県内企業の輸出品の放射線量を測定し輸出継続を支援するため、放射能検査機器を導入するとともに、導入した機器を用いて輸出向け以外の農林畜産物の検査を実施するもの。
09	【食産業振興課】	【事業主体:国,県】 農産物等の安全確認を行うため,主要県産農産物等を対象に放射性
緊急	復旧期 〉 再生期〉 発展期 〉	物質の濃度を把握し、今後の営農対策等の検討に資するデータ等を整備するもの。
	【農産園芸環境課】	【事業主体:国,県】
10 緊急	放射性物質影響調查事業	本県農畜産物等の放射性物質を測定し、消費者の健康への影響を未然に防ぐとともに、放射性物質を低減する栽培技術を指導するための調査を実施するもの。
	【畜産課】	【事業主体:国,県】
11 緊急	水産物安全確保対策事業 [再掲] P. 96	国の「水産物の放射性物質検査に関する基本方針」において本県海域が検査対象になったことから、県水産物の安全流通に資するため、放射能検査機器を導入し、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施するもの。
	【水産業振興課】	【事業主体: 国,県】

## 2 情報発信の強化による販路の拡大

- 01 地域イメージ確立支援事業 [再掲]
- 02 みやぎの園芸・畜産物消費拡大事業
- 03 物產展等開催事業
- 04 みやぎまるごとフェスティバル開催事業
- 05 県産農林水産物・食品等利用拡大事業
- 06 食材王国みやぎ販路拡大支援事業
- 07 首都圈県産品販売等拠点運営事業
- 08 県産農林水産物等輸出促進事業

	緊急 重点 事項	復興計画期間(H23年度~H32年度)						
取組項目∙事業		復旧期(3年)			再生期 (4年)		発展期 (3年)	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4:	午)	(3#	)
(4)農業・林業・水産業								
④一次産業を牽引する食産業の振興								
2 情報発信の強化による販路の拡大								
01 地域イメージ確立支援事業 [再掲]								$\Rightarrow$
02 みやぎの園芸・畜産物消費拡大事業								$\Rightarrow$
03 物産展等開催事業								$\Rightarrow$
04 みやぎまるごとフェスティバル開催事 業								
05 県産農林水産物・食品等利用拡大事 業								
06 食材王国みやぎ販路拡大支援事業								$\supset$
07 首都圏県産品販売等拠点運営事業								$\Rightarrow$
08 県産農林水産物等輸出促進事業								$\supset$

	事 業 名	事 業 内 容				
01	地域イメージ確立支援事業 [再掲] P. 101, 107	食産業及びこれによる一次産業の復旧・復興を牽引するため、これまで築いてきた「食材王国みやぎ」という宮城県の「食」に関する地域イメージ基盤を活用し、復旧・復興に関する情報発信を強力に行うもの。				
02	【食産業振興課】 みやぎの園芸・畜産物消費拡大 事業	【事業主体:県】 震災後の本県畜産業及び園芸作物の復興と健全な発展を図るため、 県、JAなど関係団体等で組織する各協議会が行う消費拡大、銘柄確 立の事業に対して補助するもの。				
	<b>復旧期 再生期 発展期</b> 【食産業振興課】	【事業主体:県】				
03	物産展等開催事業	本県復興の情報発信と、本県産品の展示販売、観光の積極的なPR を展開するため、首都圏の百貨店を中心に物産展を開催するもの。				
	<b>復旧期 再生期 発展期</b> 【食産業振興課】	【事業主体:県】				
04	なやぎまるごとフェスティバル 開催事業	「復興」と「支援への感謝」をコンセプトに、復興へ向けて「頑張る宮城」と全国からの支援への感謝を発信する場として、みやぎまるごとフェスティバルを開催するもの。				
	<b>復旧期 角生期 発展期</b> 【食産業振興課】	【事業主体:県】				
05	県産農林水産物・食品等利用拡 大事業 <b>* * * * * * * * * *</b>	被災した県内の農林水産業や食品製造業等の復興に向けて、県産農林水産物の販路の創出と拡大を図るため、県内外の食品関連企業等に対する県産農林水産物の見本市や展示会の開催、県外で開催される展示会や商談会等への出展等に対し支援するもの。				
	【農林水産政策室】	【事業主体:県】				
06	食材王国みやぎ販路拡大支援事業	食品製造業の復興に向けて、販路拡大する機会を創出するため、県内食品製造業者等が生産・加工する食品を県内及び首都圏等県外へPRするもの。				
	復旧期 角生期 発展期					
07	【食産業振興課】 首都圏県産品販売等拠点運営事業	【事業主体:県】 震災後の本県物産観光の復興を広く周知するため、首都圏における 拠点施設である東京アンテナショップ「みやぎふるさとプラザ」の運 営管理を行うもの。				
	復旧期 〉					
	【食産業振興課】	【事業主体:県】				

	事 業 名	事 業 内 容
08	県産農林水産物等輸出促進事業 復旧期	被災者の販路を拡大を支援するため、輸出に取り組む県内の農林漁業者や食品製造業者と協働の上、宮城県食品輸出促進協議会と連携し、県産農林水産物等の輸出促進に取り組むもの。
	【食産業振興課】	【事業主体:県】

### 3 食材王国みやぎの再構築

- 01 県産ブランド品確立支援事業
- 02 地域イメージ確立支援事業 [再掲]
- 03 「売れる商品づくり」支援事業
- 04 農商工連携加速化推進プロジェクト
- 05 食料産業クラスター支援事業

	緊急重点	復興計画期間(H23年度~H32年度)							
取組項目•事業			復旧期(3年)				発展類(3年		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	(4年)		)	
(4)農業・林業・水産業 ④一次産業を牽引する食産業の振興 ③食材王国みやぎの再構築 01 県産ブランド品確立支援事業 02 地域イメージ確立支援事業 [再掲] 03 「売れる商品づくり」支援事業 04 農商工連携加速化推進プロジェクト 05 食料産業クラスター支援事業									

	事業名	事 業 内 容
01	県産ブランド品確立支援事業 ②旧期 ) 再生期 ) 発展期	県産品のブランド化を支援するため、ブランド品創出を担う人材育成、県産食材のマッチング支援、食材王国みやぎフェアの開催などを 実施するもの。
	【食産業振興課】	【事業主体:県】
02	地域イメージ確立支援事業 [再掲] P. 101, 104	食産業及びこれによる一次産業の復旧・復興を牽引するため、これまで築いてきた「食材王国みやぎ」という宮城県の「食」に関する地域イメージ基盤を活用し、復旧・復興に関する情報発信を強力に行うもの。
03	【食産業振興課】 「売れる商品づくり」支援事業	【事業主体:県】 県内の中小食品製造業者等が行う地域の食材を活用したマーケッ
	復旧期 ) 再生期 ) 発展期	トイン型の「売れる商品づくり」新商品開発費を補助するとともに、開発した商品の販路拡大を支援するもの。
	【食産業振興課】	【事業主体:県】
04	農商工連携加速化推進プロジェクト  ② 「関係を関係」  ② 「関係を関係」  ② 「関係を関係」  ② 「関係を関係」  ② 「関係を関係」  ③ 「関係を関係」  ③ 「関係を関係」  ③ 「関係を関係」  ③ 「関係を関係」  ③ 「関係を関係」  ③ 「対象を関係」  ④ 「対象を関係」  ・ 「対象を関係」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	震災により低迷する経済活動を活性化させるため、食品製造企業に対する県産農林水産物や生産者に関する情報提供や、県産農林水産物の需要拡大に向けた生産者と実需者との連携や商品開発支援、マッチングセミナーの開催を通じて生産者と実需者とのマッチングを支援するもの。
	【農林水産政策室】	【事業主体:県】
05	食料産業クラスター支援事業	地域の大学や試験研究機関,流通・小売業者,行政等が参加する「クラスター協議会」の活動費を補助するもの。
	【食産業振興課】	【事業主体:県】

#### (5) 公共土木施設

① 道路,港湾,空港などの交通基盤の確保・整備促進 〇道路

# 1 高規格幹線道路等の整備

- 01 高規格幹線道路整備事業 [再掲]
- 02 地域高規格道路整備事業

#### ○構成事業のスケジュール

取組項目·事業	緊急 重点 事項	復興計画期間(H23年度~H32年度)							
		復旧期(3年)			再生期		発展期		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	4年)		(3年)	
(5)公共土木施設 ①道路、港湾,空港などの交通基盤 の確保・整備促進 ○道路 ■1高規格幹線道路等の整備									
01 高規格幹線道路整備事業 [再掲] 02 地域高規格道路整備事業							<u> </u>	$\Rightarrow$	

#### ○事業概要一覧

	事業名	事 業 内 容
01	高規格幹線道路整備事業 [再掲] P.51	国が事業主体となる三陸縦貫自動車道などの高規格幹線道路の整備等について,その事業費の一部を負担するもの。
	復旧期	
	【道路課】	【事業主体:国,県】
02	地域高規格道路整備事業	県土の復興を支える,みやぎ県北高速幹線道路や石巻新庄道路など の地域高規格道路の整備を促進し、地域連携の強化を図るもの。
	復旧期	
	【道路課】	【事業主体:国,県】

### 2 国道, 県道の整備及び市町村道整備の支援

01 緊急 公共土木施設災害復旧事業(道路)[再掲]

02 道路改築事業

03 道路改築事業(復興)

04 離島振興事業(道路)

05 交通安全施設等整備事業

06 災害防除事業

取組項目·事業	緊急	復興計画期間(H23年度~H32年度)						
	重点 事項		復旧期(3年)			 生期 年)	発展期 (3年)	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(7	Τ/	(0+)	
(5)公共土木施設								
①道路, 港湾, 空港などの交通基盤 の確保・整備促進								
○道路								
2 国道. 県道の整備及び市町村道 整備の支援								
01 公共土木施設災害復旧事業(道路) [再揭]	緊急							
02 道路改築事業								
03 道路改築事業(復興)								
04 離島振興事業(道路)								
05 交通安全施設等整備事業								
06 災害防除事業								

	事業名	事 業 内 容
01 緊急	公共土木施設災害復旧事業 (道路) [再掲] P. 50	被災した道路、橋梁等について、施設復旧を行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【道路課】	【事業主体:国,県】
02	道路改築事業	震災により被災した地域を支援するため、国道や県道、市町村道(代行)の整備を行うもの。
	復旧期	
	【道路課】	【事業主体:国,県】
03	道路改築事業(復興) (P. 127に再掲)	震災により被災した地域を支援するため,防災機能を強化した国道 や県道,市町村道(代行)の整備を行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【道路課】	【事業主体:国,県】
04	離島振興事業(道路)	震災により被災した離島地域を支援するため、架橋整備や島内道路 整備を行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
0.5	【道路課】	【事業主体:国,県】
05	交通安全施設等整備事業	歩行者・自転車の安全確保や交通の円滑化を図るため、歩道整備や 交差点改良を行うもの。
	復旧期 入 再生期 発展期	
	【道路課】	【事業主体:国,県】
06	災害防除事業	道路利用者の安全性を確保するため、落石等の危険箇所について災害防除事業を行うもの。
	復旧期	
	【道路課】	【事業主体:国,県】

### 3 橋梁等の耐震化・長寿命化対策

- 01 橋梁耐震化事業
- 02 橋梁長寿命化事業

#### ○構成事業のスケジュール

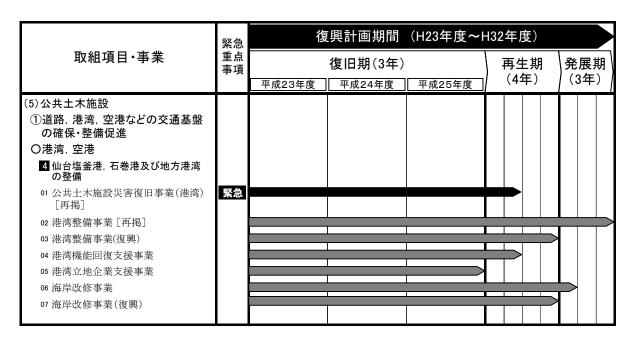
取組項目·事業	緊急	復興計画期間(H23年度~H32年度)						
	重点 事項	復旧期(3年)			再生期		発展期	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4年)		(3年)	
(5)公共土木施設 〇道路 ①道路、港湾、空港などの交通基盤 の確保・整備促進 3 橋梁等の耐震化・長寿命化対策								
01 橋梁耐震化事業 02 橋梁長寿命化事業								\   

	事業名	事 業 内 容
01	橋梁耐震化事業	地震時における橋梁の耐震性、安全性を確保するため、耐震化を行 うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【道路課】	【事業主体:国,県】
02	橋梁長寿命化事業	橋梁の長寿命化を図るため、橋梁長寿命化計画に基づき、老朽化し
		た橋梁について予防保全的に補修を行うもの。
	復旧期 入 再生期 入 発展期	
	【道路課】	【事業主体:国,県】

#### 〇港湾, 空港

#### 4 仙台塩釜港、石巻港及び地方港湾の整備

- 01 緊急 公共土木施設災害復旧事業(港湾)[再掲]
- 02 港湾整備事業 [再掲]
- 03 港湾整備事業(復興)
- 04 港湾機能回復支援事業
- 05 港湾立地企業支援事業
- 06 海岸改修事業
- 07 海岸改修事業(復興)



	事 業 名	事業内容
01	公共土木施設災害復旧事業	被災した港湾施設等について、施設復旧を行うもの。
緊急	(港湾)	
	[再掲] P. 51	
	復旧期	
	【港湾課】	【事業主体:国,県】
02	港湾整備事業	被災した港湾の機能回復と物流機能の確保を図るため、港湾施設等
	[再掲] P. 51	の整備を行うもの。
	復旧期	
	【港湾課】	【事業主体:国,県】
03	港湾整備事業(復興)	被災した港湾の機能を回復させ、物流機能を確保するため、防災機
	(P. 127 に再掲)	能を強化した港湾施設等の整備を行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期 〉	
	【港湾課】	【事業主体:国,県】
04	港湾機能回復支援事業	臨港地区内事業敷地等で被災した企業の施設復旧を促進し、早急な事業再開・継続を支援するもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期 〉	
	【港湾課】	【事業主体:国,県】
05	港湾立地企業支援事業	企業岸壁や護岸が被災し、今後の復旧が困難となっているため、各 企業の岸壁・護岸の復旧に対して支援するもの。
	復旧期 ) 再生期 〉 発展期 〉	
	【港湾課】	【事業主体:国,県】
06	海岸改修事業	津波や高潮からの安全性の確保及び被災の軽減を図るため、海岸保 全施設の整備を行うもの。
	復旧期	
	【港湾課】	【事業主体:国,県】
07	海岸改修事業(復興)	津波や高潮からの安全性の確保及び被災の軽減を図るため、防災機
	(P. 127 に再掲)	能を強化した海岸保全施設の整備を行うもの。
	復旧期	
	【港湾課】	【事業主体:国,県】

#### 5 仙台空港の復興

01 緊急 仙台空港災害復旧事業 [再掲]

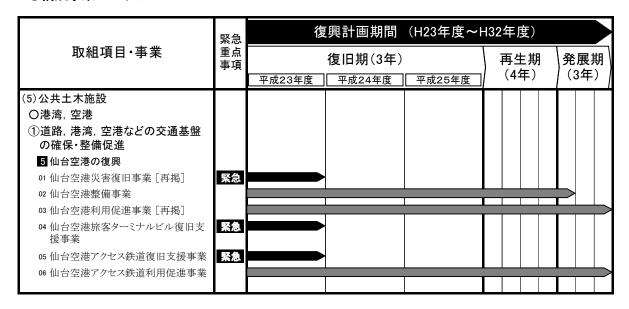
02 仙台空港整備事業

03 仙台空港利用促進事業 [再掲]

04 緊急 仙台空港旅客ターミナルビル復旧支援事業

05 緊急 仙台空港アクセス鉄道復旧支援事業

06 仙台空港アクセス鉄道利用促進事業



	事業名	事 業 内 容
01 緊急	仙台空港災害復旧事業 [再掲] P.51	被災した仙台空港について,空港の運用に必要な滑走路,誘導路及 び照明施設等の災害復旧工事を実施するもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【空港臨空地域課】	【事業主体: 国,県】
02	仙台空港整備事業	仙台空港の運用に必要な空港施設を改修するとともに、救急・救命 活動等の拠点機能や緊急物資・人員等の輸送受入機能等を確保するため、空港の耐震化を推進するもの。
		【事業主体:国,県】
03	仙台空港利用促進事業	仙台空港の路線の充実・拡大と利用促進を図るため、エアポートセ
	[再掲] P. 62	ールスを行い,旅客需要を喚起するもの。
	復旧期	
	【空港臨空地域課】	【事業主体:県】
04 緊急	仙台空港旅客ターミナルビル 復旧支援事業	被災した仙台空港旅客ターミナルビルの早期復旧と機能充実を図るため、災害復旧工事を支援するもの。
祭忌	[後旧义] <del>版事末</del>	るため、火音復印工事を又接りるもり。
	復旧期	
	【空港臨空地域課】	【事業主体:国,県】
05	仙台空港アクセス鉄道復旧支援	被災後も継続して運行ができるよう、鉄道軌道整備法に基づき、災
緊急	事業	害復旧費用を支援するもの。また、会社負担分については、復興基金 を活用し、経営逼迫状況にある鉄道会社の負担軽減を図るもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【空港臨空地域課】	【事業主体:国,県】
06	仙台空港アクセス鉄道利用促進 事業	仙台空港アクセス鉄道の需要拡大を図るため、関係団体等と連携 し、利用促進を図るもの。
	復旧期	
	【空港臨空地域課】	【事業主体:国,県】

### ② 海岸, 河川などの県土保全

# 1 海岸の整備

- 01 緊急 公共土木施設災害復旧事業 (海岸)
- 02 海岸改良事業
- 03 海岸調査費

#### ○構成事業のスケジュール

		復興計画期間(H23年度~H32年度)							
取組項目·事業	重点 事項	復旧期(3年)			再生期		発展期 (3年)		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4-	(4年)		<b>+</b> )	
(5)公共土木施設 ②海岸,河川などの県土保全 ■ 海岸の整備 01公共土木施設災害復旧事業(海岸)	緊急								
02 海岸改良事業 03 海岸調査費								$\mathbb{H}$	
₩ 1時/下側 止.只								$\top$	

	事業名	事 業 内 容
01 緊急	公共土木施設災害復旧事業(海岸)	被災した海岸保全施設等について,公共土木施設災害復旧事業により施設復旧を行うもの。
	復旧期	
	【河川課】	【事業主体:国,県】
02	海岸改良事業	被災した海岸保全施設等の機能強化を図るため,施設復旧と併せて 堤防の拡幅や新設を行うとともに,津波情報提供設備や避難誘導標識 等の設置を行うもの。
	【河川課】	【事業主体: 国,県】
03	海岸調査費	震災の影響により沈下した海岸や侵食が繰り返される海岸の海浜 状況を調査するとともに、整備した海岸の機能状況を確認するため定 期的な調査を実施するもの。
	【河川課】	【事業主体:県】

# 2 河川の整備

01 緊急 公共土木施設災害復旧事業 (河川)

02 緊急 公共土木施設災害復旧事業 (ダム)

03 河川改修事業

04 河川改修事業(復興)

05 河川総合開発事業(ダム)

	緊急	復	興計画期間	(H23年度~H	Ⅎ32年	度)		
取組項目·事業			復旧期(3年)		1	生期		展期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)	(3:	年)
(5)公共土木施設								
②海岸, 河川などの県土保全								
2 河川の整備								
01 公共土木施設災害復旧事業(河川)	緊急							
02 公共土木施設災害復旧事業(ダム)	緊急							
03 河川改修事業								
04 河川改修事業(復興)								
05 河川総合開発事業(ダム)				l l				

	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	公共土木施設災害復旧事業 (河川)	被災した河川施設等について,公共土木施設災害復旧事業により施 設復旧を行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【河川課】	【事業主体:国,県】
02 緊急	公共土木施設災害復旧事業 (ダム)	被災したダム施設等について、公共土木施設災害復旧事業により施 設復旧を行うもの。
	復旧期 角生期 発展期	
00	【河川課】	【事業主体:国、県】
03	河川改修事業	震災の影響による地盤沈下や集中豪雨の多発,都市化の進展に伴う 被害リスクの増大などに対し,流域が一体となって総合的な浸水対策
	復旧期	を行うもの。
	【河川課】	【事業主体: 国,県】
04	河川改修事業(復興)	まちづくりと連携し、防災機能を強化した総合的な浸水対策を行う
	(P. 127 に再掲)	<i>もの。</i>
	復旧期	
	【河川課】	【事業主体: 国,県】
05	河川総合開発事業	震災の影響による地盤沈下等により、洪水被害ポテンシャルが高ま
	(ダム)	った低平地等の洪水防御対策を図るため、建設中のダム事業の整備促進を図るもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【河川課】	【事業主体:国,県】

# 3 土砂災害対策の推進

01 緊急 公共土木施設災害復旧事業(砂防)

02 緊急 災害関連緊急事業

03 砂防事業

04 地すべり対策事業

05 急傾斜地崩壊対策事業

06 砂防設備等緊急改築事業

07 情報基盤緊急整備事業

08 砂防・急傾斜基礎調査

	緊急	復	興計画期間	(H23年度~H	H32年度)	
取組項目•事業	重点 事項		復旧期(3年)		再生期	発展期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4年)	(3年)
(5)公共土木施設						
②海岸, 河川などの県土保全						
3 土砂災害の推進						
01 公共土木施設災害復旧事業(砂防)	緊急		-			
02 災害関連緊急事業	緊急		-			
03 砂防事業						
04 地すべり対策事業						
05 急傾斜地崩壊対策事業						
06 砂防設備等緊急改築事業						
07 情報基盤緊急整備事業						
08 砂防·急傾斜基礎調査			I			

	事業名	事 業 内 容
01 <b>緊急</b>	公共土木施設災害復旧事業(砂防)	被災した砂防関係施設等について、公共土木施設災害復旧事業により施設復旧を行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【防災砂防課】	【事業主体:国,県】
02 <b>緊急</b>	災害関連緊急事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊など危険な状況に緊急 的に対処するため、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設を設置するも の。
	復旧期 〉	
	【防災砂防課】	【事業主体:国,県】
03	砂防事業	流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から、下流部の人家、耕地、公共施設等を守るため、砂防えん堤等の砂防設備を整備するもの。
	復旧期 <b>入 再生期 発展期</b> 【防災砂防課】	【事業主体:国、県】
04	地すべり対策事業	人家や道路、河川などの公共施設等に対する地すべりによる被害を
-	A SAME LANG	除去・軽減し、県土の保全と住民生活の安定を図るため、地すべり防
	復旧期 月生期 発展期	止施設等を整備するもの。
	【防災砂防課】	【事業主体:国,県】
05	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊による災害から人命保護及び国土の保全を図るため,急傾斜地崩壊防止施設を設置するもの。
	復旧期	
	【防災砂防課】	【事業主体:国,県】
06	砂防設備等緊急改築事業	地域の安全性を向上させるため、既存の砂防設備及び地すべり防止施設について緊急改築を行うもの。
	復旧期 再生期 発展期	
	【防災砂防課】	【事業主体:国,県】
07	情報基盤緊急整備事業	過去に土砂災害(土石流,地すべり,がけ崩れ等)が発生した地区 又は発生する恐れの高い地区における防災体制を確立するため,予警 報システムを整備するもの。
	復旧期	
	【防災砂防課】	【事業主体:国,県】

	事 業 名	事 業 内 容
08	砂防・急傾斜基礎調査	士砂災害からの防災対策を推進するため、地形、地質、降水等の状況や土砂災害の恐れがある土地の利用状況等を調査するもの。
		【事業主体:国,県】

### ③ 上下水道などのライフラインの復旧

# 1 下水道の整備

01 緊急 公共土木施設災害復旧事業(下水道)

02 流域下水道事業

#### ○構成事業のスケジュール

	緊急	復	興計画期間	(H23年度~H	132年	度)			
取組項目•事業	取組項目・事業 重点 事項					再生期		発展期	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)	(3	8年)	
(5)公共土木施設 ③上下水道などのライフラインの復旧 1 下水道の整備 01公共土木施設災害復旧事業(下水道)	緊急								
02 流域下水道事業								$ \top $	

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	公共土木施設災害復旧事業 (下水道)	被災した下水道処理施設等について,公共土木施設災害復旧事業に より施設復旧を行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期 〉	
	【下水道課】	【事業主体:国,県】
02	流域下水道事業	流域下水道の流入量の増加と施設の老朽化に対応するため,整備を 行うもの。
	復旧期	
	【下水道課】	【事業主体:国,県】

#### 2 上水道,工業用水道の整備

01 緊急 広域水道施設災害復旧事業

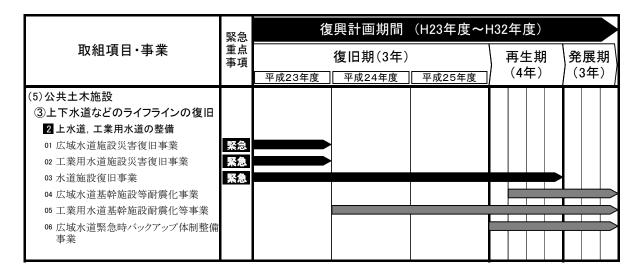
02 緊急 工業用水道施設災害復旧事業

03 緊急 水道施設復旧事業

04 広域水道基幹施設等耐震化事業

05 工業用水道基幹施設耐震化等事業

06 広域水道緊急時バックアップ体制整備事業



	事業名	事 業 内 容
01 緊急	広域水道施設災害復旧事業	安全で安定的な水道用水の供給を図るため、震災で被害を受けた管 路、施設等について本格復旧を行うもの。
<b>来</b> 志	復旧期 〉 再生期〉 発展期	所, 他以守(こ )v (本情後旧を1] ) 50%。
	【水道経営管理室】	【事業主体:国,県】
02 <b>緊急</b>	工業用水道施設災害復旧事業	安定的な工業用水の供給を図るため、震災で被害を受けた管路、施 設等について本格復旧を行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【水道経営管理室】	【事業主体:国,県】
03 <b>緊急</b>	水道施設復旧事業	安全で安定的な水を供給するため、震災で被害を受けた市町村所管の水道施設について復旧支援を行うもの。
	復旧期	
	【食と暮らしの安全推進室】	【事業主体:国,県,市町村】
04	広域水道基幹施設等耐震化事業	安全で安定的な水道用水を供給するため、調整池や浄水場等の基幹 水道構造物について耐震化工事を行うもの。
	復旧期	
	【水道経営管理室】	【事業主体:国,県】
05	工業用水道基幹施設耐震化等事業	安定的に工業用水を供給するため、管路、施設等の基幹水道構造物 について耐震化工事や緊急時におけるバックアップ用の連絡管など の整備を行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【水道経営管理室】	【事業主体:県】
06	広域水道緊急時バックアップ体 制整備事業	安全で安定的な水道用水を供給するため、緊急時におけるバックアップ用の連絡管や他事業との連絡管などの整備を行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【水道経営管理室】	【事業主体:県】

#### ④ 沿岸市町をはじめとするまちの再構築

#### 1 まちづくりと多様な施策との連携

- 01 緊急 公共土木施設災害復旧事業(都市公園)
- 02 緊急 復興まちづくり計画策定支援事業
- 03 緊急 漁業集落復旧復興計画策定事業 [再掲]
- 04 都市計画街路事業
- 05 都市公園整備事業
- 06 仙台港背後地土地区画整理事業
- 07 組合区画整理災害復旧支援事業
- 08 道路改築事業(復興)[再掲]
- 09 港湾整備事業(復興)[再掲]
- 10 海岸改修事業(復興)[再掲]
- 11 河川改修事業(復興)[再掲]

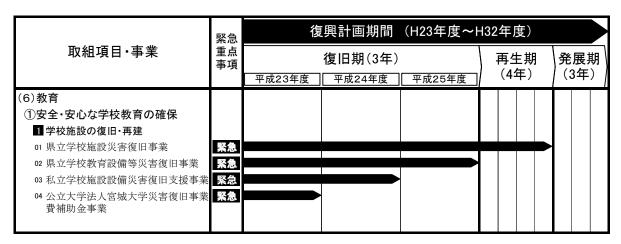
	緊急		興計画期間	(H23年度~ŀ	H32年度)	
取組項目·事業	重点 事項		復旧期(3年)		再生期 (4年)	発展期 (3年)
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(++)	(0+)
(5)公共土木施設						
④沿岸市町をはじめとするまちの 再構築						
1 まちづくりと多様な施策との連携						
01 公共土木施設災害復旧事業 (都市公園)	緊急					
02 復興まちづくり計画策定支援事業	緊急					
03 漁業集落復旧復興計画策定事業 [再掲]	緊急					
04 都市計画街路事業						
05 都市公園整備事業						
06 仙台港背後地土地区画整理事業						
07 組合区画整理災害復旧支援事業						
08 道路改築事業(復興) [再掲]						
09 港湾整備事業(復興) [再掲]			l I			
10 海岸改修事業(復興) [再掲]						
11 河川改修事業(復興) [再掲]						

	事業名	事業内容
01 緊急	公共土木施設災害復旧事業(都市公園)	被災した県立都市公園について、公共土木施設災害復旧事業により 施設復旧を行うもの。
	復旧期	
	【都市計画課】	【事業主体:国,県】
02 緊急	復興まちづくり計画策定支援事 業	被災市町の復興まちづくり計画案の検討及び計画策定のための支援を行うもの。
	復日期 〉 再生期〉 発展期 〉	
	【復興まちづくり推進室】	【事業主体:国,県】
03 緊急	漁業集落復旧復興計画策定事業 [再掲] P. 96	甚大な津波被害を受けた漁業集落において、復興の方向性に関する 地域住民への意向調査及び地盤嵩上げや避難路・避難広場など防災機 能を備えた漁業集落についての計画策定調査を実施するもの。
	復旧期 〉 〉再生期〉 〉 発展期 〉	
	【水産業基盤整備課】	【事業主体:国,県,市町】
04	都市計画街路事業	被災した市街地の復興や都市交通の円滑化を図るため、まちづくり と併せて街路整備を行うもの。
	復旧期	
	【都市計画課】	【事業主体:国,県】
05	都市公園整備事業	都市の中に緑地とオープンスペースを確保し、休養やレクリエーションの場を提供するとともに災害時の支援活動拠点を確保するため、 都市公園の整備を行うもの。
	復旧期 角生期 発展期 発展期	
06	【都市計画課】 仙台港背後地土地区画整理事業	【事業主体:国,県】 東北の産業経済拠点である仙台港周辺地域の貿易関連機能や商業,
00	<b>叫口冷月饭</b> 地土地区凹瓮 <del>埋手</del> 耒	東北の産業経済拠点である仙台港向辺地域の頁易関連機能や問業, 流通,工業生産機能の強化を図るため,換地処分に向けた <u>基盤整</u> 備を
		行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期 〉	
	【都市計画課】	【事業主体:国,県】
07	組合区画整理災害復旧支援事業	被災した組合土地区画整理事業の災害復旧において、事業者の負担 軽減を図るため、基金を用いた補助制度を創設するもの。
	復旧期 再生期 発展期	
	【都市計画課】	【事業主体:国,県】

	事業名	事 業 内 容
08	道路改築事業(復興) [再掲] P. 110	震災により被災した地域を支援するため,防災機能を強化した国道 や県道,市町村道(代行)の整備を行うもの。
	復旧期	
	【道路課】	【事業主体:国,県】
09	港湾整備事業(復興) [再掲] P. 113	被災した港湾の機能回復と物流機能の確保を図るため,防災機能を 強化した港湾施設等の整備を行うもの。
	復旧期	
	【港湾課】	【事業主体:国,県】
10	海岸改修事業(復興)	津波や高潮からの安全性の確保及び被災の軽減を図るため、防災機
	[再掲] P. 113	能を強化した海岸保全施設の整備を行うもの。
	復旧期	
	【港湾課】	【事業主体:国,県】
11	河川改修事業(復興)	まちづくりと連携し、防災機能を強化した総合的な浸水対策を行う
	[再掲] P. 118	もの。
	復旧期	
	【河川課】	【事業主体:国,県】

#### (6)教育

- ① 安全・安心な学校教育の確保
  - 1 学校施設の復旧・再建
    - 01 緊急 県立学校施設災害復旧事業
    - 02 緊急 県立学校教育設備等災害復旧事業
    - 03 緊急 私立学校施設設備災害復旧支援事業
    - 04 緊急 公立大学法人宮城大学災害復旧事業費補助金事業



	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	県立学校施設災害復旧事業	震災により被害を受けた県立学校施設について、応急復旧工事などを早急に行うとともに、著しい被害を受けた学校施設について、仮設校舎等の設置により教育環境を確保しながら必要な施設を整備するもの。
	【施設整備課】	【事業主体:国,県】
02 緊急	県立学校教育設備等災害復旧事業 業 復旧期 / 再生期 / 発展期	震災により被害を受けた県立学校の教育施設等について、早急に復旧を図り、安心して学べる教育環境を確保するもの。また、校舎に著しい被害を受けた学校においては、施設整備計画に合わせ、新たなニーズに対応した教育設備を整備するもの。
	【高校教育課】	【事業主体:国,県】
03 緊急	私立学校施設設備災害復旧支援事業	震災により被害を受けた私立学校設置者が行う施設設備災害復旧 事業に要する経費の一部を補助するもの。
	【私学文書課】	【事業主体:国,県】
04 緊急	公立大学法人宮城大学災害復旧 事業費補助金事業	震災により被害を受けた公立大学法人宮城大学が行う施設設備災害復旧事業に要する経費を補助するもの。
	<b>復旧期 〉 〉再生期〉 〉発展期</b> 〉 【私学文書課】	【事業主体:国,県】

### 2 被災児童生徒等の就学支援

01 緊急 被災児童生徒就学支援(援助)事業

02 緊急 高等学校等育英奨学資金貸付事業

03 緊急 私立学校授業料等軽減特別補助事業

04 緊急 県立高校通学手段緊急確保事業

- /	緊急	復興計画期間(H23年度~H32年度)							
取組項目∙事業		<b>復旧期(3年)</b> 平成23年度 平成24年度 平成25年度			再生期 (4年)			発展期 (3年)	
(6)教育 ①安全・安心な学校教育の確保 ②被災児童生徒等の就学支援 の1被災児童生徒就学支援(援助)事業	緊急								
02 高等学校等育英奨学資金貸付事業 03 私立学校授業料等軽減特別補助事業 04 県立高校通学手段緊急確保事業	緊急緊急								

	事業名	事 業 内 容
01 緊急	被災児童生徒就学支援(援助) 事業	震災により,経済的理由から就学等が困難となった世帯の小中学校の児童生徒を対象に,学用品費,通学費,修学旅行費,給食費等の緊急的な就学支援を行うもの。
	復旧期 再生期 発展期 発展期	
	【私学文書課,義務教育課】	【事業主体:国,県,市町村】
02	高等学校等育英奨学資金貸付事	震災により、経済的理由から就学が困難となった生徒の就学機会を
緊急	業	確保するため、貸付申請・添付書類の簡素化・定形化を行うもの。ま
		た,被災した償還者の償還金について猶予するもの。
	復旧期 角生期 発展期	
	【高校教育課】	【事業主体:国,県】
03	私立学校授業料等軽減特別補助	被災した幼児児童生徒の修学機会を確保するため、授業料等を減免
緊急	事業	する私立学校の設置者に対して補助を行うもの。
	復旧期	
	【私学文書課】	【事業主体:国、県】
04	県立高校通学手段緊急確保事業	震災で甚大な被害を受け、校舎使用が困難となった学校の再開に際
緊急		し、他校の校舎を利用する被災校の高校生の通学手段を確保するた
	復旧期	め、借上バスを運行委託するもの。
	【教育企画室】	【事業主体:国,県】

### 3 児童生徒等の心のケア

- 01 緊急 教育相談充実事業 [再掲]
- 02 緊急 高等学校スクールカウンセラー活用事業 [再掲]
- 03 緊急 学校復興支援対策教職員加配事業
- 04 緊急 学校・地域保健連携推進事業

T-47-T-1	緊急	復興計画期間(H23年度~H32年度)								
取組項目·事業		復旧期(3年) 平成23年度 平成24年度 平成25年度			再生期 (4年)			発展期 (3年)		
(6)教育 ①安全・安心な学校教育の確保 ③児童生徒等の心のケア の1教育相談充実事業[再掲] 02高等学校スクールカウンセラー活用事業[再掲] 03学校復興支援対策教職員加配事業	<b>緊急</b> 緊急									
04 学校·地域保健連携推進事業	緊急									

	事 業 名	事 業 内 容
01	教育相談充実事業	震災により精神的苦痛を受けた児童生徒が、一刻も早く正常な学習
緊急	[再掲] P. 35	活動に戻れるようにするため、スクールカウンセラーの設置・派遣な
NO.	[13,43]	どを通して、一人一人へのきめ細かい心のケアを行うとともに学校生
	復旧期 〉 再生期〉 〉発展期 〉	活の中で心の安定がはかられるよう、相談・支援体制の一層の整備を
		図るもの。
	【義務教育課】	【事業主体:国、県】
02	高等学校スクールカウンセラー	生徒が精神的に安定した学校生活を送れるよう支援するため、臨床
緊急	活用事業	心理に関して高度に専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラ
SKIL	「再掲)P. 35	一を配置・派遣するもの。
		CHUR NIVE / W UVV
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【高校教育課】	【事業主体:国,県】
03	学校復興支援対策教職員加配事	被災した児童生徒に対して、手厚い指導・支援体制を図るため、(仮
緊急	業	称) 東日本復興特区として、小・中学校で全学年35人学級編成を行
		うもの。また、震災で大きな被害を受けた被災地の学校を中心に、教
		職員などの人的体制を強化し、学校現場を早期に正常化するととも
	復旧期 〉 〉再生期〉 〉発展期	に、特に悲惨な体験をした児童生徒に対し心のケアを行うもの。
	【教職員課,義務教育課,高校教育課】	【事業主体:国,県】
04	学校・地域保健連携推進事業	公立小・中学校及び県立学校を対象に、心身の健康問題を抱えてい
緊急		る児童生徒の課題解決に向け、希望する学校に専門医等を派遣し、「心
		のケア」や「放射線と健康」などに関する研修会,健康相談等を実施
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	するもの。
	【スポーツ健康課】	【事業主体:国,県】

### 4 防災教育の充実

- 01 防災教育主任配置事業
- 02 防災教育等推進者研修事業

#### ○構成事業のスケジュール

	緊急		H32年度)					
取組項目•事業		復旧期(3年)				生期		発展期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)		(3年)
(6)教育 ①安全・安心な学校教育の確保 4 防災教育の充実								
01 防災教育主任配置事業 02 防災教育等推進者研修事業								

#### 〇事業概要

	事 業 名	事業内容
01	防災教育主任配置事業 (P. 140, 153 に再掲)	大震災の記憶が薄れることなく後世に伝わる仕組みを作るととも に、自然災害に対する危機意識を高め、学校教育における防災教育等
	復旧期	の充実を図るため、「(仮称) 東日本復興特区」として、全学校に防災 教育主任を配置することを制度化するもの。
	【教職員課】	【事業主体:国,県】
02	防災教育等推進者研修事業	公立小, 中学校及び県立学校の防災等に係る対応能力を高めるとと
	(P. 140, 153 に再掲)	もに、地域との連携を図り、学校を拠点とした防災に強い地域づくり
	復旧期	を推進していく必要があることから,防災教育の推進的役割を担う人 材を養成するもの。

### 5 「志教育」の推進

- 01 志教育支援事業
- 02 キャリア教育支援事業
- 03 進路達成支援事業
- 04 幼・保・小連携推進事業
- 05 小中学校学力向上推進事業
- 06 高等学校学力向上事業

		復興計画期間(H23年度~H32年度)								
取組項目·事業	重点 事項	復旧期(3年)				生期	発展期			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)	(3年)			
(6)教育										
①安全・安心な学校教育の確保										
5 「志教育」の推進										
01 志教育支援事業										
02 キャリア教育支援事業										
03 進路達成支援事業										
04 幼·保·小連携推進事業										
05 小中学校学力向上推進事業										
06 高等学校学力向上事業										

	事業名	事 業 内 容
01	志教育支援事業 復旧期 月生期 発展期	人間の生き方や社会の在り様を改めて見つめ直させた今回の震災 の経験を踏まえ、児童生徒に、自らが社会で果たすべき役割を主体的 に考えながら、より良い生き方を目指し、その実現に向かって意欲的 に物事に取り組む姿勢を育む教育を推進するもの。
	【義務教育課】	【事業主体:県,市町村】
02	キャリア教育支援事業	高校生が将来、震災復興後の地域の担い手となるよう、様々な体験を通して社会的自立・職業的自立に向けた基盤となる能力や態度を育成するため、学校と地域との連携を強化するとともに、各校の「志教育」への取組に対し支援するもの。
	【高校教育課】	【事業主体:県】
03	進路達成支援事業 復旧期 角生期 発展期	震災による被害を乗り越え、生徒に対して自らが社会でどのように 生きるべきかを考えさせ、志をもって高校生活を送ることができるよ う支援するもの。また、就職を希望する高校3年生に対しては、内定 率向上をめざした即効性のある取組を行うもの。
	【高校教育課】	【事業主体:県】
04	幼・保・小連携推進事業	震災により、子どもの生活環境や学習環境が大きく変化したことから、その変化に対応するため、合同研修会の開催や情報共有を含めた幼・保・小連携を一層推進するもの。
	【義務教育課】	【事業主体:県,市町村】
05	小中学校学力向上推進事業 復旧期 》 再生期 》 発展期	震災の体験から学ぶことの意義を再確認させながら学習習慣の形成を図るとともに、教員の教科指導力の向上を図るもの。また、学力向上に取り組む市町村教育委員会に対して支援を行うもの。
	【義務教育課】	【事業主体:県,市町村】
06	高等学校学力向上事業 復旧期 》 再生期 》 発展期	本県の復興に向けて、学ぶことの意義を実感させながら「確かな学力向上」を図る必要があるため、本県生徒の学力状況、学習状況の把握に努めるとともに、教員の授業力の向上と校内研修体制を充実するもの。
	【高校教育課】	【事業主体:県】

#### ② 家庭・地域の教育力の再構築

# 1 地域全体で子どもを育てる体制の整備

- 01 協働教育推進総合事業
- 02 家庭教育支援推進事業
- 03 豊かな体験活動推進事業
- 04 放課後子ども教室推進事業

		■ 復興計画期間(H23年度~H 東点 復興計画期間(H23年度~H							
		復旧期(3年)				再生期			期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		4年)		(3年	-)
(6)教育									
②家庭・地域の教育力の再構築									
■ 地域全体で子どもを育てる体制の整 備									
01 協働教育推進総合事業									
02 家庭教育支援推進事業									
03 豊かな体験活動推進事業									
04 放課後子ども教室推進事業							$\Rightarrow$		

	事 業 名	事 業 内 容
01	協働教育推進総合事業 (P. 142 に再掲) 復旧期 角生期 発展期	震災により、子どもを育てる環境が大きく損なわれていることから、子育てサポーターの養成など地域が協働して子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進し、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図るもの。
	【生涯学習課】	【事業主体:県,市町村】
02	家庭教育支援推進事業	被災による生活不安や心の傷を有する親子を支援し、家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する情報提供を積極的に行うことにより、家庭の教育力の向上を図るもの。
	【生涯学習課】	【事業主体:県,市町村】
03	豊かな体験活動推進事業	自然の中での農林漁業体験等を通して、児童の豊かな人間性や社会性などの育成を図るもの。
	復旧期	
	【義務教育課】	【事業主体:県,市町村】
04	放課後子ども教室推進事業 復 <sub>四期</sub>	被災した地域の子どもたちに対し、放課後や週末等に安全・安心な 学習活動拠点を設け、地域の方々の参画を得ながら子どもたちの成長 を地域全体で支えていく仕組みづくりをする市町村に対して補助を 行うもの。
	【生涯学習課】	【事業主体:国,県,市町村】

# 2 地域と連携した学校安全の確保

- 01 被災学校再生·復興支援事業
- 02 防災教育主任配置事業 [再掲]
- 03 防災教育等推進者研修事業 [再掲]
- 04 登校支援ネットワーク事業
- 05 学校安全教育推進事業

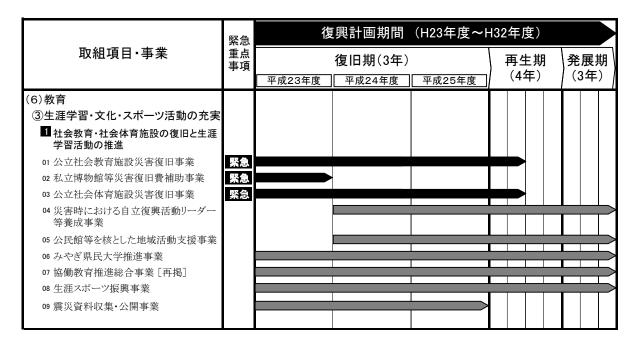
H-7		復	興計画期間	(H23年度~H	H32年	度)		
取組項目·事業	重点 事項	復旧期(3年)				主期	発展期	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)	(3年	F)
(6)教育								
②家庭・地域の教育力の再構築								
2 地域と連携した学校安全の確保								
01 被災学校再生•復興支援事業								$\Rightarrow$
02 防災教育主任配置事業 [再掲]								$\Rightarrow$
03 防災教育等推進者研修事業 [再掲]								$\Rightarrow$
04 登校支援ネットワーク事業								$\supseteq$
05 学校安全教育推進事業								$\Rightarrow$

事業名		事 業 内 容
01	被災学校再生・復興支援事業 <sub>復旧期</sub>	甚大な被害を受けた学校に対して人的体制の強化を図るとともに、 今回の災害での教訓を基に、「(仮称)災害に強い学校づくりガイドライン」の作成や(仮称)被災学校再生・復興支援チームの形成などにより、災害に強い学校の体制整備を図るもの。
	【教育庁総務課】	【事業主体:国,県】
02	防災教育主任配置事業 [再掲] P. 134, 153	大震災の記憶が薄れることなく後世に伝わる仕組みを作るとともに、自然災害に対する危機意識を高め、学校教育における防災教育等の充実を図るため、「(仮称) 東日本復興特区」として、全学校に防災教育主任を配置することを制度化するもの。
	【教職員課】	【事業主体:国,県】
03	防災教育等推進者研修事業 [再掲] P. 134, 153	公立小、中学校及び県立学校の防災等に係る対応能力を高めるとともに、地域との連携を図り、学校を拠点とした防災に強い地域づくりを推進していく必要があることから、防災教育の推進的役割を担う人材を養成するもの。
	【教職員課】	【事業主体:国,県】
04	登校支援ネットワーク事業	震災により問題や不安を抱えた児童生徒の環境問題(家庭,養育環境,友人関係等)の改善を図るため、学校の取組を支援するとともに、スクールソーシャルワーカー等の設置や学校、家庭、関係機関が連携したネットワークの構築により、多様な支援を行うもの。
	【義務教育課】	【事業主体:国,県】
05	学校安全教育推進事業	震災により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わり、登下校や 学校生活における安全への配慮や、防犯への配慮が必要となることか ら、被災状況とこれからの復旧状況に対応しながら、学校安全教育に 継続的に取り組むもの。
	【スポーツ健康課】	【事業主体:国,県】

#### ③ 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実

#### 1 社会教育・社会体育施設の復旧と生涯学習活動の推進

- 01 緊急 公立社会教育施設災害復旧事業
- 02 緊急 私立博物館等災害復旧費補助事業
- 03 緊急 公立社会体育施設災害復旧事業
- 04 災害時における自立復興活動リーダー等養成事業
- 05 公民館等を核とした地域活動支援事業
- 06 みやぎ県民大学推進事業
- 07 協働教育推進総合事業 [再掲]
- 08 生涯スポーツ振興事業
- 09 震災資料収集・公開事業

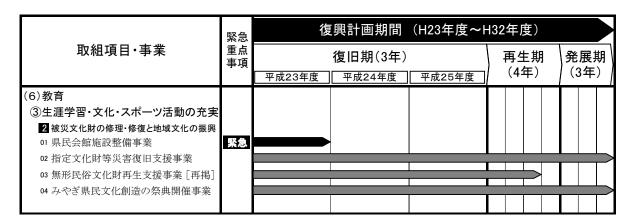


		事業内容
		7,7,7,7
01 緊急	公立社会教育施設災害復旧事業	震災により被害を受けた県立社会教育施設を復旧するとともに,使用が困難になった市町村の公民館等の社会教育施設の再建,復旧に対して支援するもの。
	<b>復旧期</b>	
	【生涯学習課】	【事業主体:国,県,市町村】
02 <b>緊急</b>	私立博物館等災害復旧費補助事業	被災した私立博物館等の復旧を図るため、被災事業者が実施する災害復旧事業に要する費用の一部を補助するもの。
	復旧期 〉   再生期 〉 発展期 〉	
	【生涯学習課】	【事業主体:国,県】
03 <b>緊急</b>	公立社会体育施設災害復旧事業	震災により被害を受けた県立社会体育施設(総合運動公園,宮城野原公園総合運動場等)を復旧するとともに,使用が困難になった市町村の社会体育施設の再建,復旧に対して支援するもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期 〉	
	【スポーツ健康課】	【事業主体:国,県,市町村】
04	災害時における自立復興活動リ	復興の担い手である住民主体の早期復興や地域づくりを推進する
	ーダー等養成事業	ため、自主的・自立的復興に取り組むことができる人材を養成すると ともに、地域における防災教育等のリーダーを養成するもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期 〉	
	【生涯学習課】	【事業主体:県】
05	公民館等を核とした地域活動支	公民館等を核として住民による自主・自立の震災復興気運を醸成す
	援事業	るため、市町村が実施する研修会など新たなコミュニティづくりを促
		進する事業に対して補助を行うとともに、コミュニティづくりに関す
	復旧期	る研修会を実施するもの。
	【生涯学習課】	【事業主体:県,市町村】
06	みやぎ県民大学推進事業	震災からの復興に向け、地域において生涯学習を推進する人材の育成と、その活用を図るため、学校や社会教育施設、NPO等との連携・
	復旧期	協力により、多様な学習機会を提供するもの。
	【生涯学習課】	【事業主体:県】
07	協働教育推進総合事業	震災により、子どもを育てる環境が大きく損なわれていることか
	[再掲] P. 138	ら,子育てサポーターの養成など地域が協働して子どもを育てる仕組
	復旧期	みづくりを積極的に推進し、地域全体で子どもを育てる体制の整備を 図るもの。
	【生涯学習課】	【事業主体:県,市町村】

	事業名	事 業 内 容
08	生涯スポーツ振興事業	被災者を含む全ての県民の健康増進と活力維持を図るため、地域や
	復旧期	年齢・性別,障害の有無に関わらず,誰もがスポーツに親しめるよう, 各種生涯スポーツイベント等の開催・指導者の育成・クラブの設立・ 運営を支援するもの。
	【スポーツ健康課】	【事業主体:県,市町村】
09	震災資料収集・公開事業	東日本大震災を後世に伝えるため、震災に関する図書・雑誌などを
		収集するとともに、県図書館内にコーナーを設置し、広く県民の利用
	復旧期	に供するもの。
	【生涯学習課】	【事業主体: 県】

## 2 被災文化財の修理・修復と地域文化の振興

- 01 緊急 県民会館施設整備事業
- 02 指定文化財等災害復旧支援事業
- 03 無形民俗文化財再生支援事業 [再掲]
- 04 みやぎ県民文化創造の祭典開催事業



	事業名	事 業 内 容
01 緊急	県民会館施設整備事業	本県の文化芸術活動の中核である宮城県民会館の修繕を早急に実施し、早期の施設再開を目指すもの。
	復旧期	
	【消費生活・文化課】	【事業主体:国,県】
02	指定文化財等災害復旧支援事業	震災により被害を受けた文化財の修理・修復を図るため、修理・修 復費用に対する補助を行うもの。
	復旧期	
	【文化財保護課】	【事業主体:国,県,市町村】
03	無形民俗文化財再生支援事業	震災で活動母体のコミュニティが失われたり,用具が流出・損傷し,
	[再掲] P. 15	活動の継続が困難になった地域の祭礼行事や民俗芸能等の無形民俗
	復旧期	文化財保護団体に対して、行事や芸能の再開を促すとともに、伝統文
	短山州 井工州 无成初	化の実施を通したコミュニティ再生の一助とするために、用具等の備
	【文化財保護課】	品の整備を支援するもの。 【事業主体:国、県、市町村】
04	みやぎ県民文化創造の祭典開催	被災市町等の学校や公共施設、福祉施設等に重点的にアーティスト
	事業	を派遣し、子どもたちを中心に地域住民が身近に芸術文化に触れあう
		ことのできる少人数・体験型の事業を中心に実施するもの。
	復旧期	
	【消費生活・文化課】	【事業主体:県,市町村】

# (7)防災・安全・安心

- ① 防災機能の再構築
  - 1 被災市町村における行政機能の回復
    - 01 緊急 市町村の行政機能回復に向けた総合的支援(人的支援を含む)
    - 02 緊急 災害復旧資金(貸付金)

## ○構成事業のスケジュール

	緊急		復興計画期間(H23年度~H32年度)							
取組項目 事業	重点 事項	復旧期(3年)				再生期			展期	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4年)		)	(3年)		
(7)防災·安全·安心										
①防災機能の再構築										
1 被災市町村における行政機能の回復										
01 市町村の行政機能回復に向けた総合 的支援(人的支援を含む)	緊急									
02 災害復旧資金(貸付金)	緊急									

	事業名	事 業 内 容
01 緊急	市町村の行政機能回復に向けた総合的支援(人的支援を含む)	震災により本庁舎に壊滅的な被害を受けた市町村の行政機能の回復を図るため、必要に応じ、職員派遣や事務の委託による支援等を行うもの。
	復旧期 角生期 発展期 発展期 【市町村課】	【事業主体:国、県、市町村】
02 <b>緊急</b>	災害復旧資金(貸付金)	世大な被害を受け、臨時に多額の資金需要が生じたことにより一時的な資金繰りに支障を来している市町村及び一部事務組合に対し、災害復旧資金を貸し付けるもの。
	1 2.1.179, / 175-179, / 7/1879,	

## 2 防災体制の再整備等

01 緊急 消防力機能回復事業

02 緊急 消防救急無線ネットワーク構築支援事業

03 緊急 防災ヘリコプター整備事業

04 緊急 石油コンビナート等防災対策事業

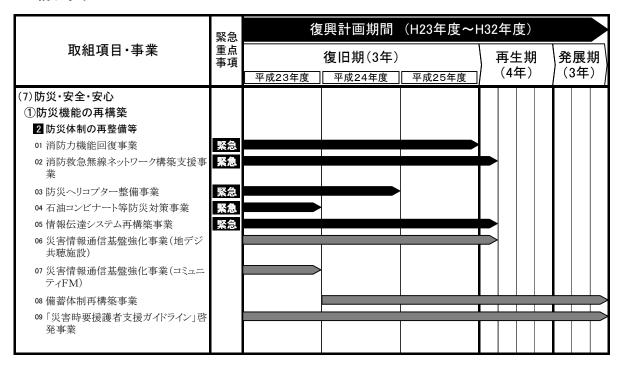
05 緊急 情報伝達システム再構築事業

06 災害情報通信基盤強化事業(地デジ共聴施設)

07 災害情報通信基盤強化事業 (コミュニティFM)

08 備蓄体制再構築事業

09 「災害時要援護者支援ガイドライン」啓発事業



	事業名	事 業 内 容
01 緊急	消防力機能回復事業 復旧期 角生期 発展期 発展期	震災により、消防庁舎や多くの消防車両が流失し沿岸部の市町を中 心に消防力が著しく低下しているため、早急に消防力を回復、増強す るもの。
	【消防課】	【事業主体:国,市町村】
02 <b>緊急</b>	消防救急無線ネットワーク構築 支援事業 復旧期 / 再生期 / 発展期	大災害時における通信手段を確実に確保するため,各消防本部の消防救急無線のデジタル化に移行に合わせて,国,県,各消防本部を結ぶネットワーク(共通波:全国波・県波)の多網化やバックアップ機能を構築するもの。
	【消防課】	【事業主体:国,市町村】
03 緊急	防災へリコプター整備事業 復旧期 角生期 発展期	津波により県防災ヘリコプターが流され使用不能となり、本来の災害対応、救急・救助活動に甚大な支障をきたしていることから、消防防災航空機能を回復させるため、国からの無償貸与を要望するとともに、それまでの間も貸与などにより、救助仕様等のヘリコプターを配備するもの。
04	【消防課】 石油コンビナート等防災対策事	【事業主体:国,県】 石油コンビナート等特別防災区域等における防災機能を再構築す
緊急	業 復旧期	るため、全壊状態となった防災資機材センターの建て替え及び津波で 流失した防災資機材の補充を行うもの。
05	【消防課】 情報伝達システム再構築事業	【事業主体:国,県】 震災により流出・損傷した防災に関する情報伝達システムの再構築
緊急	復旧期 角生期 発展期 【危機対策課】	展次により加山*預扇しため次に関する情報は建プステムの丹神楽を行うため、防災行政無線等を整備するもの。 【事業主体:国、県、市町村】
06	災害情報通信基盤強化事業(地デジ共聴施設)	住民の貴重な情報インフラであるテレビの地上デジタル放送への 円滑な移行を促進するため、被災した共聴施設の再整備を行う市町村 に対して補助金を交付するもの。
	<b>復旧期</b>	【事業主体:国,県,市町村】
07	災害情報通信基盤強化事業(コ	安全安心な生活環境の回復や地域社会の再開のため、災害時に、安
	ミュニティFM) 復旧期 海生期 発展期	否情報や被害情報など被災者向けの情報発信を行うコミュニティ FM 局の災害復旧をする者に対し、補助金を交付するもの。
	[2][177]	
	【情報政策課】	【事業主体:国,県】

	事 業 名	事業内容
08	備蓄体制再構築事業	大規模災害に備えるため、県として県内3箇所を拠点として市町村 の備蓄に関する緊急対応を支援するもの。
		VIII
	復日期 〉 再生期 〉 発展期	
	【危機対策課】	【事業主体:国,県,市町村】
09	「災害時要援護者支援ガイドラ	地震等の災害発生時に災害時要援護者が安全・確実に避難できる体
	イン」啓発事業	制を確保するため、「災害時要援護者支援ガイドライン」の周知・啓
		発を通じて、市町村の取組を支援するもの。
	復旧期	
	【保健福祉総務課】	【事業主体:県,市町村】

# 3 原子力防災体制等の再構築

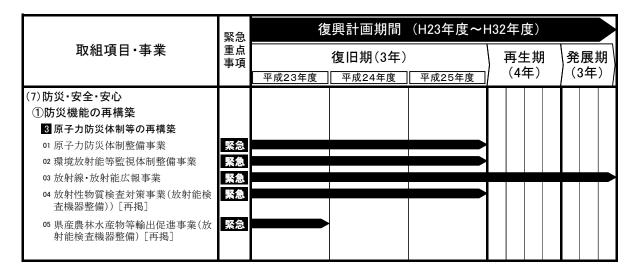
01 緊急 原子力防災体制整備事業

02 緊急 環境放射能等監視体制整備事業

03 **緊急** 放射線·放射能広報事業

04 緊急 放射性物質検査対策事業(放射能検査機器整備)[再掲]

05 緊急 県産農林水産物等輸出促進事業 (放射能検査機器整備) [再掲]



	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	原子力防災体制整備事業  ②	東北電力株式会社女川原子力発電所周辺地域の安全・安心の確保を図るとともに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故への対応を踏まえ、新たな原子力防災対策拠点施設を設置するなど、県内全域における原子力防災体制の整備を行うもの。なお、整備にあたっては、国の示す方針に基づき進めるとともに、県の全庁的な原子力災害対応体制を構築するもの。
02 緊急	環境放射能等監視体制整備事業	【事業主体:国,県】 東北電力株式会社女川原子力発電所周辺地域の安全・安心の確保を 図るとともに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故への対 応を踏まえ、新たな放射能等監視センターを設置するなど、県内全域 における環境放射能等の監視体制の整備を行うもの。
03 緊急	【原子力安全対策室】 放射線·放射能広報事業  ②	【事業主体:国,県】 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線や放射性物質の県内への影響を把握し、県民に正しい情報を提供するため、県内全市町村における放射線測定機器の整備・測定、ホームページによる放射線・放射能情報の提供、及びセミナーの開催等を行うもの。
04 緊急	【原子力安全対策室】 放射性物質検査対策事業(放射 能検査機器整備) [再掲] P. 101  ② P. 101	【事業主体:国,県】 県内産牛肉の食の安全・安心を確保するため、放射性物質の検査機器を整備するとともに、継続した検査体制を構築し、食肉処理施設に保管された市場出荷前の牛肉に含まれる放射性物質を検査するもの。 【事業主体:国,県】
05 緊急	県産農林水産物等輸出促進事業 (放射能検査機器整備) [再掲] P. 101 復旧期 》 再生期 》 発展期 》	県内企業の輸出品の放射線量を測定し輸出継続を支援するため、放射能検査機器を導入するとともに、導入した機器を用いて輸出向け以外の農林畜産物の検査を実施するもの。 【事業主体:国、県】

# 4 災害時の医療体制の確保

01 緊急 医療施設耐震化事業 [再掲]

02 緊急 大規模災害時医療救護体制整備事業 [再掲]

03 緊急 救急医療情報センター運営事業 [再掲]

## ○構成事業のスケジュール

	緊急								
取組項目·事業	重点 事項		復旧期(3年)			上期	発展		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4:	年)	(3左	₣) /	
(7)防災·安全·安心									
①防災機能の再構築									
4 災害時の医療体制の確保									
01 医療施設耐震化事業 [再掲]	緊急								
02 大規模災害時医療救護体制整備事業 [再揭]	緊急								
03 救急医療情報センター運営事業 [再掲]	緊急								

	事 業 名	事 業 内 容
01	医療施設耐震化事業	災害時の医療体制を確保するため、災害拠点病院等の耐震化(耐震
緊急	[再掲] P. 25	診断及び耐震性を欠く既存施設の建て替え・補強)の費用を補助する
	復旧期	もの。
	【医療整備課】	【事業主体: 県】
02	大規模災害時医療救護体制整備	大規模災害に備えるため、救命救急センター等における自家発電設
57年	事業	備の強化、DMATの養成と政府総合防災訓練への参加支援等を行う
緊急	• • • • •	「畑ツカ出し,DMAIの食成と政内応日内火訓練へり参加又接守を行う」
	[再掲] P. 25	もの。
	復旧期	
	【医療整備課】	【事業主体:国,県,市町村】
03	救急医療情報センター運営事業	大規模災害時に各医療機関が診療の継続に必要とする物資や人的
緊急	[再掲] P. 25	支援について速やかに把握し、その支援体制を確保するため、情報シ
	復旧期	ステムを整備するもの。
	【医療整備課】	【事業主体:国,県】

# 5 教育施設における地域防災拠点機能の強化

- 01 防災教育主任配置事業 [再掲]
- 02 防災教育等推進者研修事業 [再掲]
- 03 防災拠点としての学校づくりモデル事業

## ○構成事業のスケジュール

	緊急								
取組項目∙事業	重点 事項		復旧期(3年)				生期		展期
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)		(3	年)
(7)防災·安全·安心									
①防災機能の再構築									
5 教育施設における地域防災拠点機能 の強化									
01 防災教育主任配置事業 [再掲]									$\Rightarrow$
02 防災教育等推進者研修事業 [再掲]									$\Rightarrow$
03 防災拠点としての学校づくりモデル事									$\rightarrow$
業									

	事 業 名	事 業 内 容
01	防災教育主任配置事業 [再掲] P. 134, 140	大震災の記憶が薄れることなく後世に伝わる仕組みを作るとともに、自然災害に対する危機意識を高め、学校教育における防災教育等の充実を図るため、「(仮称) 東日本復興特区」として、全学校に防災教育主任を配置することを制度化するもの。
	【教職員課】	【事業主体:国,県】
02	防災教育等推進者研修事業 [再掲] P. 134, 140	公立小、中学校及び県立学校の防災等に係る対応能力を高めるとともに、地域との連携を図り、学校を拠点とした防災に強い地域づくりを推進していく必要があることから、防災教育の推進的役割を担う人材を養成するもの。
	【教職員課】	【事業主体:国,県】
03	防災拠点としての学校づくりモデル事業 復旧期 / 再生期 / 発展期	今回の震災では多くの公立学校が避難所や防災拠点として活用された事実を踏まえ、公立学校の防災機能及び防災教育機能を高めることにより、今後の災害の現実的な対応に備えるもの。
	【教育庁総務課】	【事業主体:国,県】

# ② 大津波等への備え

# 1 津波避難施設の整備等

01 緊急 津波避難施設等整備事業

02 緊急 木造住宅等震災対策事業 [再掲]

## ○構成事業のスケジュール

取組項目•事業	緊急	復興計画期間(H23年度~H32年度)								
	重点 事項	復旧期(3年)				.期	発展期			
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4年)		(3年)			
(7)防災・安全・安心 ②大津波等への備え ■津波避難施設の整備等	EV 44									
01 津波避難施設等整備事業 02 木造住宅等震災対策事業 [再掲]	緊急									

	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	津波避難施設等整備事業 復旧期 入 再生期 入 発展期 入	大津波に備えるため、沿岸市町に対し、津波避難に資するための建築物 (津波避難ビルなど)、津波避難タワー、避難誘導に資する施設の建設・整備に必要となる経費について補助するもの。
	【危機対策課】	【事業主体:国,県,市町村】
02 緊急	木造住宅等震災対策事業 [再掲] P. 13, 157	県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、旧耐震基準で建築された木造住宅等の耐震診断・耐震改修に対し、助成等を行うもの。
	復旧期	
	【建築安全推進室】	【事業主体:国,県,市町村】

# 2 震災記録の作成と防災意識の醸成

- 01 大震災記録作成・普及啓発事業
- 02 津波対策強化推進事業

# ○構成事業のスケジュール

取組項目·事業	緊急	復興計画期間(H23年度~H32年度)							
	重点 事項	復旧期(3年)				再生期		発展期	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	(4年)		(3年)	
(7) 防災・安全・安心 ②大津波等への備え ②震災記録の作成と防災意識の醸成 01 大震災記録作成・普及啓発事業	緊急								
02 津波対策強化推進事業									

### 〇事業概要

	事 業 名	事 業 内 容
01	大震災記録作成・普及啓発事業	防災意識の風化を防ぐため、今回の大震災の記録を作成し、防災教 育や普及啓発活動に活用するもの。
	復旧期 再生期 発展期	
	【危機対策課】	【事業主体:県】
02	津波対策強化推進事業	津波により甚大な被害を受けた被災者の生活再建を図るため、住民 参画による津波に備えた土地利用の検討や、津波シンポジウム等を開 催することにより、住民への意識啓発活動を行うもの。
	【防災砂防課】	【事業主体:国,県,市町村】

- ③ 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化
  - 1 地域防災リーダーの養成等
    - 01 緊急 地域防災力向上事業

## ○構成事業のスケジュール

取組項目·事業	緊急	復興計画期間(H23年度~H32年度)							
	重点 事項	復旧期(3年)				再生期		発展期	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4	年)		(3	(3年)
(7)防災・安全・安心									
③ 自助・共助による市民レベルの防災 体制の強化									
1 地域防災リーダーの養成等									
01 地域防災力向上事業	緊急								

	事 業 名	事 業 内 容
01 緊急	地域防災力向上事業	大規模災害発生時には、公的機関の対応に加え、地域コミュティの中で組織される自主防災組織による対応が不可欠であるため、この組織において中心的役割を果たす地域防災リーダーを養成するもの。また、一般県民を対象とした防災学習についても、新たに津波対策を盛り込むなど充実させた内容で実施するもの。
	[7년]	【事業主体:県,市町村】

# 2 木造住宅等の震災対策

01 緊急 木造住宅等震災対策事業 [再掲]

#### ○構成事業のスケジュール

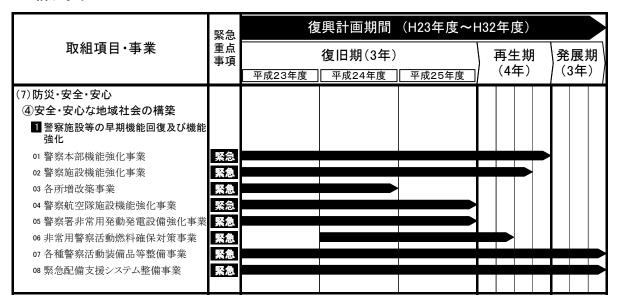
	緊急 重項	復					
取組項目·事業			復旧期(3年)	再生期	発展期		
<u>'</u>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	(4年)	(3年)	
(7)防災·安全·安心							
③ 自助・共助による市民レベルの防災 体制の強化							
2 木造住宅等の震災対策							
01 木造住宅等震災対策事業 [再掲]	緊急						

	事 業 名	事 業 内 容
91 緊急	木造住宅等震災対策事業 [再掲] P. 13, 154 復旧期	県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、倒壊の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた木造住宅等の耐震診断・耐震改修に対し、助成等を行うもの。
	【建築安全推進室】	【事業主体:国,県,市町村】

#### 4 安全・安心な地域社会の構築

### 1 警察施設等の早期機能回復及び機能強化

- 01 緊急 警察本部機能強化事業
- 02 緊急 警察施設機能強化事業
- 03 緊急 各所増改築事業
- 04 緊急 警察航空隊施設機能強化事業
- 05 緊急 警察署非常用発動発電設備強化事業
- 06 緊急 非常用警察活動燃料確保対策事業
- 07 緊急 各種警察活動装備品等整備事業
- 08 緊急 緊急配備支援システム整備事業



	事業名	事 業 内 容
01 緊急	警察本部機能強化事業 復旧期 》 再生期》 発展期 》	警察本部庁舎及び設備の一部が損傷しており、万全な警察体制を確保する必要があるため、「庁舎機能復旧」、「庁舎機能拡充」及び「庁舎機能再生・高度化」を柱として取り組みを進めるもの。
	【警察本部装備施設課ほか】	【事業主体:国,県】
02 緊急	警察施設機能強化事業	多数の警察施設が流出又は損壊の壊滅的被害を受けるなどしており、治安維持の体制整備が必要なため、警察施設の早期機能回復・強化を図るもの。
	復旧期	【事業主体:国,県】
03 緊急	各所増改築事業	防犯・防災に配慮した安全・安心な地域社会の構築を図るため、一 部損傷等被災した警察施設の増改築を行うもの。
	復旧期	<b>【</b>
04 <b>緊急</b>	【警察本部装備施設課】 警察航空隊施設機能強化事業	【事業主体:国,県】 災害対策活動の拠点としての機能を向上させるため,多大な被害を 受けた宮城県警察航空隊施設を早急に復旧・強化するもの。
	復旧期	
0.5	【警察本部装備施設課ほか】	事業主体:県
05 緊急	警察署非常用発動発電設備強化 事業	警察署に設置されている非常用発動発電設備は、老朽化が著しく容量が小さいことから、災害に強い警察施設の構築を図るため、容量がより大きな非常用発動発電設備を早期に整備するもの。
	復旧期	
06	【警察本部装備施設課】 非常用警察活動燃料確保対策事	【事業主体:国,県】 震災によりガソリンスタンドでの警察車両への燃料補給が困難と
緊急	<b>業</b>	展及によりガブリンスケンドでの青宗年间での別が行品和の国籍となったことから、災害時の警察活動を維持するため、警察施設内に自家用給油所を整備するなどにより、燃料等の一定の備蓄を行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期 〉	
	【警察本部装備施設課】	【事業主体:県】
07 緊急	各種警察活動装備品等整備事業	使用不能となった警察車両や警察装備資機材について、治安維持に 必要な基盤の早期回復を図るため、各種警察活動装備品等を補充・整 備するもの。
	復旧期	
	【警察本部装備施設課ほか】	【事業主体:国,県】

	事業名	事 業 内 容
08	緊急配備支援システム整備事業	震災による生活困窮を理由とした窃盗事件等の各種犯罪の発生が
緊急	復旧期	予測されることから,治安維持体制を確保するため,緊急配備支援システム等により,捜索活動等で不足する治安維持体制を補うもの。
	【警察本部刑事総務課】	【事業主体:県】

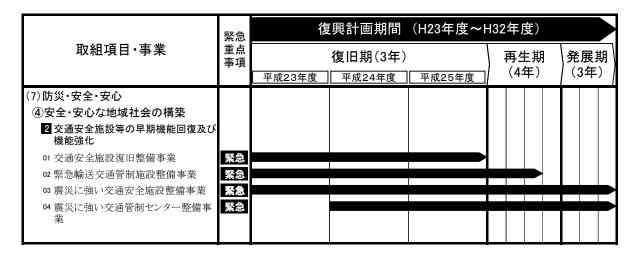
## 2 交通安全施設等の早期機能回復及び機能強化

01 緊急 交通安全施設復旧整備事業

02 緊急 緊急輸送交通管制施設整備事業

03 緊急 震災に強い交通安全施設整備事業

04 緊急 震災に強い交通管制センター整備事業



	事業名	事 業 内 容
01 緊急	交通安全施設復旧整備事業	災害復興活動に従事する車両等の交通の安全と円滑な交通環境を 確保するため、甚大な被害を受けた交通管制センター、交通信号機、 道路標識等の交通安全施設を早急に整備するもの。
	【警察本部交通規制課】	【事業主体:国,県】
02 <b>緊急</b>	緊急輸送交通管制施設整備事業 復印期 再生期 発展期	震災時における緊急交通路の円滑化や迅速な救援活動を支援する 交通環境を確保するため、交通管制センター端末機器、交通信号機の 付加装置等を整備するもの。
	【警察本部交通規制課】	【事業主体:国,県】
03 <b>緊急</b>	震災に強い交通安全施設整備事業	折損しない鋼管製信号柱への改良や信号灯器の軽量化のための信号灯器のLED化改良等,震災時に対応可能な交通安全施設を整備するもの。
	復旧期 再生期 発展期	
04	【警察本部交通規制課】 震災に強い交通管制センター整	【事業主体:国,県】 震災復興等における交通の安全で円滑な道路環境を実現するため,
緊急	横事業	最次復興等における文地の女主で内積な追路東見を実現するため、 最新の情報通信技術を活用した震災に強い交通管制センターを構築 するもの。
	復旧期	
	【警察本部交通規制課】	【事業主体:国,県】

## 3 防犯・防災に配慮した安全・安心な地域社会の構築

- 01 緊急 生活安全情報発信事業
- 02 緊急 地域安全対策推進事業
- 03 緊急 安全・安心まちづくり推進事業

## 構成事業のスケジュール

	緊急	復興計画期間(H23年度~H32年度)								
取組項目·事業		復旧期(3年)				再生期 (4年)			夏期 (主)	
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	\ '	(44)		(3年)		
(7)防災・安全・安心 ④安全・安心な地域社会の構築 3 防犯・防災に配慮した安全・安心な地 域社会の構築										
01 生活安全情報発信事業	緊急									
02 地域安全対策推進事業	緊急									
03 安全・安心まちづくり推進事業	緊急									

- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1		
	事 業 名	事 業 内 容
01	生活安全情報発信事業	関係機関と連携した被災地の治安対策が求められていることから、
緊急		避難所,応急仮設住宅,学校等を対象に,各種広報手段を活用し,防
		犯情報や生活安全情報等の提供を行うもの。
	復旧期 〉 再生期〉 発展期	
	【警察本部生活安全企画課ほか】	【事業主体:国,県】
02	地域安全対策推進事業	安全・安心な地域社会を構築するためには、被災地を中心としたパ
緊急		トロール活動の強化と不在交番の解消を図る必要があることから、そ
	復旧期 角生期 発展期	の役割を担う交番相談員を増員するもの。
	【警察本部地域課】	【事業主体:国,県】
03	安全・安心まちづくり推進事業	地域のコミュニティ活動の担い手が被災したことにより,これまで
緊急		住民や事業者等が主体的に取り組んできた安全・安心まちづくり活動
	復旧期 〉 再生期〉 発展期 〉	の停滞が懸念されることから、安全・安心まちづくり団体に対し支援 等を行うもの。
	【共同参画社会推進課】	【事業主体: 県】